

平成 1 8 年 9 月南伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9 月 1 1 日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
諸般の報告.....	4
町長行政報告.....	4
一般質問.....	9
漆 田 修 君.....	9
保 坂 好 明 君.....	20
横 嶋 隆 二 君.....	38
谷 川 次 重 君.....	54
清 水 清 一 君.....	67
散会宣告.....	76
署名議員.....	79

第 2 号 (9 月 1 2 日)

議事日程.....	81
本日の会議に付した事件.....	82
出席議員.....	82
欠席議員.....	82

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	82
職務のため出席した者の職氏名.....	83
開会宣告.....	84
会議録署名議員の指名.....	84
開議宣告.....	84
議第 6 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	84
議第 6 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	86
議第 6 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	88
議第 6 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	94
議第 6 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	97
議第 6 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	109
議第 6 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	112
議第 6 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	115
議第 6 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	118
議第 6 9 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	119
議第 7 0 号の上程、説明、審査意見書の報告、質疑、委員会付託.....	127
議第 7 1 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	129
議第 7 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	132
議第 7 3 号～議第 7 5 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決.....	134
議第 7 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	138
議第 7 7 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	140
議第 7 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	142
議第 7 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	144
議第 8 0 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	146
議第 8 1 号の上程、説明、審査意見書の報告、質疑、委員会付託.....	148
閉議及び散会宣告.....	156
署名議員.....	159

第 3 号 (9 月 2 1 日)

議事日程.....	161
-----------	-----

本日の会議に付した事件.....	161
出席議員.....	161
欠席議員.....	162
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	162
職務のため出席した者の職氏名.....	162
開議宣告.....	163
会議録署名議員の指名.....	163
議第62号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	163
議第63号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	165
議第69号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	166
議第70号～議第72号、議第76号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	172
議第77号、議第80号及び議第81号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	175
まちづくり特別委員会中間報告についての上程、報告、質疑.....	177
発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	182
閉会中の継続調査申出書の件.....	184
閉議及び閉会宣告.....	184
署名議員.....	187

平成18年9月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

平成18年9月11日(月)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
4番	谷川次重君	6番	梅本和熙君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	石井福光君	12番	横嶋隆二君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	助役	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	鈴木博志君
企画調整課長	高橋一成君	建設課長	奥村豊君
産業観光課長	外岡茂徳君	窓口税務課長	石井司君
健康福祉課長	小島徳三君	会計室長	佐藤博君

教育委員会 谷 正 君 水道課長 小坂孝味君
事務局 生活環境課長 大年清一君 総務係長 松本恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山本正久 主 幹 栗田忠蔵

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（藤田喜代治君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより、平成18年9月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

議事日程説明

議長（藤田喜代治君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

開議宣告

議長（藤田喜代治君） これより、本会議第1日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（藤田喜代治君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

10番議員 渡 邊 嘉 郎 君

11番議員 石 井 福 光 君

会期の決定

議長（藤田喜代治君） 会期の決定を議題といたします。

会期は議事日程のとおり、本日から9月21日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は9月11日より9月21日までの11日間と決定いたしました。

諸般の報告

議長（藤田喜代治君） 諸般の報告を申し上げます。

平成18年6月定例会以降開催されました行事は、お手元に印刷配付いたしましたとおりであり、各行事に参加いたしましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

町長行政報告

議長（藤田喜代治君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） おはようございます。

本日より9月定例会よろしく願いいたします。

それでは、平成18年南伊豆町議会の9月定例会の開会に当たり、次の7項目について行政報告を申し上げます。

1、青野大師ダムの竣工について。

青野大師生活貯水池、通称青野大師ダム、愛称青野大師湖の竣工式が8月22日に国土交通省、静岡県、南伊豆町、工事関係者ら約140人の出席のもとダム湖畔で行われました。記念セレモニーではみなみ太鼓振興会の演奏に合わせて記念碑の除幕、堤体左岸ではテープカットが行われ、地元の南上保育所の園児たちが風船を大空に放ち、地権者代表と園児を先頭に

出席者全員で堤体の渡り初めを行いました。

青野大師ダムは、洪水調整、流水の正常な機能の保持、水道用水確保を目的に昭和62年度からダム建設適地調査が始まり、平成3年に青野川水系の2級河川鈴野川河川総合開発事業としてスタートし、工事用道路、つけかえ林道の建設を経て平成14年12月に本体工事に着手、平成16年11月に完了し、昨年10月から本年4月まで試験湛水、監視、計測が行われ機能に異常がないことが確認されたことにより、調査開始から19年の歳月を要しこのたびの完成を迎えました。

本体の堤高は39.5メートル、堤頂長126メートルの重力式コンクリートダムで、総貯水容量29万5,000トン、有効貯水容量24万トン、総事業費は78億6,000万円で、国・県が94.5%、町が5.5%を負担しました。ダム稼働により町は日量2,000トンの水道用水が取水可能となりました。

町といたしましても、完成したダム周辺の環境整備を図り、町民の憩いの場として、また観光資源としての有効利用と住民の生活基盤発展に貢献できるよう取り組んでまいります。

2、ブロードバンド基盤整備事業について。

南伊豆町では、電子自治体等高度情報通信社会に対応した行政の実現のため、さまざまな情報化施策を推進しております。

南伊豆町内の通信情報基盤の現況は、南伊豆局電話番号62局と南崎局電話番号65局で始まる地域にはADSLサービスを利用できる高速通信回線が整備されております。しかし、蛇石局の電話番号64局と妻良局の67局で始まる地域はサービスの対象外となっております。通信情報基盤は通信事業者による整備が基本ではありますが、このような地域格差は、町民が等しくIT社会の恩恵を享受するという理念から、行政にとっても重要な課題であると認識しております。

今後、ますます高度情報通信社会になっていくことが確実視される中、通信の未整備により産業、教育、医療などの生活面から、趣味や娯楽に至るさまざまな面で他地域との格差が広がることが危惧されます。

このような状況を踏まえ、町では、今年度ブロードバンド基盤整備に対する支援制度を創設し、静岡県とも連携しつつ早期にブロードバンドの地域格差が解消できるよう積極的に取り組んでまいります。6月には、サービス対象外の64局と67局管内の住民を対象とした、インターネットの高速化及び通話料金削減に関する通信整備の説明会を、商工会の主催で開催したところでございます。

今後の事業スケジュールとしましては、今議会でブロードバンド基盤整備事業にかかる補助金として、補正予算計上させていただいておるところですが、議決後、静岡県要綱及び要領に基づいて公募による通信事業者の業者決定をした上で、年度内にサービス開始できるように進めていく所存であります。

3、台風7号災害について。

8月8日（火曜日）から8月9日（水曜日）にかけての台風7号は、伊豆半島への上陸は免れましたが、伊豆南部に大きなつめ跡を残しました。

静岡地方気象台によりますと、台風7号による石廊崎での降雨量は8日午前3時半からの24時間雨量が311ミリと、8月の降雨量が観測史上最大であったと発表しております。町の雨量計でも下賀茂で8日午後11時から9日午前0時にかけての時間雨量は61.5ミリ、総雨量351.5ミリ、蛇石では8日午後11時から9日午前0時にかけての時間雨量は41ミリ、総雨量276ミリを記録しました。この記録的な豪雨により町内いたるところで道路や河川護岸の崩壊や風倒木による被害が発生しました。

青市地区では民家の裏山、下流地区でも民宿の裏山が崩壊し、帰省客や観光客を初め14名がそれぞれの地区公民館に自主避難しました。

この台風による町の対応は、8日17時15分に職員を増員させる第1次配備体制をしくとともに、職員全員の自宅待機を命じ台風接近に備えました。

そして、23時30分に雨足が非常に強くなったため、総務課、建設課、健康福祉課の職員を緊急招集し、参集した職員11名により情報収集や被害調査に当たる一方、9日0時30分には河川の増水により、水防本部を設置し、石廊崎、大瀬、下流、二条、妻良の各地区水防団（消防団）に対し水防活動を指示し、団員47名は増水による河川監視等の水防活動に当たりました。1時20分には青野川の水位が、通報水位300センチ及び警戒水位350センチに対し276センチと最高に達し、4時には234センチと危険な状態が過ぎたため、水防本部を廃止しました。

9日7時10分には、風倒木による全面通行どめの県道下田南伊豆線と、雨量規制のため運転見合わせの伊豆急行線の周知のため同報無線により広報いたしました。7時30分に災害対策本部を設置し、町内全域の情報収集、被害地区の家屋や、道路、河川などの崩壊箇所等の災害調査を実施し、浸水家屋への石灰配布や幹線道路の通行確保に努めました。11時51分に大雨警報が解除となり、切迫した危険はないと判断し災害対策本部を12時に廃止しました。

被害状況の集計結果は、住家被害が床下浸水5棟、非住家床下浸水1棟、公共土木施設の

道路崩壊10カ所、河川護岸崩壊12カ所、単独土木施設の倒木処理、崩土、落石処理62カ所、単独農林漁業施設の林道、農道、農業用水路、漁港等の崩土処理10カ所、漁港施設のしゅんせつ1カ所、農業用水路の小規模工事1カ所となりました。

4、夏の観光客入り込み状況について。

本年の7月から8月における観光客、海水浴客等の入り込み状況及び対前年比について、次のような結果がまとまりましたので報告させていただきます。

夏の観光客入り込み状況及びイベント参加者対前年比。

弓ヶ浜海水浴場が今年度7月、8月計で9万950人、前年比が92.22%。

以下ごらんのようになっておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

昨年の夏は、梅雨明けも7月13日と例年になく早く、猛暑が続き好天にも恵まれ多くの観光客の入り込みに期待したところでありましたが、民宿旅館等宿泊客数は一昨年よりも減少でありました。

ことしの梅雨明けは、7月30日と例年に比べ記録的なおくれとなりました。さらに、8月8日から9日未明にかけて台風7号が伊豆半島沖を通過した影響により、昨年と比べて来客数が大幅に減少したところであります。

しかし、ことしの子浦海水浴場の海水浴客は、対前年比119.90%、1,101人の増となりました。弓ヶ浜の海水浴場の海水浴客は、対前年比92.22%、7,670人の減となりました。民宿旅館等の宿泊客数は天候の影響により、旅館等が対前年比90.54%、4,638人の減、民宿が対前年度比82.17%、8,185人の減となり、昨年と比べ大幅に落ち込む結果となりました。これは、天候の影響と長引く景気の低迷や少子化による家族旅行の減少、若者の観光ニーズの多様化等が原因と考えられます。

また、観光施設につきましては対前年比93.67%、2,394人の減となりました。

その他、各地域で実施した花火大会や祭り等も対前年比79.52%、8,351人の大幅な減となりました。

5、町営温泉（銀の湯、みなと湯）の4月から8月までの利用状況について。

町営温泉（銀の湯、みなと湯）につきましては、町民の皆様はもとより、町外の観光客の皆様にも愛される温泉会館を目指し、日夜サービスの向上を目指しているところであります。

昨年度も実施しました子供の日、母の日、父の日の各記念日に無料入浴サービス及び粗品のプレゼントを実施し、利用者の皆様に大変好評をいただいております。

本年度は、繁忙期における銀の湯への応援と職員研修に基づく心構え、おもてなし等を研

さんするため、学校給食調理員を夏季休業中に臨時応援体制を組み（延べ人数20名、延べ日数20日）、より一層のサービス向上を目指したところであります。また9月1日からの月・金曜日の週2回（7月と8月と12月25日から1月10日、祝日を除く）高齢者の健康づくりの一環として銀の湯会館の温泉効果により、老人医療費の軽減につなげるため、70歳以上の町内の高齢者を2時間以内の利用に限り300円（4割引き）で入浴していただくことにしました。

入館者の入り込み状況につきましては、4月、5月、6月と前年を上回り好調でしたが、7月は梅雨明けが大幅におくれたため減少となりました。8月は前年とほぼ同様となりました。

また、銀の湯会館は本年度も食堂及び売店の充実に努め、軽食や土産品の新しいメニューを加えましたが、物品販売収入の4月から8月の実績は前年に対し10%の減収となりました。利用状況は次のとおりであります。

町営温泉利用状況、各記念日の利用状況、銀の湯会館、みなと湯、それぞれ記載のとおりでございます。ごらんいただきたいと思います。

6、軽油代替燃料（BDF）について。

学校給食や宿泊施設などから排出される廃食用油を利用した軽油代替燃料（BDF）の給油施設が、このたび清掃センター内に完成しました。

BDFは、清掃センターや学校に保管してある廃食用油を業者が回収、精製し燃料として販売しているもので、軽油と比べて価格が安く、硫黄酸化物、二酸化炭素や黒煙の排出量も少なく地球環境に優しいエコ燃料といわれ、本年4月から容器に保管し清掃センターの公用車に使用してきました。この施設の完成により、燃料の保管や給油の安全で迅速な処理及び給油量の適正管理が可能になり、9月中にはマイクロバスにもBDFの使用を予定しております。

今後は、一般家庭から排出される廃食用油の回収方法を検討し、さらにごみの減量化や資源再利用に取り組んでまいりたいと思います。

7、主要建設事業等の発注状況について。

平成18年度第2・四半期（7月から9月）における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

妻良漁港漁業集落環境整備事業排水処理施設実施設計業務委託1,109万9,550円、株式会社日本水道設計社静岡営業所。町道成持吉祥線用地測量業務委託735万円、株式会社ウエマツ

コンサルティング。17年災117号普通河川赤穂浦川河川災害復旧工事444万1,500円、伸和建設。銀の湯橋橋梁塗りかえ工事475万4,400円、不二山塗装。宮前橋高欄取りかえ工事309万7,500円、株式会社南伊豆造園土木。青市区内9号線道路維持工事218万4,000円、株式会社西田。町道伊浜線道路改良工事819万円、株式会社保坂建設。妻良漁港漁業集落環境整備事業緊急遮断弁設置工事892万5,000円、株式会社保坂建設。妻良漁港漁業集落環境整備事業配水池外構施設設置工事270万9,000円、株式会社保坂建設。公共下水道事業手石処理分区管渠築造工事（第1工区）3,444万円、株式会社南伊豆造園土木。公共下水道事業手石処理分区管渠築造工事（第2工区）3,276万円、五味建設株式会社。公共下水道事業手石処理分区管渠築造工事（第3工区）1,879万5,000円、東洋建設株式会社静岡営業所。公共下水道事業手石マンホールポンプ設置工事1,281万円、株式会社鶴見製作所中部支店。町道大平B線道路改良工事7,612万5,000円、長田建設工業株式会社。下流漁港漁村再生交付金事業沖防波堤建設工事4,410万円、河津建設株式会社。県単補助治山賀茂磯事業509万2,500円、朝倉建設株式会社。青野地区観光施設新設工事1,614万9,000円、有限会社平井工務店。消防ポンプ車購入1,522万5,000円、株式会社モリタ東京ポンプ営業部。町立竹麻小学校屋内運動場屋根改修工事945万円、長田建設工業株式会社。町立南中小学校屋内運動場屋根塗装工事283万5,000円、山崎塗装。町立南中小学校屋内運動場破風部補修工事220万5,000円、栄建設株式会社。妻良漁港漁業集落環境整備事業排水処理施設地質調査業務委託220万5,000円、株式会社建設基礎調査設計事務所。町道南伊豆中学校線道路維持工事573万7,200円、栄建設株式会社。

以上で、平成18年9月定例会の行政報告を終わります。

議長（藤田喜代治君） これにて行政報告を終わります。

一般質問

議長（藤田喜代治君） これより一般質問を行います。

漆 田 修 君

議長（藤田喜代治君） 8番議員、漆田修君の質問を許可いたします。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） 通告に従い市町村合併問題、そしてあと社協施設と地域支援センターのあり方、そしてあとキャンプ禁止条例等のこの3点について質問いたします。

最初に、市町村合併問題についてであります。これは、さきに共同通信社と静岡新聞の共同アンケートという形で県内の42の首長に対するアンケートを、実際の将来像を含めたアンケートがされました。これは、静岡新聞をこちらにお持ちしておりますが、ちょっと汚れていますけれども、静岡新聞の第1面に非常に大きく掲載されたという経緯がございます。それを受けて一般の読者に対する波及というのは非常に大きなものがあると私は考えております。これはアンケートのやり方にも実は問題がありますが、ある方向へ誘導するためにアンケートの内容をそのように、順を追って誘導的に進めるというアンケートであったのかなと私は思う面もあるんですが、その中で我が町の首長は、市町長が必要と考える自治体の規模というところで、町においては、3つしかないんですが、南伊豆町と小山町と川根本町、この3町のみが現状が適当であるという表示になっておりました。

これを受けて我が町の町民は、常日ごろ、昨年の5月以降の選挙以降、我が町長は郡下の市町の動向を見ながら最終的には決めると、そして、最終的には市町村合併もやむを得ないだろうというような表現をずっととってこられました。これは皆さんは承知のことではありますがね。そういうことを考えたときに、どうしてこのアンケートにこういうような答えが載ってしまったのか、このような答えをしてしまったのか、その辺のまずいきさつ、町長の見解と申しましょうか、それでも結構ですが、それをまず最初にお伺いしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えいたします。

ただいまのアンケートの件でございますけれども、今、漆田議員も言われたように、共同通信社が実施した全国自治体トップアンケートに、これに便乗の形で静岡新聞社が調査した件だということでもあります。

調査内容ですけれども、これは今後の行財政運営に当たり町の現状の規模をどう考えるかといった質問で、合併についての質問ではありませんでした。にもかかわらず選択肢の7つのうち1の「現状は適当な規模」以外はすべて最後を合併を選択するという内容のものでした。そういう表現がされておりました。

ご承知のとおり本町は現在、平成16年の住民投票の結果を受けて単独の道を歩んでいると

ころでありまして、限られた選択肢の中で1の現状規模を選択をしたものであります。こうしたアンケートは画一的に報道され真意が伝わりにくいものであることを実感したのもあります。

なお、ほかの市や町でも新聞社に対しては、質問方法や市町名の公表についての事前了解がないことなど苦情や質問が寄せられ、新聞社自体も非を認めているところであります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） アンケートに対する町長見解、それはそれで結構なんですけど、実はその裏側にありますね、裏側にあるいろいろな事象と申しましよ、それを、町長が今年の5月の町長選挙、首長選挙ですね、それを隠れた一つの、市町村合併問題というのは隠れた一つの争点であったわけですね。表面には見えておりませんですけども、僅差で町長になられたと。それを受けて、矢継ぎ早に実は地方の行財政、我が町の行財政改革をどんどん打ち出して、それを関係する部署、部門、それから住民をひっくるめてそういうことに当たらなければならないということが実はあると思うんです。それが、皮肉のような言い回しになりますが、もう1年3カ月たっぴまだに何か見えてこないなという声がちょっと、たくさん、随所に私の耳にも入ってきております。それに対してはいかがですか。町の審議会とか委員会とか、それにげたを預けるんじゃなくて、例えばみずから主導権を持って、おれはこうしたいんだからということ各部門に、逆に自分の方からアプローチするというような考え方はとってこられなかったんでしょうか。いかがですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

昨年、私が就任以来、ことしに入りまして行財政改革委員会、そして庁内でもそれぞれの課長以下職員をそういった行革に当たらせております。そんな中で、項目ごとにはそれぞれの庁議であるとか、あるいは行革の庁内のそれぞれのプロジェクト、検討会議等で示達をしながら、そして取り組みをさせております。

ですから、後ほどの質問でも出てまいりますけれども、各項目ごとには今取り組んでおるものもありますし、既に解決済みのものもあります。そういったことでこれは鋭意取り組んでおるところでございます。ご理解いただきたいと思っております。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） 努力は私も理解いたします。努力はよくわかっておりますが、どうもいま一つ町民に見えてこないんですね。町民に見えるにはどうしたらいいか。その答えは、公の場で自分の所信を、考えを述べて、それを住民に賛同をいただいて、具体的な動きをするということでもあります。これは要望でありますので、ぜひそういう形でお願いしたいなと思います。

2 番目の、要旨の（ 2 ）の方にいきますが、しからば、そういうアンケートで、さっきも町長言いましたが、現状が適当であろうと、合併問題については設問はその 1 問だけであったと。ですから、そこを短絡的に選択したというような結果がこういう大々的に報道されたということではありますが、そういう背景を踏まえまして、今後の方向とですね、ここはいいのかな、今、答えですかね、改めて問いますが、今後の方向と町長認識をとということで 2 番目をちょっとお答えいただけますか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔 町長 鈴木史鶴哉君登壇 〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいま今後の方向と町長認識でございますけれども、市町村合併の動向につきましては、周知のとおり平成 18 年 3 月 22 日に静岡県市町村合併推進構想が決定をされ、南伊豆地域は下田市を含む賀茂郡の 1 市 5 町の合併の枠組みが示されたわけであり、南伊豆地区では、賀茂 6 市町の助役を構成員とした南伊豆地区合併調査委員会を 5 月 23 日に設置し、これまで 3 回ほど会議を開き、合併に関する調査研究や連絡調整を重ねている最中であり、さらに、作業部会として各市町の合併担当課長で構成する幹事会を設置し、調査委員会と同じく 3 回会議を重ね、各市町人口、産業構造、行政水準、行政サービスの比較等の現況調査や基礎調査を実施しているところであります。

県では近々に合併推進構想について南伊豆町の住民を集めて説明会を開催することを計画をしておりますけれども、私といたしましては以前から申し上げておりますとおり、合併調査委員会の進みぐあいや作業部会の資料等、あわせて町の財政見通し、近隣の市町の動向、国、特に県の具体的な支援策等を見きわめ、議会や町民の皆様と議論を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） わかりました。県の動きとか、それから助役を中心とする研究会、郡下の研究会等のことを私もよく理解しているつもりであります。今後の方向というのは非常に郡下の 6 市町長も見きわめにくいであろうということはわかっておりますが、逆に言うなら、この新聞のアンケートにもありますとおり、東部に政令市を、西、中、東、4 つぐらいの県下の政令市で収束するというのも一つの案であろうかと私は思っておりますが、これは町の議会でありますので、国会でないものですから、議論はその辺にしておきますが、3 番目のその他の方にちょっと移らせてもらうんですが、ことしの 2 月でしょうか、第 28 次地制調の答申がなされまして、その中では都市化と過疎化の同時進行であるとか、人口減少に起因する課題が広域化する、したがってその広域対応するためには道州制もどうだろうということ、さらに 27 次地制調とは違いまして道州制に大きく議論がシフトしたという経緯がございますね。それを受けまして、各都道府県知事は非常にうろたえたわけですが、7 月の地方六団体の 1 つであります全国知事会、7 月の知事会ではそれは時期尚早であるということから見送ったという経緯がございます。

私はそこで町長、腹を聞きたいんですが、逆に市町村合併を私たちは推進するからおまえさん方もやったらどうだという刺し違えるぐらいの考えはありませんか、県知事と。おれは刺し違えてもいいよというような腹はありませんか。おめえらも、道州制をやりなさいと、おれっちも合併をやるからというような、これは極論ですが、そういう考え方は今のところ持っていませんか。いや、実は私は希望としては持ってほしいんですが、希望としては持ってほしいんですけれどもね。そういう考え方はいかがですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔 町長 鈴木史鶴哉君登壇 〕

町長（鈴木史鶴哉君） この道州制につきましては、マスコミ等で今報道されたりして、言葉としては我々も耳にしておりますけれども、先ほど言われた第 28 次の地方制度調査会の答申を受けて、ことしの 2006 年のいわゆる骨太方針、この中にこの言葉が入っております。それは、地方交付税の関係で、この中に「道州制導入の検討を促進する」という文言が入っております。ただしかし、我々はまだこの道州制については、もちろん国や県から何らの文書等もまいっておりませんし、ただ言葉として今、先ほど申されたようなことで聞いておる程度で、これを市町村合併とということを言われましてけれども、まだ市町村合併についても、私先ほど申し上げましたような状況の中で、この道州制についてということで、これをまた

同じというか一緒に考えていくということについては、ちょっとまだ私としては今のところ考えておりません。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 市町村合併問題の最後の質問になりますが、実は昨年5月、新町長、鈴木町政体制になりまして、自立の町を選択した南伊豆町ということで町長は発足したわけでありまして、スタートしたわけでありまして、それを受けて、選択の手法としては極めて流動的かつ迅速にいろいろな手だてを打つ、そして自立の促進のための町の施策をそれぞれに発信する、そういう方向であるか、逆に、これはアンケートにありますように、東部に政令市もしくは中核市を想定しまして、その中の、私の考え方を先に述べますが、自治体の規模としては10万人程度が一番ベターだと思っております。と申しますのは、基準財政需要額の算定単価も10万人規模をとっておりますし、それから基礎的自治体独立の原則と申しましうか、1つの自治体でし尿処理から、消防から、病院から、すべてできる規模はやっぱり10万人であるということから、私は10万人を超える規模の合併であれば問題はなかりうという考え方を常々持っているんですが、前はたまたま1対1の合併で、しかも財政的に非常におんぶされるという面があったので私は反対したんですが、そういうこともありますので、本音と建前というのは当然あると思うんですよ、町長自身もね。公の場では建前しか言えないんですが、ざっくばらんに言っていかがですか、その辺の考え方はいかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この合併問題につきましては、先ほど申し上げましたようなことで今、いろいろ考えております。ただ、この新法はいわゆる平成22年3月31日という法律的な期限があります。ですから、それを念頭に置きながら、先ほど申し上げましたようなもろもろの状況をよく見きわめながら考えてまいりたい。我が町はかつて今漆田議員が申されましたような経緯を経ておるわけですから、やはりそれには今度の県で示された1市5町という構想の枠組みを受けて、やはりそれに対する、今度は我々としては考えをしなければならぬ。そういう中でもろもろの状況を、先ほど申し上げましたけれどもよく見きわめて、そして近いうちに考えていきたい。今もちろんこれは考えておりますけれども、まだまだ、例えば財政見通しであり、県の支援策であり、県の支援策もこの秋ごろにはということも言われておりますので、そういったことをよく勘案しながら考えていきたいというふうに思っ

おります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） よくわかりました。今のお話は建前として承っておきます。

さて、2 番目であります。社協の施設と地域包括支援センターのあり方についてであります。

これは、健康福祉課ですか、所管は健康福祉課ですよね。そちらの方で、役場庁舎内に地域包括支援センターを設置し、そこで機動的に動くということで現在やっておられるみたいであります。この福祉を取り巻く法制度というのは非常に目まぐるしく変わっているということを最初に申し上げておきたいと思います。

一昨年、平成15年の4月に措置制度から支援費制度になりましたね、利用制度であります。費用としては支援費であります。ことしの4月、その前に昨年度の10月ですか、一部応益負担になったという、介護についてですが、一部応益負担になった。18年4月に支援費制度から今度は、さきの国会で自立支援法が制定されて以来、応益負担、支援費の中のさらに応能負担から応益負担になったということです。ですから、受益者がそれぞれ利用された受益度に応じて費用を負担するという制度に変わってきた。これは大きく分けて自立支援法にもありますように4つの身体障害、知的障害、それから障害児も入れて4つの障害について一元的に取り扱うというような、そういうようなシステム的な移行があったというのが背景にあると思います。

そこで、話が我が町の社協の施設に戻りますが、社会福祉協議会というのは、そもそもが居宅介護の支援事業であるとか、居宅介護事業、ふれあい広場、非常に多岐にわたった事業を展開しているわけですが、これは昭和39年から40年ごろだと思いますが、国の施設を町が買い取りまして、社会福祉協議会に貸与していますね。社協の決算書類を見ますと、六十何万の賃借料が毎年上がっておりますけれども、それが町に対する家賃の支払いだと思うんですけどもね。

そこで、建物も老朽化しておりますし、さきの、一昨年ですか、老人福祉センターの建設の話も財政と合併の行方がまだ定まらない中で否決されて現在に至っているということがございます。当然、先ほど申し上げました制度的な変遷の中で、特に訪問系のサービスですね、社協はほとんどそういうところで居宅介護事業として訪問系のサービスをずうっと、ケアマ

ネジャーを1人置いて何人かでグループになってやっておりますが、そういうことを円滑に
図るためには、あそこを手直しした方がいいんじゃないかと私は思うんです。当局は当局な
りの、厚生省跡地に例えばそういう福祉施設をとか、それから包括支援センターの、本庁と
連携のいい場所であるというようなこともお考えだと思いますけれども、その辺のまず最初の創
生は考えているのかということに対するご答弁を賜りたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） それでは、まず最初のご質問からお答えします。

平成18年4月からの介護保険法の見直しにより、できる限り介護の状態にならないよう、
また重度化しないよう介護予防を重視した介護予防事業、そして高齢者が住みなれた地域で
自立した生活をする事ができるよう総合相談支援、虐待防止などの権利擁護、病弱高齢者
に対しケアプランを作成し必要なサービスを行う地域包括支援事業が地域支援事業として創
設され、市町村の業務となったところであります。

本町はこれらの業務を行う拠点として本年4月1日付で静岡県の指定を受け、南伊豆町地
域包括支援センターを健康福祉係に主任介護支援専門員と保健師の2人体制で開設し、地域
支援事業に加え要支援1、2に対する保険給付を行う新予防給付の業務を保健、福祉、医療
等と連携した包括的なサービス、また人的効率性を考慮し実施しているところであります。

また、介護予防については、民間の指定サービス事業所に健脚教室等の委託または直営で
実施し、現段階で55人程度が利用しております。今後、住民基本健診等により介護予防対象
者の把握をし参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

地域包括支援センターの入るハード面での施設についてですが、現段階では財政的に新た
な施設整備は困難であると思われれます。また、当面は機能訓練やデイサービス等の会場を必
要とする施設を直営で実施する考えはなく、役場内にセンターがあることは人的にもサービ
ス面でも効率的で、現体制で特に必要がないのではないかとこのように考えておるところで
あります。

次に、社協の施設についてであります。地域福祉活動を推進する中核的団体である町社会
福祉協議会の事務所につきましては、昭和39年の建築の町有建物を貸与しておりますが、非
常に老朽化が進み事務室や2階部分の雨漏りが激しい状態です。現地は進入道路が狭く、し
かも駐車スペースがわずか等のため、他の既存公共施設等の有効活用を検討することも含め
対応するよう、大規模修繕は考えず、ご不便をかけることもあると思いますが、財政上、必

要とする修繕にとどめたいというふうに考えております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 当局として地域包括支援センターのあり方そのものを拠点をどこに置くかということも含めてまだ定まっていないというのが実態ではないのかなと思うんですね。と申しますのは、さきの老人福祉センター建設のときに、その中に包括センターも入れてという議論がそのころ盛んにされました。それは町長も記憶にあると思うんですがね。そういうことを考えた場合には、今の答弁の中で、今の社協そのものの大幅な改築とか、そういうことは考えていなくて、小修繕ですね、雨漏りを直すとか、外壁を張りかえるとか、そういう程度の考えしかないよという今の答弁だと思いますけれどもね。

そこで、私、ちょっと提案なんですけど、だめならだめと言ってもらって結構ですよ。実は、社会福祉基金が2億4,000万円ございますね、目的資金であります。これは、さっきの老人福祉センターの建設用にそれを充当して足りない分は過疎債で、合併事業でハードを建設するという考えを、2年前ですがね、そういう話でありました。今回、小補修の、多分この9月議会の補正でも数十万の屋根補修の予算が予算増として上がっていると思うんですが、それとは別にあそこをちょっと改修して、今言った機能を、例えばボランティア活動の推進であるとか、老人給食、給食は出先であります。そういった7つぐらいの重立った事業を社協でやっておりますので、それとあわせて、町の包括支援センターとあわせてそういう、建物を直せば見えがよくなるという話じゃありませんけれども、そういうことで対応されたらどうかなと思うんですけれども、町長いかがですか。さっきは、これはあくまでも答弁書を読まれたんでしょう。自分の考え方じゃないでしょう。そういうことでね、本音をちょっと言っていたいただけますか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） さっきのも私の考えです。

ただいま言われた福祉基金の話ですけれども、漆田議員も監査委員もやられていてご承知だと思いますけれども、我が町に財調を含めて十数億円の基金がありますけれども、これは目的基金であります、福祉の。言われたこの基金をとということもわかりますけれども、ただ、今検討していただいている厚生省の跡地の利用、この中にも実はそういったことも検討して

きましたし、今はまだそれもし切れていないと思います。ですから、そういったことを含めて、ほかの今ある施設を何とか改修したりして利用できないかなということ、実は助役を柱に庁内プロジェクトで今検討しております。いつも検討、検討ですけれども、やはりこういう時代ですから、何とかして改修して使えるものがあればそれで、言い方は悪いですが、何でも間に合わせていただきたいという考えでやっておりますので、これについては基金ということは今私は考えておりません、現在では。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） 町長自身のお考えだということを明言されたわけでありましてけれどもね。あの社協の施設そのものが実は公設半公営なんですね。公設公営と言ってもいいんですが、そのハードに係るものについては公設側でそれをすべて面倒を見るというのが法の趣旨の原則でありますから、手直しだけじゃなくいま一つ踏み込んでちょっと研究検討していただきたい。これは要望にしておきます。

それから、厚生省の関係、跡地の関係は、施設そのものが先んじてやってしまうと後で例えばネックなるという側面もありますが、総合的な進捗度の中でそれだけ先行してやるとネックになると、そういう意味で私申し上げておりますが、それらも含めて総合的なプランの中にぜひとも組み込んで、高齢化の進む南伊豆町の住民にとっていい方向を選択していただきたいというぐあいに要望しておきます。

次に、最後の質問でございます。

ウミガメ関連条例に絡めたキャンプの禁止条例制定についてであります。これは、キャンプ関係の条例は県条例でございますね。これは担当は企画の方ですか。県条例で実は制定されておりますが、当町独自のキャンプ禁止条例等は今のところ条例としてはないわけでありまして。たまたま弓ヶ浜のウミガメ条例、今の企画課長が骨を折ったと承っておりますが、ウミガメの関係の条例をそのときに制定されたということで現在に至っておりますが、一応県条例の6月から9月の期間以外に、そういうウミガメの産卵に上ってくる海岸については、通年でキャンプを禁止するというお考えはないでしょうか。条例として制定する考えはありますか、その辺をお答えください。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔 町長 鈴木史鶴哉君登壇 〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、キャンプ禁止条例の制定状況でありますけれども、全国的に県条例を制定しているのは静岡県と、神奈川県が一部の区域を対象に制定をしております。静岡県では昭和43年条例第25号、特定の区域におけるキャンプ禁止に関する条例により、伊豆半島、沼津市、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町の2市5町及び浜松市春野町の特定区域が指定となっております。今、漆田議員が言われたように6月から9月までになっております。

本町におきましては、弓ヶ浜、大瀬、本瀬、中木、入間、吉田、子浦、五十鈴海岸がキャンプの禁止区域に指定をされておるところであります。また、静岡県の市町におけるキャンプ禁止条例の制定状況ですが、独自で条例制定している市町は現状ではないというように確認をしております。

ご質問のウミガメ関連条例に絡め町独自のキャンプ禁止条例の制定についてですが、ウミガメの産卵状況は、記録をとり始めた平成2年から平成18年のデータを解析しますと、入間と弓ヶ浜で通算66回の産卵が確認されてはいますが、5月16日、5月30日の2回を除く64回が6月から8月までであり、ほとんど県のキャンプ禁止に関する条例によるキャンプ禁止区間内です。

また、本町の県条例に基づく監視員は産業観光課3名、教育委員会1名の4名の職員が委嘱されていて、各地区の区長さんとの連携による違反者への指導体制を整えています。このような状況下、県条例に基づくキャンプ禁止規制及び町のウミガメ保護条例による保護監視員のご協力により、ウミガメ保護対策には特段の支障はないと思いますので、現状では町独自のキャンプ禁止条例制定は考えておりません。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） よくわかりました。一応今のお答えを持ち帰りまして関連の方々にそのように報告いたします。

ちょうど時間となりましたので、以上をもちまして質問を終わりにいたします。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君の質問を終わります。

ここで、10時35分まで休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時35分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

保坂好明君

議長（藤田喜代治君） 1番議員、保坂好明君の質問を許可いたします。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず最初に、1番、行政改革の取り組み状況ということからお伺いをいたします。

質問要件の行財政改革の進捗状況と町独自の財政シミュレーションの作成ということに触れますけれども、近ごろ新聞紙上等で財政手法等が報道されるようになりまして、それぞれの自治体の財政状況が明らかになってまいりました。南伊豆町においても本年2月9日に行財政改革推進委員会の答申がなされ、取り組みが真っ最中であると推測しておりますけれども、それから約半年経過する中で、行財政改革の進捗状況とあわせて、本年3月定例議会において私の質問に対して町独自の財政シミュレーションを作成するという町長の答弁がございました。その状況を含めてご説明をしていただきたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えいたします。

まず、行財政改革の進捗状況についてであります。平成18年3月20日策定の南伊豆町行政改革大綱及び南伊豆町行政改革推進実施計画に基づく行政改革推進のための取り組み方法等についての説明は庁議において実施をいたしました。また、庁内ネットワークシステムを利用して全職員に周知したところであります。

行政改革推進実施計画では、行政改革を推進するための実施項目を具体的に挙げ、その取り組みの主となる担当課を示してあります。実施計画に示された所管課においてそれぞれの項目に取り組んでおりますが、具体的な進捗状況といたしましては、職員の出前講座、観光

施設管理の見直し、特殊勤務手当の見直し、旅費の見直しなど二十数項目が実施または実施に向けた整理段階、調整段階に至っております。また、指定管理者制度、行政評価、管理事務の集中化など約30項目について検討に入っておりるところであります。

職員におきましては既に実施計画の内容は十分に理解し、各所属において積極的に取り組んでおりますので、今後におきましても定期的に行革の進捗状況の調査検討などを実施し、議会並びに行政改革推進委員会への報告、町民の皆様への公表を行いながら、私を筆頭に、より積極的に取り組んでまいり所存であります。

次に、町独自の財政シミュレーションについてであります。現在、本年度から平成23年度までの財政見通しを作成中ではありますが、歳入面では町税の住民税における定率減税縮減による歳入増はある程度見込めるものの、ここ数年来の不況による観光業の低迷、若年層の町外への流出等により大幅な増収は見込めず、また国の三位一体の改革による各種国庫補助金の廃止、縮減、さらに地方交付税の普通交付税については、来年度から算定方法の大幅な変更が据えられているにもかかわらず、算定方法については具体的な面はほとんど示されておらず暗中模索の状況であります。現段階で歳入面での明るい材料はほとんど見えてこない状況であります。

一方、歳出では、普通建設事業等の投資的経費は必要最小限に抑え、歳出削減に努めるよう各課ヒアリングにおいて調整を行うつもりですが、義務的経費と、とりわけ人件費及び起債の償還に充てる公債費については、行財政改革の結果に速効性を持たせるのは困難であり、数字として効果が見えてくるのは数年後と思われま。

このような状況下での財政シミュレーションの作成でありますので、いかにシミュレーションとはいえ、正確性の面から考えましても不安はぬぐい切れません。現在作成中の財政シミュレーションの当初の作成目的は、財務実務上の目的、具体的には総合計画や過疎計画に掲載されている事業を計画どおり実施した場合の財政収支を予測し、そのギャップを解消するための資料としての方で、本来公表用に作成するものではありません。本年3月の定例議会でも申し上げましたが、普通会計の歳入歳出をそれぞれの一般財源ベースで作成したもので、他市町の予算、決算との比較はしにくいと思われま。

今回のような余りにも先行き不透明な状況下で作成した財政シミュレーションをこの時期に公表するのは、合併問題の重要なポイントでもある財政力を示す数値がひとり歩きし、住民の皆様をいたずらに混乱させるおそれがあると思われまので、合併調査委員会等からの正式な資料提出依頼があった際に、関係市町と足並みをそろえ、他市町や当町の予算、決算

と比較できる標準的な公表用の財政シミュレーションの策定をしていきたいというふうに基本的には考えておりますので、いましばらくのご猶予をいただきますようご理解ご協力をお願いいたします。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、よくわかりました。

町民の多くの方がよく口にするのがやっぱり財政見通しであります。それは当然わからないから余計不安になるということだと思っておりますが、今ご答弁いただいたように、公表用で結構です。ですから、実務的にそのスピードを速めて、町民の皆さんに公表できる態勢をまずお願いしたいというふうに思います。

それから、数字がひとり歩きして困るよということでのご答弁がありましたけれども、確かにそのとおりであろうと思っておりますけれども、がゆえにこれは一つのご提案なんですが、長期スパンで健全な資産、それから負債、それから資本の財政態勢を見る、いわゆるバランスシート、損益計算書、これは当然こちらでも当局は持っていると思っております。ですから、これに対してはきちとした数値でありますので、これを公表していただくようなわけにはいかないのかなと思うわけでございますけれども、その点についてお伺いいたします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまのバランスシート等の公表の件ですけれども、これについては後ほどまた清水議員の質問にございますので、そこで細かくはご答弁申し上げますので、それでご了承いただきたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） ひとつ前向きなご答弁をお願いします。

それで、この行財政改革は項目別に進んでいるものとそうでないもの、いろいろあるようでございますけれども、実際的にも名目的にも、私が思うのは職員の意識改革、これが最も重要だと私は理解をしております。

昨今、新聞紙上またテレビなどでニュースとしてかなり取り上げられますけれども、住民の生活と財産を守る立場の公務員が飲酒運転に始まり暴行事件、それから裏金づくりなど見

る目を疑うようなモラル低下による不祥事が相次いでいる。この町においては決してそういったことがないように執行部に徹底した指導をお願いしたいと思います。そういった思いから次の庁議・朝礼と職員の危機意識ということを質問させていただきます。

まず、庁議の趣旨、目的とどなたが出席されているのか、また定期的な朝礼は行っているのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

庁議につきましては、平成6年3月に策定しました庁議に関する要綱に基づいて運用しております。庁議は町政全般について重要な事項を協議するとともに、事務の総合調整を図り統一ある町政を能率的に推進することを目的とし、町長、助役、教育長及び課、局、室長で構成され、毎月1回の定例会並びに必要な応じて臨時会を開催をしております。具体的には、町政の基本方針、その時々的重要案件、議会に提出する事案、条例等の例規及び日程調整に関する事、並びに災害対策等の臨時案件が主要な検討事項であります。

庁議の検討事項は各課、局長を通じて所属職員に伝達し、町の進むべき方向や新たな事務手続等について職員への説明責任を果たし、情報、課題等の共通認識により組織としての意思統一を図っているところであります。

また、朝礼につきましては、制度化してはおりませんので、実施している課と未実施の課、局がありますが、交通安全の7則の確認とあわせ、課、局内の意思統一を図る意味からも全課、局で取り組むよう指導する所存であります。

今後は日々の情報、課題等の共通認識による組織としてより一層の意思統一を図ることにより職員の危機意識の醸成を加速し、集中改革プランに規定されている目標管理型人材育成並びに危機管理体制の整備を図る所存であります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 平成6年から始まって、私も今回初めてその内容を確認させていただくわけですが、会社でいえばいわゆる重役会議という理解だと思っておりますけれども、そこでいろいろ検討されたことが職員まで伝わる。その、今ご説明の中にありました伝達方式というか、意識徹底統一を図る上でのところが、今ご答弁の中でもうかがえた

わけでございますけれども、そのほか朝礼等が各課やっているところとやっていないところがある。ただし、町長はですね、これは何回行われるかわかりませんが、職員全員を前にしてやったその物事を、町長の考えていることを皆に伝えるということは、恐らく年末それから年始等の訓示等であるのかなと。ただ、それ以外にやっぱり定期的に、そういった直接職員の顔を見て話をするということは私、この百数十人の職員の規模であれば、ぜひ定期的な朝礼を行っていただきたいというふうに思うわけでございますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 確かに仰せのとおりだと思います。ただ、全員集めるということになりますと、なかなか時間的なこととか業務の関係等もございまして、今後またそれについては考えていきたいと思っております。ただ、今、私は全員でなくても個々に呼んだりして、課長、職員を、それなりに職員としての姿勢であるとか業務については指導し、命令をしております。ですから、そういったことで全員必ずしも集まらなくても個々に私が気がついた時点でそれは今現在も行っておることですので、そういったことで、今後なお一層そういったことは全職員に徹底するよう行ってまいりたいというふうに思っております。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 今伺ったことですね、非常に前向きに検討していただき、ただ、個々にもう既にそういった実施をされているということでもありますけれども、ぜひ、職員が例えば町民から町の方向性とかいろいろなことについて尋ねられたとき、きちっとそれに対応できるよう、やっぱりその意思統一ということが私は非常に重要になると思います。ですから、そういったことが的確に述べられるように、そういった組織体制をつくっていただきたい、まずこのように思うわけでございます。

それと、あわせて、なぜ私がこのような話をするかということ、組織が一つになるということからの目的意識、これがまず第一に重要だと。その次にスピード感あるいはコスト感、先ほどの行財政改革で行っていることだと思います。そうしたことから、公僕である職員が町民に対してどのようなことができるのか、これがただ国や県からの通達、伝達によってその事務処理を行うだけではなくて、住民のために何ができるのか、自主的にそういった事業とか計画を練り上げる、そういった姿勢が出てくれば私はしめたものかなと。ですから、町長

においては、そのような姿勢が出てくるような指導を徹底していただきたい。町長室に呼んで話をするときはそのようなこともお願いして、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それから、そういった話の中でですね、今回ちょうどいい記事というかレポートがございました。これは我々に配られます「地方議会人」という冊子でございます。その中に、現地レポートとして、出生率を伸ばした小さな村の大きな挑戦ということで、長野県下條村というんですね、ここの伊藤村長のレポートが載っております。ここは南信州最南端の、これは下伊那郡のほぼ中央に位置する人口4,000人の小さな村の話でございます。そこも確かに例の三位一体の改革から、非常にそのあおりを受けて経営に大変苦慮していたところでありましてけれども、ここの町長が取り組んだこと、まずは平成4年に村長選に出馬して当選、まず着手したのが、先ほどから言っている職員の意識改革だと。それから、そのとき行政では一番多忙な予算編成時期の1月に当て、全職員5人ずつ11チームに分け、飯田市に、隣町にある大きなホームセンターに1週間ずつ物品販売の店頭に立たせ、民間の経営の厳しさをやったということが書いてあります。

そういった取り組みをして職員の意識改革、これが変わって物すごく村民に向くようになった。外の世界を体験することで職員もいよいよやる気が出たということでもあります。それから、平成4年度は正規の職員数は51人でしたけれども平成18年度には35人。皆全体の奉仕者との使命感を持って頑張っていますよと。

最後に、少ない人数になると行政サービスが落ちるのではと言う人がよくいるけれども、そんなことはないということの明言をされております。

ですから、こういう小さな村でもその取り組み次第によってはかなり業績を上げる、その財政力指数は0.221でもみんなが一丸となって歯を食いしばってやれば何とか開ける道はあります。最も私が驚いたのはここの基金ですね、基金がこの村の規模からいっても、私はこんなにあるのかなと思ったんですが、基金残高も27億8,000万円と、これは平成17年度末でございますけれども、それから起債残高、これが8億3,000万円、財政力指数からいってこれだけの体力を持っている村もあるということからすれば、今、鈴木町長が言われるように、行革に取り組んで将来このような町の形成ができるのではないかと私は思うわけでございます。

ですから、今後の職員の意識改革について、最後、何か思うところがあれば町長のご答弁をお願いしたいんですけれども。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 職員の意識改革ということですが、やはり私は常にまず職員としての自覚、そして責任、これをそれぞれがよく認識して、そして町職員としての職務に当たってほしいということは常日ごろ言っております。ですから、いろいろ今先ほど言われたような公務員による事故、事件というのは多く発生しておりますけれども、そういったことも含めてさらに一層職員に対しては、こういうことで戒めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） ぜひお願いいたします。

それから、次の3番目、70歳以上の銀の湯会館入園料割引内容についてでございます。

このことについては私、広報「みなみいず」で拝見をいたしました。この銀の湯会館入園料割引料は私は大賛成でございます。ただし、その内容について今回少し確認をさせていただきたい。

3点ございます。70歳以上とまず決めたわけでございます。これを1つ聞きたい。次に、月曜日と金曜日、週2日、それから2時間以内と設定した理由でございます。3番目に料金のこれも制定理由、この3点についてまず確認をさせていただきたいと思っております。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまの70歳になぜしたか、それから週2日はどういうわけか、そして料金のいわゆる4割引きはどういうわけかということですね。それについては後ほどまた担当課長から詳しく説明させます。

まず、この70歳以上の銀の湯会館の入館割引であります、これはいわゆるご承知のように温泉は休養、保養、療養の3養があるですけれども、病気に対する抵抗力を高めるとも言われ、温泉療養は最も安全で低コストの医療と評価されているわけであり、また、温泉を利用している高齢者は疾病も少なく、入院した場合でも早期退院する人が多いという結果が出ております。

そこで、このような温泉の効能を老人への福祉の向上、高齢化に伴う老人医療費や介護保険料等の増大による財政圧迫の解消手段として活用すべく、町営銀の湯会館入館料の、ただいま申されました70歳以上の高齢者割引を検討した次第であります。

割引実施、割引率等につきましては、高齢者の利用が増加するという予測のもとに、基本的事項として銀の湯会館経営を極度に圧迫しないこと、繁忙期において一般利用者に支障を与えないこと、また町の行財政改革課題となっております指定管理者制度導入等を踏まえ、試行的な位置づけとして決定をさせていただきました。

具体的には8月1日号お知らせ版での周知及び行政報告で申し上げたとおりであります。実施については9月1日からとし、割引日は繁忙期の7月、8月と12月25日から1月10日までの間、及び祝日を除いた月曜日と金曜日の週2日といたしました。なお、割引料金については、現行制度の中で町内宿泊者の最高2割引はありますが、高齢者の健康増進及び福祉の観点から最大の4割引きということで行いましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

細かい点につきましては担当課長から説明させます。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（外岡茂徳君） お答えいたします。

まず、70歳以上の関係ですけれども、この関係につきましては、今、町長から答弁もありましたように、いわゆる老人保健の関係で70歳以上ということで決めさせていただきました。

それから、月曜日、金曜日ということでございますけれども、銀の湯会館の方とお話をさせていただきまして、実際に月曜日、金曜日が非常にお客さんも少ないというようなことでございました。週2回としたのは、その点を踏まえて、銀の湯会館の経営を極度に圧迫しないという大きな理由がございました。それで月曜日、金曜日と。

それから、最後の料金の関係ですけれども、4割引きということで、現在の条例では1割あるいは2割引きというのが最大の点でございます。これを最大の4割引きということで設定させていただきました。これはあくまでも試行的な措置だというふうに認識しております。したがって、月曜日、金曜日、銀の湯会館で割り引きした場合にどのくらいのいわゆる一般の入場者のあれがあるのか、今後よく検討して、それで毎日になるのか、その辺はちょっと検討させていただきたいと、こういうような形で試行的に実施し、今現在統計をとるように銀の湯会館の方には指示してあります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔 1 番 保坂好明君登壇 〕

1 番（保坂好明君） 先ほど町長の答弁で答えが出ているのかなと思うんですが、銀の湯会館の建設した主な理由というのがございますね。これももう一つ確認をさせていただきますか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔 町長 鈴木史鶴哉君登壇 〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この銀の湯会館につきましては、やはり我が町は高齢化が進んでおる。そして、そういった中での今申し上げたようなことも含めて、そして観光の面でもこの温泉を何とか利用して、そしてお客さんに来ていただけるような施設ということでやっていきたいということである温泉会館が建設されたわけでありまして。ですから、これがいわゆる一般の、例えば民間の営業であるとか、そういう利益を追求するものではもちろんありませんし、福祉目的のももちろんこれは多分にあるわけですので、そういったことを念頭に、これからもそういった面での利用についても、さらに町民あるいは町外の方でもそうですけれども、利用できるように考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔 1 番 保坂好明君登壇 〕

1 番（保坂好明君） 建設目的、特に大きなのはやっぱり町民の福祉向上だと思うんですね。その次に、この町に来られるお客様への、温泉に使っていただいて満足していただく、こういう順序かなというふうに私は理解するんですが、実際今のお話を聞いて、とりあえず今回は暫定的というようなお話でした。ですから、その状況を見て今後ご検討いただければなと思うんですけれども、私この計画というか、この制度ができたときに思ったのが、町のお年寄りが、例えば好きなときにおふろに入って、また上がってから仲間と囲碁や将棋、また話などをして、またその後おふろに入って帰られると、こういうことは、いわば昔でいう湯治的というか、そういう効果が私はあるのではないのかなと。ましてや、仲間と話したり遊ぶことによつてのストレス解消ということが、先ほどお話もありましたように健康増進、これによって老人医療の伸び率に歯どめが少しでも出たということであれば、私は非常にこれは喜ばしいことであり、まことにとって施策としてはよいという判断をいたします。

ですから、暫定的な処置とは言つて、また経営に圧迫しないということは確かにそれは念

頭にして考えなければならないと思うわけでございますけれども、できる限り、例えば平日の開園、これ10時ですなたしか。10時から午後の2時ごろ、これは私が見てもどうもそんなにお客さんが入っているとは思えない。ですから、そういった統計も含めて、2時間という限定ではなくその間はいよいよというような、やっぱり町として腹の太いところをぜひお見せ願いたい。

そういったことをまた再度見詰め直して、町民の特にお年寄りの方々にこの銀の湯会館を利用していただくということであれば、今、共立湊病院にかなりの数、お年寄りも、当然それは何か痛いところがあったり病気があって行くわけでございますけれども、そこへ集まるだけでなく、銀の湯にお年寄りが集まるという状況があっても私は構わないと思いますので、ぜひ町長、それはまた改めて再度ご検討をいただきたいと思います。

それから、通告の2番目の共立湊病院についてのことであります。

先月、病院組合での定例議会が開かれまして、8月24日の新聞記事に、下田市議から病院をどこに建てかえるかを組合加盟の6市町長が多数決で決める時期だと、大変こういう荒っぽい質問が載っておりました。そこで、現在までの建設検討委員会、これがございまして、その中で検討されている内容を確認させていただきたい。

実は、私はこれは12月定例会でも同じ質問をしております。ですから、その繰り返しになるわけでございますけれども、まず1番目に新設病院の理念でございます。それから、2番目の建設財源の裏づけ、それから3番目、環境状況、これは例えば移転するとしたらその用地面積、救急搬送を含めた交通のアクセスや周りの環境ですね。それから、4番目に賀茂医療圏域での救急医療体制の検討、これらがなされているのかどうか、管理者である町長から伺いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまのご質問ですが、まず順を追ってお答えいたします。

新病院の理念であります。いわゆる共立湊病院は伊豆半島南部唯一の公的病院として住民が安心して健やかに暮らせる地域づくりを目指すため、154床と小規模ながら賀茂医療圏における一般病床の36%を占めております。自治体病院として1次医療から政策的な医療まで幅広く活動し、当圏域の基幹病院としての役割を果たしてまいりました。今後もさらに基幹病院として地域住民を中心に、高度医療を初め圏域に不足している分野の医療の提供、2

次救急医療機関として救急医療の中核を担い、また山間僻地等医療体制の極めて手薄な地域への1次医療の提供、人間ドック等の健康管理事業に取り組み、地域住民の疾病予防対策などの圏域住民への医療の確保及び医療水準の向上に努めるよう、共立湊病院建設検討委員会で検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、建設財源の裏づけであります。基本構想策定報告書の中で建設事業費概算額及び充当財源等が示され、現在地に新築案の150床で76億2,200万円、移転新築案の200床で97億5,500万円、これは用地代を含みます、の事業費が算出をされ、その財源として2案とも自己財源が約6億5,000万円で、残りは企業債となっております。国・県の補助金等は示されておりませんが、補助金があったとしても構成市町からの新たな多額の負担は相当厳しいものと思われまます。

次に、環境状況であります。

現在地の敷地面積は約4万2,000平米で国立公園第2種特別地域に指定されており、面積も十分であり、環境もすばらしいところでありますが、救急搬送を含めた交通のアクセスの面につきましては、共立湊病院組合の構成市町間では外来患者数及び入院患者数から見ても利用度の差があります。

次に、賀茂医療圏での救急医療体制の検討であります。救急医療は住民の健康上の安全を保障する公的な医療の中でも極めて重要性が高く、高齢者の増加とともに救急患者の増加が予想されます。現在、賀茂医療圏の2次救急医療は、下田病院、西伊豆病院及び共立湊病院の3病院での輪番制により救急医療を担っております。共立湊病院の平成17年度の輪番制による2次救急の患者数は、救急車で312人、その他で1,080人の受け入れをしておりますが、他地区での救急病院の辞退などにより共立湊病院では年々救急患者が増加しており、小規模な病院ではスタッフが少なく負担は限界に来ております。今後は今まで以上にドクターヘリの活用、遠隔医療の推進など3次救急医療機関との連携を強化するとともに、救急医療を充実するためには十分な医師の確保、病床を確保する必要があると思われまます。

過去5回、建設検討委員会が開催されましたが、最近の委員会では、構成市町間の救急搬送を含めた交通アクセスの面で建設予定地の議論がなされておりますが、結論は出ておりません。今後も新病院建設につきましては、建設地、建設費の財源及び新病院の医療体制、質、規模等について検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、せっかくですからはっきりお伺いをいたしたいと思います。今、ご答弁いただいた内容を私も聞いて、なるほどなというところも確かにございました。しかし、片方で先ほど新聞の記事を述べたわけでございますけれども、多数決で決める時期だということからして、今、管理者の町長が述べられたその内容と、これがもう時期だよという、この一方での意見ですね、管理者としてどのような見解を持っているか、はっきりとお伺いしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

先日の報道等で多数決ということが報じられておりますけれども、これは多数決でという時期だよという考え方もあるでしょう。しかし、私は管理者として、地元の町長としてではなくて、やはりまだこの建設検討委員会で検討すべき、議論すべき項目がある。それは、今うわさに上がっているあの南校の跡地が果たして病院建設に適地なのかどうか。ただ、あそこがこの圏域の中心であるということがゆえに移転話が先行している。

それと、私は前から申し上げておりますけれども、この病院建設には現在地であろうと、移転新築であろうと70億円から100億円近い建設資金が必要なわけです。そうすると、やはりそれについての財源見通し等が立たないと、これはどこへ建てるにしても私は前へ進まない、そういったことも申し上げてきました。

ですから、病院の規模の問題もあります。そして、今の現在地での病院の環境、こういったことも十分考えなければならないし、私は、ですから何もどこへ建てるのが反対とかではなくて、もっともっと議論して、検討して、そしてこの病院建設については考えていかなければならないということを申し上げてきました。

そして、この病院建設検討委員会ですけれども、この3月にいわゆる3年ごとの契約の更改がありました。これは、今の協会と3年ごとに契約更新をしておりますけれども、これをまず私はこの3月に何をもっても契約を結びたいということで優先してきました。そして、この夏が過ぎて、8月が終わりますと今度は指定管理者制度のもう法的期限があります。それで、この共立湊病院は今契約している協会と10年のいわゆる移譲を受けた縛りがありますから、それまでは今の協会と契約しなければならない。したがって、指定管理者もお願いしなければならない、制度に基づく。そういったことを、まず法的なことを優先をさせていただきましたので、建設検討委員会が開催されずに来ております。そういった経緯で今、それも終わ

り、いよいよ9月そして10月、できれば10月ごろにと思っておりますけれども、これも建設検討委員会のメンバーは相当、それなりの皆さんでありますのでなかなか日程の調整がつきませんので、なるべく早い時期に建設検討委員会を開催したいというふうな考え方であります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 財源やそれから移転先の調査もまだままならないという状態で移転論が先行しているということだと私は理解をしました。これは非常にゆゆしき問題でありまして、それがこの町民や下田市民、またそのほかの町の町民も含めて本当に幸せにつながるのかなということをおもうわけでございます。ですから、ぜひとも鈴木町長は管理者でありますので、毅然とした姿勢で事に臨んでいただきたいということをお願いしておきます。

それから、先ほども建設検討委員会の話も出ました。それからその構成メンバーもあろうということの中で一つ確認をさせていただきたいと思えます。その構成メンバーに1市5町首長さんたちですね、それから組合議会の代表、病院側の代表、県関係者と伺っております。その中でなぜこの構成メンバーの中にいわゆる病院の経営者、経営側の方が入られているのか、これが私はどうも理解できない。この辺についてまず町長に伺いたいと思えますけれども、これは法的なそういった制度とか決まり事があって入れているのかどうか、いかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまのご質問で病院の経営者いわゆる理事長が入っておるということですがけれども、これについては、もう私が就任する前からの検討委員会ですので、どういったいきさつからメンバーに入っているのかは、私はその理由等については承知しておりませんが、ただ、検討委員会にやはりそれぞれの立場でいろいろなご意見を伺うということだろうと思えますけれども、当事者である病院経営の理事長なりが入っておるということは、これはよくほかのいろいろな検討委員会等でも言われますけれども、ある意味ではということも確かにあります。そういったこともありますけれども現段階で、ですから入っているということについて、私は、まあ言われればそうかなとも思えますけれども、ですからどういった理由で入れたのかということまではちょっとまだ今のところ把握しておりま

せん。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 時間もないので、これ言い切りにいたします。

これも新聞記事8月24日の内容に、非公式には病院を運営する法人側も夢のある中核病院の建てかえであれば全力でやると、これはコメントが出ております。そういったことからすると、私は病院建てかえ云々じゃなくて、今現在運営されているわけですから、これ自体がもう全力でやってもらわなければ困るというふうに思うわけでございますけれども、そういった内容を考えると、やっぱり委員会の構成メンバーに経営者側が入るということはいかなものか、これが本末転倒になりはしないかなとよく思います。ですから、そういった専門的な知識がどうしても必要だ、アドバイスが欲しいということであれば、適時来ていただいてそれを求めるという方法の方が、まず検討委員会の進捗の方向性としていいのではないのかなと。ですから、管理者にこれは一つ注文になりますけれども、それも再検討していただいてなお一層の病院のあり方、それから共立湊病院の町民の命を預かる、地域の住民の命を預かるという点から考えていただきたいというふうに思います。

それから、これにあわせて、病院の耐震補強の関係でございます。聞くところによりますと、ドクターヘリに関してなんです、離発着双方にヘリポートが建設、整備されていれば、夜間運行も可能だよということ先ごろ私ある場所で伺いました。ですから、先ほど言いました耐震補強、これはもう東海地震が叫ばれて明日にでも来てもおかしくない状況という中から、今現在も150のベッド数、それからそこに働く職員、医師等がいらっしゃる。やっぱりその命を守るのが先決であり、病院移転よりそれが先決ではないのかなと。これがまさしく6市町長の僕は責任であるという理解をしておりますので、ぜひとも耐震補強、これをいかなされるのか。それとあわせてヘリポートの整備、これは今日出したわけで答弁は求めませんが、担当課の方でそれらを調べていただいて、また後日ご報告をいただければ結構でございますけれども、1点だけ耐震補強について町長のご見解を伺いたい。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

私は管理者として就任して間もなくこの耐震補強という言葉建設検討委員会でも話したことがあります。しかし、建設検討委員会というのはもう建てかえを前提とした委員会で

あり、今はもう耐震ということは考えられないと、考える時点じゃないじゃないかというふうなことが言われました。ですから、私は建設検討委員会あくまでも建設についての検討委員会であって、その中にやはり話としては耐震ということも、あるいは検討されるべきではないかなという思いから発言をしましたがけれども、今はもう建てかえが前提なんだということが言われてきて、ですから今、建設検討委員会では耐震という言葉は、ご意見が出てきません。

ただ、私が今思うのは、やはりこの建設検討委員会は平成15年にスタートしていろいろ検討されておりますけれども、そして今財政的なこともあったりしてなかなか思うように進まない。そして、今耐震補強ということですがけれども、いろいろなことを考え合わせますと、あそこを何とか耐震で補強して、そして使えるところをできるように、そしてなるべく長くもたせることも必要じゃないかということも個人としては考えにはあります。ですがけれども、今建設検討委員会ではそういう議論はされてはおりません。ですから、もう建てかえが前提なんだということで進んでおります。そういうことでひとつご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、ぜひあきらめずに、ぜひ訴えていただきたい。もう今あそこにいらっしゃるわけですからね。この人たちの生命を守るのが管理者の責任であると思います。ですから、そこをきっちりと訴えて、やっぱり公表もしながら、これは議会並びに首長さんたちの会議だけでなくやっぱり住民にも訴えていただきたい、このように思います。

それから、その耐震補強については県単の補助制度もあるようでございます。ですから、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それから、3点目、伊豆半島サミット会議参加についてでございます。

伊豆半島サミット会議の趣旨と目的、これを簡単に、時間がありませんので担当課よりご説明をお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） お答えいたします。

伊豆半島は恵まれた地域資源である温暖な気候や豊富な農水産物、良質な温泉等を生かし質の高い観光地を目指しております。また、訪れる方のみならずそこで暮らす住民にとっても魅力ある地域であり続けるよう関係自治体においても努力しているところであります。

近年の行政課題は一基礎自治体において解決し得るものではなく、近隣市町が一体となって解決に向け努力しなければならない状況となっております。この地域においても半島であるがゆえの行政課題が顕在化してきております。

よって、伊豆半島内の市町の共通するさまざまな行政課題について、その首長が一堂に会して協議し、その解決に向け相互に協力し合えるよう、伊豆半島6市6町、三島市、熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、函南町、南伊豆町、首長会議の設立となったものでございます。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） これは回数は2回ぐらいもう行われているんですかね。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） はい、2回でございます。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） その2回の参加における南伊豆町の姿勢としてこれから伺いますけれども、何かご提案をそこで述べてあるわけでございますでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） 参加における、まず姿勢でございますけれども、伊豆半島最南端の本町にあっては観光振興とともに、伊豆縦貫道整備や高速通信網、医療、少子高齢化など伊豆の各市町の抱える問題について共通点も多いことから、連携を密にしながら積極的な取り組みをしていきたいと考えております。

南伊豆町が提案したかどうかということでございますけれども、先ほどサミットの要望事項をまとめました、その中で1市5町の要望ということで、賀茂地区の要望ということで挙げてありますが、知的障害児福祉施設伊豆つくし学園に対する財政支援措置ということでございます。このほかには伊豆半島の生活環境の整備、これは縦貫道、産婦人科、高度医療、あるいは修善寺道路の伊豆中央道の無料化、富士山静岡空港の利活用等々でございます。これにつきましては、9月の中旬ごろを目安に県の方に陳情に伺うと聞いております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 課長の説明の中に光通信網、先ほど町長の行政報告にもありました。

これを私はあえてここでもう一度提案を申し上げたい。政府は平成12年7月7日、世界規模で生じる情報通信技術による産業社会構造の変革に我が国として取り組み、IT革命の恩恵をすべての国民が享受でき、かつ国際的に競争力あるIT立国の形成を目指した施策を総合的に推進するため、内閣に情報通信技術戦略本部を置くことを閣議決定し、平成12年11月27日、新時代に向けた人材育成等を通じて、市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備し、我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指すとIT戦略会議で示されております。既に5年はもう経過しており、その位置的なものはほぼ達成できているのではないのかなと、その裏づけとしてやっぱり料金が相当安くなってきているということが証明されるであろうと思います。

このことをかんがみて、現在、南伊豆町が抱えている問題、取り組んでいかなければならない課題は山積しておりますが、とりわけ歳入拡大策として産業活性、企業誘致、定住促進は避けて通れない課題だと思います。しかし、現在の伊豆半島内道路網の条件下では企業誘致を試みるのはなかなか難しいところであります。

そこで、戦後工業国として成長し続けてきた日本が、近年ITの進展によりその経済構造も変わった今日、ITに着目し光ファイバー網の整備を行えば、首都圏だけでなく南伊豆町の自然環境の中でITに関連した仕事ができ、オフィスが持てる、むしろそれをいわゆるライフスタイルとして提案すれば、ITターンの定住促進は十分に可能だと私は思うわけでございます。

そして、静岡県は富士山静岡空港の開港に向け着々と準備を進めている。その暁には空港と連携した外国人観光誘客による伊豆半島観光のさらなる振興が期待されておりますが、言葉の壁や情報発信、サービスまたは医療や教育面から考えても、画像、映像の発信容量や時間などをクリアするには在来のISDN、ADSL等よりは光ファイバー網の整備が欠かせないと私は思っております。

ここに住んでいるからこの仕事ができないとした地域格差はあってはならない。最低限のライフラインの整備は、これは国の仕事であると思います。伊豆半島は半島振興法があり、半島地域の振興を図り、もって半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上、並びに国土の均衡ある発展に資するということでもありますので、ぜひ光ファイバー網の整備を伊豆半島サミット会議の場で南伊豆町長から提案をしていただいて、半島再生のための共通の課題として認識していただいて、半島全体で国や県に働きかけを行い、早期実現を目指してほしいと私は切に思うわけでございます。これを最後に、町長の意見を賜って質問を終わりたい

と思いますが、町長、いかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） IT社会ということで先ほどもADSLのお話を行政報告の中でさせていただきました。そういったことで我が町は今まだまだそれすらも未整備地区がある。そして、この光ファイバーも伊豆半島の場合にはまだ東海岸であれば熱海あるいは田方の大仁、あの辺までしか入ってきていないということですので、先ほど言われたような、国は将来の整備計画をもうこの日本国じゅうどこでも光ファイバーが整備されない地域はないようにということは、今度検討されるようですけれども、そういったこともよく踏まえながら町としてできることを今後やってまいりたいと思います。

そして、伊豆半島のいわゆる市町サミットでもそういった意見も私も述べてみたいというふうに思っておりますので、そういったことで今回のところをご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） ぜひとも、そういうADSLの暫定的な処置というしか私はないと思いますけれども、それをやりつつ先の光ファイバー整備、これは手を挙げて率先して伊豆半島内、その整備を促進されるようお願いを再度申し上げまして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君の質問を終わります。

11時45分まで休憩いたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時45分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

横 嶋 隆 二 君

議長（藤田喜代治君） 12番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 通告に従って一般質問を行います。

12時までに終わりたいと思うもので、税制改正の影響と住民生活について質問を行います。

4月から、地方税法改正によって町民の中で住民税が急激に、人によっては10倍も前年よりも請求が来る、こういうことが盛んに6月以降ふえてきてまして、一体どうなっているんだと、こういう声が上がってきました。恐らく役場にも問い合わせも来ていると思います。これが小泉自公政権のもとでの税制改正の、改正というか改悪ですね、その影響だと思えます。まず、この実態について、いわゆる65歳以上の高齢者控除の廃止、この影響、その額はどの程度なのか。また、今までの住民税非課税措置の所得125万円まで、これの全廃によって影響を受けている数、それと額、また、公的年金控除の縮減、これは65歳以上の高齢者の最低控除額を140万円から120万円に縮減したことによる増税、その額、また定率減税の半減によつての増税の対象人数、それと額について、答えていただけますか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えいたします。

税制改正の趣旨ですけれども、現下の経済財政状況を踏まえながら、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革に取り組むものであります。

平成18年度につきましては、定率減税が前年比で2分の1になりました。65歳以上である高齢者控除が廃止をされ、年金の控除額は140万円から120万円になりましたことから増税となっております。納税者数で申しますと、昨年の住民税は4,705人でしたが、18年度は5,218人になり、納税者数が513人ふえております。17年度の町民税の決算は2億2,200万円ですが、18年度の収入見込み額は2億4,500万円になり、2,300万円の増で、率として約10.3%増を見込んでおります。

いろいろ軽減策についてはございますけれども、町の仕事をいろいろ進めておる中で特に社会保障費の関係の支出が増大をしてきておるのも、横嶋議員もご承知のとおりであります。住民税の性格上、町民それぞれの負担能力に応じて分担し、町民が助け合う性質のもので、かつ自治体の持続的な運営をすることの役割も課せられておりますので、ご理解をいただき

たくお願いを申し上げます。

詳細につきましては窓口税務課長より説明させます。

議長（藤田喜代治君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（石井 司君） お答えいたします。

65歳以上の老年者控除、所得税では50万円、住民税では48万円ですが、これが480人、384万円の増になります。

次に、65歳以上の所得で125万円の所得税非課税措置全廃につきましては274人、150万8,000円になります。

公的年金控除の縮減ですが、140万円が120万円になりましたことにつきましては111人、36万9,000円の増となっております。これは一般的ですが、定率減税の半減により3,759人、1,310万2,000円の増となっております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） これは、この状態では高齢者の方々から高齢者いじめの政治だと言われて悲鳴が上がるのも当然だというふうに思うんですね。国会で決まって押しつけられるといえはそうなんですけれども、こうした中でも可能な限りのですね、町長ちょっと述べましたけれども軽減策、これは最大限周知をする必要があると思うんですが、その点をちょっと幾つか例を挙げますけれども、1つは医療費控除ですね。確定申告をする場合には10万円を超えるか、所得の5%を超えるか。これは、これまで確定申告していない場合にはそうした概念がない人もいるのではないかということで、例えば年金収入が200万円の場で公的年金控除を引いた80万円の所得の5%、4万円以上の医療費の場合、これを控除の対象となると。確定申告をこれまでしていなければ過去5年分については申告ができるはずであるし、こうした告知ですね。また、確定申告している場合は控除の追加は1年以内だということがあります。

次に、納税者本人が障害者の場合、所得が125万円以下の人は住民税非課税、この仕組みについては、これは残るということですね。障害者に当てはまる基準としてその1つは、常時寝たきりで介護を要する。介護認定の度合いによってこれは当てはまると。もう一つ、2つ目は、障害者に準ずる者として、ここで言えば町長あるいは福祉事務所長の認定を受けている対象の方々、こうしたこと、また政府交渉との関係では、激変緩和措置の中身が非常に

複雑なために通知そのものにずれが、この町ではどうか分かりませんが、こうしたことの告知、国民健康保険税に関しては減免制度があります。ホームページ等々にも出されていますが、改めてこうした告知ですね、2割減額は本人申請が必要だというふうに考えていますが、これらの最大限の軽減策をきちんと、これはもうもちろん申告がなくてもやるべきであります。納税者本人に周知をする必要があると思いますが、その点、直接の担当でもいいですが、答弁いただけますか。

議長（藤田喜代治君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（石井 司君） 横嶋議員から言われました、確かに周知ということにつきましてはそのとおりだと思います。町内の状況ですが、高齢者世帯がふえている、若い人のアドバイスもない、そういったような中で今言われました障害者が125万円、介護保険の所得の規定が125万円のいわゆる非課税の措置、それらにつきましても、今後町民の皆様方に広報等周知いたしまして、万全を期したいと思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） 今議会でも財政問題が議論されて、私も次の質問で財政問題を質問するわけですが、今、国や自治体の財政が大変だ大変だと言われている中で、こうした負担増が一番弱いところにあらわれてきているということは本当に許せないことであって、この税財源そのものが国全体で増税して4,000億円そこそなんですね。一方では、アメリカの駐留米軍に対する法律や協定上も必要がない思いやり予算でさえ2,600億円もあるんですね。こうした点を考えればこの負担増が本当にとんでもないことであって、最大限、自治体が住民の生活を守る最後の防波堤だという観点からいっても、軽減策を周知をしていただきたいというふうに思います。あくまでも住民あつての自治体であって、その財政であって、まして高齢者が財政悪化の要因をつくったわけでもないということを改めてこの場で主張して、最大限の策をとるよう求めたいと思います。

答弁いただきましたので、午前中の質問はここまでにして午後につけたいと思います。

以上です。

議長（藤田喜代治君） ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

12番、横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） それでは、一般質問の再開を行います。

2番目で、平成17年度決算と財政見通し、町政の方向についてであります。

財政問題は毎回やっているわけですが、なぜこれを毎回やるかという点ですけれども、これは、この間ずっと一貫して合併問題で町政がいわば翻弄されてきている、今も水面下では、水面下と表向きですね、静岡県は自主的な合併を進めるといふ、自主的な合併を進めるといふこともおかしいわけでありましてけれども、そういう中で自主的とは裏腹に強制的な仕込みといふか根回しがやられている。これまで合併の問題でやられてきた中で、市町村財政が大変だから合併しなければと、こういう論調がほとんど主な観点であります。こうした点から、随時財政問題を検証しながらあるべき姿ということを確認する必要があるといふ、そういう思いで質問を行うものであります。

まず、17年度決算であります。17年度の予算編成そのものは、前執行部の体制のときに編成がされて、昨年のこの審議の最中に前執行部、町長、助役が、助役はその後辞職を出す、で、修正した予算が出されたということで、5月に就任した鈴木町長のもとで編成されたものではありませんが、この1年の結果が出ました。まず、この決算について町長がどのように受けとめて見ておられるか、その点を答えていただければと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えいたします。

まず、決算の財政状況であります。平成17年度の南伊豆町一般会計歳入歳出決算につきましては、総額で前年対比5.5%減の歳入総額が約45億3,600万円。また、歳出は前年対比で4.6%減の約43億2,800万円で、差し引き形式収支が2億800万円となりますが、翌年度へ繰り越す工事費等の財源約2,800万円が含まれますので、実質の繰越額は1億8,000万円となります。実質収支比率は前年対比約0.6ポイント増の6.1%となりました。

歳出は行政改革による歳入に見合った歳出とするために、普通建設事業等を抑え、人件費、

公債費、扶助費の義務的経費も構成比で前年比0.8%減の44.7%に抑えました。また、南伊豆総合計算センターの解散に伴い、機器備品の購入、TKCへの委託料等の増額により、物件費が1%増の14.1%となったものの、経常的経費は構成比で0.3%減の73.1%にとどまりました。しかしながら、8月の台風11号等による災害復旧事業費が前年対比で84%増の1億8,400万円となり、投資的経費は構成比で0.6%増の12.4%となりました。経常収支比率は前年対比で1.3ポイント減の83.4%とわずかながら下がりましたが、相変わらず財政の硬直化が進んでおります。

公債費につきましては、前年対比6.6%減の6億5,300万円となり、公債費率が前年14.4%から14.9%に、公債費負担比率は15.80%から16.20%となりました。地方債17年度末残額は前年対比で2.9%減の55億2,600万円となりました。

一方、歳入では依存財源が前年対比で1.1ポイント減の67.4%となりましたが、そのうち地方交付税は構成比43.5%で、対前年で3.2ポイント増となり、交付額は3,600万円の増で19億7,300万円となりました。また、税源移譲としての所得譲与税交付金は対前年110.1%アップの3,600万円となりました。自主財源のうち財政調整基金繰り入れは当初予算に比し5,000万円減の1億2,500万円となり、財政調整基金残高は3億円を確保することができました。

現状は以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 今、現状数字を上げて答えてくれたんですが、町長、こうした現状でどういう財政運営の見方、評価ですね、この間の流れに対する評価と自分の取り組みの方向性ですね、どういう意思を持って取り組むのか、その点を簡単に答えていただけますか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この決算ですけれども、ことしのいわゆる行革の答申もそうですけれども、私は就任後一貫してやはり経費、行財政改革には取り組んでまいりましたし、その結果として、やはりそれぞれの事業費の見直しであるとか、あるいは経常経費の削減、こういったことも行ってまいりました。しかし、継続事業等もやはり年次計画の中には、上げられている中で、投資的経費等もなかなかこれといって大きな見直し等も事実上できない面もあります。そしてあと、人件費等もなかなかそう大きくは見直しというか、これも検討はもちろんしなければなりませんけれども、そういう中で予算編成、予算の執行に当たっては、

それぞれの担当部署において緊急性のあるもの、あるいは将来的に町にとってどうなのか、こういったこともよく検討しながら執行するようという事で取り組んでまいりました。

以上が今回の決算の結果であります。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） この間に、財政問題を議論する上でいわゆる俗に言う借金ですね、地方債残高、それと貯金ですね、財政調整基金や目的基金を含めた各種基金の合計、いわゆる貯金の合計、それが標準財政規模に対してどのような割合を示すかということで実質的将来財政負担比率、これが自治体の財政の状態を割と簡潔に、一般の家庭と似たような形であらわせる指標として利用してきました。

これは全員に配っておりませんが、南伊豆町が平成15年、これは指数として150%、これはピークに上り詰めて、平成16年度が149.4%、17年度決算を当てはめると142.3%というふうに、前年から比べると7.1%これは減ってきている。これは簡単に言うと、100%を超えた分、いわゆる40%を100にするには10%ずつ歳出削減をして4年かかるという、単純な計算ではそういうものであります。

これは、現状の評価、決算の評価で言うと、町長も若干述べられましたが、現状が必ずしもいいというか、楽な状態ではないけれども、これまでよりは好転しているを見ていいと評価していいと思います。それが、いわゆる今の執行体制の意図のもとに編成された予算ではなかったけれども、平成16年度から若干これが好転しているのは、議会も含めて、当時、平成12年、前体制がその前の体制から引き継いだときには財政、これは財政危険度とも言いますが、負担比率が76.3%から平成13年に一気に100%を超えて、一気にというか100を超えて、平成14年度で111.1%、平成15年で150%に上り詰めるという急激な財政負担の危険度を増していったというか、合併の理屈をわざわざつけて財政が大変だというふうにしてしまった。これは郡下の町村の中でもこれだけ急激な変化を遂げているところはないわけですが、それが、いわゆる財政をしっかりと見て本当にあるべき姿、これをしたときに好転の材料がこれは出てくる、そこをしっかりと見据える必要があると思うんです。

しかしながら、これまでバブルの時代を含めて、過疎地は国の指導もあって基盤整備だ何だで本当にバラ色の夢を描きながら、財政状態も考えないでやってくる中で国の三位一体改革の中で急ブレーキがかけられたという思いもあります。こうした中で、今の現状の中では好転の方向はあるとはいえ、ここで歯どめを投げ捨てて、それであれもこれもということは

今は戒めなければならない、そういう状況にあるという現状ではないかと思えます。

こうした中で、町長、広域行政の問題では長年の懸案であったいわゆる弱者というか、障害者の福祉施設の開設の問題、これはもう現状では本当に人間が住むとは思えないようなところに子供たちが閉じ込められている。そこの改修に長い年月がかけられていた、こうしたことをいち早く取り組むのは当然ですが、一方で、今日の質問でも出ましたが、莫大な予算がかかる病院建設を多数決で決めるなどという、そういう論調が出ている。このことに対して、私は管理者としてだけではなくて、病院の共立の管理者としてじゃなくて、一南伊豆町の町長として、今の財政状況の中で、しかもつけ加えて言えば、南伊豆町は3月議会の後、下水道事業に関しても新たな処理場の拡大に関しては5年先にこれを先延ばしする、こういうこともしています。こういう中で一部事務組合の行政でも今まで滞っていた、つくし学園は別にしても、莫大な税負担、財政支出がかかる病院の問題、こうした問題にこの南伊豆町の財政の現状の中でこれができるのかどうか。この点どのように考えているか答えていただけますか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この病院の建てかえ問題につきましては、午前中の質問でもお答えしましたとおり、やはりまず財政的な面が見通しがつかないとなかなか前へ進めるわけにはいかなという、管理者として私は立場にいるということも申し上げました。そして、その中でやはり、じゃそれぞれの市や町の負担金が伴う場合に、それが果たしてそれぞれ各自治体が負担できるのかどうか。こういう厳しい財政事情の中で、多少の差はあるにしてもやはり苦しいのはどの自治体でも一緒だろうと思います。ですから、私はそういうことも含めて、もっともっと財政面の議論をすべきだということまで来ております。

そして、私たちの町のことを今、横嶋議員が申されますように考えてみますと、財調ももう底をついてきている。そして、継続事業、どうしてもやらなければならない仕事、下水道を初め目の前に控えている。そして、税収はどうか。そして、地方交付税も今年度は据え置かれるということになったようですけれども、これも来年以降はまだ不透明であります。そういう見通しを今考えたときに、我が町が、じゃその負担に応じることができるのかできないのか。これはもう私が申し上げるまでもなくはっきりしていると思うんです。そういったことで、私はこの病院の建てかえについては、もっともっと慎重に議論しなければならない。

そして、我が町のことももちろん考えておりますし、こういう負担金の伴う事業については、ほかの一部事務組合等の事業もそうですけれども、やはり我が町の財政を考えながら対応していかなければならないという考えでございます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） はっきりしているということは、負担できる状態ではないということと受けとめたいと思います。

ちなみに、病院に関して言えば、指定管理制度に移りましたけれども、母体である組合は赤字運営、建物すべて器具もですね、一定額以上多額のもの自治体の税負担でやっている、こういうあり方についても厳しく見て今後のあり方を検討しなければいけないというふうに思います。

ちなみに、これは余計な話ではありませんけれども、多数決でこの病院建設を決めてしまうという議論が記者会見でも言った下田市の財政負担、同じ表にしてありますけれども、いわゆる南伊豆町の議会は財政危険度が150%に達する前から前執行部の体制にとんでもないという、こういう注文をつけて急ブレーキをかけて起債の制限などを主張してまいりましたが、多数決で病院建設の新たな税負担をしようという隣の市では、もう既にこの危険度数というのは南伊豆町の150はおろか、平成13年度には180を超えて、しかも平成16年度も、17年度決算は数字を見ていませんから当てはめてないので、これが右肩上がりだとまっていない。基金残高は南伊豆より、すべての基金残高は5億しかありません、目的基金も含めて。こういう中でこういう主張をされている。

しかも、合併問題ではその郡下の中心になるという、非常にゆゆしき問題であって、私はこの点で、財政の問題、自治体の財政が大変で1つではやっていけないから一緒になってやるのが合併でよくなるんだと。ところが、合併をした郡下の西の方の自治体では、これはこの表にしていますが、西伊豆町の危険度数というのは下田市よりも高く200%を超えています。ここではもちろん合併してもどちらもいいことがなかったと。

こういう中で、今まで合併をあおっていたとしかとらえられないいろいろなマスコミの中でも、財政力が大変な自治体が集まって一体どうなのかという論調も出ている。無責任というか、我々はマスコミの論調で動いているわけではなくて、住民の皆さんの生活を守る立場から自治体財政に真剣に取り組んできているわけですが、町長、今日の質問でも出ましたが、

町長は自治体の財政規模の問題のアンケートでいろいろ取り上げられ方をしましたが、南伊豆町の町民が、平成16年度の10月の住民投票で単独の道を選択をした。この道で現在の規模、住民の顔が見える規模、地域共同体の力を発揮できる規模、これをアンケートに答えましたが、改めて、こうした自治体財政の17年度の流れ、あられと近隣の自治体の財政の流れからしてもきているんですね、どういう道を踏襲していくべきなのか。町長、その点どのように考えますか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この合併問題につきましては、午前中の質問でお答えしましたとおり、まだ財政的なこと、財政見通し、これがいわゆる1市5町での検討準備委員会等でまだ示されておりません。これについては、やはり今、横嶋議員が言われるように他の市町の状況も同じレベルでやはり検討を加えていかないと、我が町だけでということになりますとやはりそこに見方、考え方の違いも出てくるわけですので、午前中にもお答えしましたとおり、検討委員会で今後そういったことも検討し、そして財政見通し等もさらにさらに細かく、また資料等も作成して協議をするようになると思います。

それともう一つは、やはり合併問題は、午前中に申しあげましたように県の支援策等もございまして、そういったこと、もろもろのことをよく見きわめながら、そして我が町の過去の経緯、そういうことももちろんですし、過去の財政事情等もよく調べ、そして見通しを立てながら検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） もちろん合併の方の結論の問題は、私も議論というか、今は、先ほどの答弁でもありましたけれども住民の投票の結果に沿って自立の町を進めているということで、いろいろ行財政改革で事務方の体制も縮小している中で、合併の仕事をするということも矛盾というか、非常に苛重なあれで、過重負担になられていると思います。そういう、ある意味では自主的と言われながら強制される合併の動きで大変なわけですがけれども、自立の町を進める取り組みの問題、細かい点は抜きにして、私も初めて全国小さくても輝く自治体フォーラムという会合に出てまいりました。これはことしの6月24日から5日に岐阜県の白川村で開かれた会合で、福島県の矢祭町など合併をしない、自立の宣言をした町、矢祭町の

町長ともあいさつをしてきましたが、こうした中で特徴的に共通している流れは、国が市町村合併で小さい自治体をですね、南伊豆町よりずっと小さい自治体なんです、こうした自治体をつぶしてしまうという動きがある中でも、地理的な条件も含めて中には合併したくても、本当に山の中でしたくてもできない。こういうこの白川村自体も高山市の圏域が組まれたわけですが、道のりでいくと80キロも役場までかかる。むしろ富山県とかかわった方が、今、自動車道ができて30分で行ける、そういう思いもある。そういうところで共通しているところは、産業振興に首長を先頭に頑張っている。矢祭町の町長もそういう思いの一端を語ってくれましたが、離島の島根県の隠岐の島の町の一つの海士町というんですか、ここは海の土と書く海士町の町長が講演した中で特徴的だったのは、自分がこの財政状況を見ながら、国が三位一体の改革からさらに財政を絞り込んでくることはわかる。しかしぎりぎりまで努力をして自分たちの町を守っていかうということで、首長、町長の歳費削減をみずから庁議、課長会議でこれを述べて、これを了承してくれという話をしたところ、その夜、飲み屋に呼び出されて、町長が行くと課長が全員そろっていて、酒を飲みながら町の思いを語って、我々も町長に続かせてくれという話で、ところが、そこはもう語り合っただけ飲んだらしいんですが、次の日朝一番に総務課長が来て、あれは酒の上の話ではなくて本心だと、ぜひ続かせてくれということでそれに続く。その後、何日かして職員組合も自分たちの町を自分たちで守っていく上で続かせてくれと。町長は、自分は本意で、みんなにそれを言うためにやったわけではないということを書いていましたが、ここの町がこうした町長の取り組みあるいは姿勢に反応して、離島ならではの水産物のいわゆる新たな冷凍技術の導入を漁協と一緒にやってこれを首都圏に売り出す、銀座の店に直接イカとかタイを出していく、こうしたことで産業振興を馬力を上げてやっていく、そういう取り組みが進んでいる。

これは、このほかにも島根大学の名誉教授である保母先生から、長野県の栄村や泰阜村、そのほか宮崎県の綾町とか愛媛県の内子町とか、本当さまさまな中山間地域、田舎の町で努力している姿が見えました。私は一律に報酬カットがいいということではないんですが、そうした志を持って進めるという取り組み、この一端を紹介したわけですが、町長はどのように考えますか。その点答えていただきたい。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えいたします。

今、横嶋議員の言われたお話はやはり今の時代として非常に貴重な話であると思います。

実際のそういうことでやっておられる町や村もあるわけですが、我が町のことを考えてみますと、ことしのいわゆる人勧にあってはもう給与やその他が抜本的に改正をされている。そして、公務員の給料というのは従来の給与体系ではなくなってきている。そして、我々の三役というか、二役そして教育長、特別職の報酬ももうこれは県下でももちろん最下位の方に位置している。だからといって給与が低いということではありませんけれども、報酬がということではありませんけれども、やはりそういったことも我々としてはよく考えながら今後の我々の報酬を含め、そして職員の給与を含め、近隣の自治体のこともよく見きわめながら、県下の様子も見ながら、やはり何と言っても今この厳しい時代に民間の、じゃそれぞれの業種の皆さんはどうなのかということももちろんわかっておりますし、それらも考えながら今後の行政に、これは報酬、給料だけでなくほかの面でもそうですけれども、反映をし考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） ぜひ、多額な財政出動は今までのような流れ、華々しいことはなくても、地味な取り組みでも町民の生活を守って、そして産業振興を進める、こういうことはやはりある程度の知恵を、知恵はある程度という最大限回すということで進めていただきたいというふうに思います。

さて次の猿害など野生獣の対策についてであります。

お盆前から、8月の初旬から私のところにもイノシシだ、猿の被害の報告が入ってまいりまして、役場にもそれが届いていると思います。まず、これまでの議会でもイノシシについてはかつて相当の被害が一気に噴出をして、議会も平成16年の1月にイノシシの研究では第一線にある島根県の中山間地域研究センターに、当時の課長とも車中を含め3泊4日の視察を行ってきて一定の成果はありましたけれども、猿についてはこれまでの議会の委員会の中である程度取りざたされて、なかなかもちろん話題程度のもので実質的な対策をどうのこうのということではありませんでした。ところが、ことしの被害は集団での被害の報告が非常に際立っているということでもあります。行政の方でその状況をどの程度把握されて、対策については現状でどのように考えておられるか、その点をまず答えていただけますか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 対策ということでありませけれども、猿害対策の取り組みとしましては、速効性のある取り組みといたしまして猿用の箱わなやくくりわなを購入し、有資格者の協力を求めるとともに猟友会へ依頼して駆除の方針で臨んでいきたいというふうに思います。

また、長期的な取り組みといたしましては、猟友会、各地区の区長、住民等の協力を求め、行動範囲、行動習慣等の調査をして、出没パターンや主な農作物被害の種類をできる限り把握した上で、事前に出没地域を察知して地域ぐるみで山に追い払うようにしたいと思っております。

猿害だけでよろしいですか。

〔「とりあえず」と言う人あり〕

町長（鈴木史鶴哉君） 以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 速効性というか、いわゆる当座の対策と長期の対策ということですが、これは、あるいは県の農林事務所等々を含めて検討された結果でしょうか。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（外岡茂徳君） 当然、県の賀茂農林事務所の方へもご相談して対策を講じました。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 町長、今の箱おり、くくりわな、猟友会の対応ですね。長期的な対応として猟友会や区長に協力をお願いして行動パターンを把握をすると。それで山に追い払うということであるんですが、こうした経験則ですね、東伊豆町と河津でテレメトリーというんですか、発信器をつけて、いわゆる感知システムを使ってやっている。こうした実績に関しては、これは調べられましたでしょうか。あるいは、担当で。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（外岡茂徳君） ただいまの東伊豆町あるいは河津町の件ですけれども、私どもの方で調査しましたところ、金額の面で非常にかかるということが1点ございます。それから、確かに発信器をつけて山に放しているようではありますが、時間の経過とともにいわゆる電波の受信等々が非常に途中で切れるというんですか、そういういろいろな理由があるみ

たいでございます。ただ、今後、東伊豆町と河津町につきましては、そういう意味ではある程度進んでいるものですから、猟友会等を通じまして今後その辺をよく視察等をしまして、賀茂農林事務所の補助事業を取り入れていけるものであればその辺で検討させていただきたいと、このように思います。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） この問題で、町長、いわゆるこの猿害、これまでも農家の作物、あるいは農家でないところももちろん行っているんですが、はぐれ猿とか、群れの例というのは、群れが襲ったというのは余り聞かなかったんですね。ところが、専業農家のハウスに入って、いわゆる作物の、主要に出している作物の間の作物であっても、いわゆる商品作物にするべきトウモロコシがハウスが全滅で、次の日にはトウモロコシが全滅だと。ところが、私もその現場に通報を受けて行って、猟友会長も来ていただきました。その時点では猿がいなかったもので、ところが夕方5時過ぎに山を下るときに猿がおりてきて、猟友会員にその15分後ぐらいに猟銃で威嚇発砲してもらったんですね。ところが、普通は威嚇発砲すればなかなか、二、三日あらわれないのが、次の日の朝6時にはまた同じ残ったところを、ここは来る、それと、最近その周辺の実例を聞いたところ、家人がですね、今、早生のクリが実っていますけれども、青いうちから猿が取るわけですね。畑にいる猿を見て追い払って、バケツをたたいたり何なりして追い払っている。その後ろで今度は倉庫に入れてあった農作物を食べると。これは猿の害のレベルとして非常に高いレベルなんですよ。

今、早期の速効性のある取り組みや長期的な対策で対応されていたんですが、やはりこの現状に対する認識、私はね、今まで有害鳥獣対策でやってきた一番の危機感というのは、ただでさえ政治的に、農地が耕作放棄になるというのはあっても、それ以外にいわゆるけものにやられるのは手の施しようがないことで、耕作をやめてしまうんですよ。これがおびただしい量に上がってきたら、これはどんな努力をしても地域を守ることができなくなるので、今のうちに本格的な腹を決めた取り組みをする必要があるということで、この被害の受けとめの気持ちをちょっと一言言ってもらえますかね。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今、横嶋議員が言われたようなことは私も実は個人的には何回も何年も前から経験しております。そして、あの手この手でやっておりますけれども、なかなか思うようにならない。そして、猿がはぐれ猿でなくて集団でというのも何年も前から我々の方へ来ております。そして、先般も、横嶋議員の言われる一条地区の群れからもわかりませんが、その1日、2日後にはもう我が方へも群れが来ています。そしてもちろん野菜や、そういったものはもう全滅です。サツマイモまで持っていく、そういう状況です。

ですから、これは前から一般質問でも出ておりますし、我が町だけでなくどこでも問題になっておりますけれども、なかなかこれが決め手がないのが現状なんだろうと思います。ですから、これはまあやれるとしても追い払う程度であります。

そして、猿はやはり我々人間が策を講じますと、それ以上の次の手でまた出てくる。そして、最近の猿はもうなれてきて人がいても逃げない。特に女子供はばかにして余計家の中まで入ってきたりするという状況だそうであります。

ですから、そういうことも踏まえながら、今後の対策としては猟友会であり、あるいは農林事務所等とも連携をとりながら、そしてさらにまた近隣の市や町もそうですけれども、対策を講じなければならないというふうに考えております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 率直に言って、受けとめはされていると思うんだけど、認識がやっぱり甘いし、担当も、いや現場の直接の担当の人をよく歩いてくれて現場も見に来てくれているんです。やっぱりでも行政はもうそれではだめだと。町長もそうだけれども担当ね、これ静岡県というのは380万人の人口を持っていて、財政力では国で5番目ですよ。ところが、滋賀県137万人のところで、これはテレビで大津の琵琶湖畔のあれが出ていましたけれども、本当にニホン猿、イノシシもそうなんだけれども、イノシシは最先端のところを町長も見に行きましたでしょう。その第一人者の指導者の先生は南伊豆の蛇石に住んでいるんですよ。その先生は議会で質問する前からこの地域を調査しているわけです。

猿は、私もおりも仕掛けたり、撃ってもらって、猟銃の免許は持っていませんけれども撃ってもらって、さらせば何とかかなるかと思ったら、ところが猿は捕殺しても、やり方によっては群れをばらして、さらにこれをふやすんだということです。滋賀県はそういう専門家の取り組みを10年以上も前からやっていて蓄積がある。滋賀県のホームページを見るとおびた

だしい量で材料が出てきて、やっている。

静岡県の農林事務所は、静岡県の猿害対策見てもほとんど出ていない。やっていないに等しい、はっきり言って。何をやっているんだってね。空港だ何だはね、やる前に人が生活する場、先ほど高齢者の税対策を言ったけれども、生活を防衛するためにやっているわけでしょう。専門農家もそうだけれども、みんなイノシシだ、猿にやられている。ここに真剣にならなくして行政の存在があるのかということなんですよ。

だから、自分の経験則だけでは絶対だめ。行政は町の財政指導は僕も大変だと思いますよ。しかし、こういうのをやるのはやっぱり静岡県、これぜひ静岡県にも見てほしいんです。甘過ぎる、対策がね。東伊豆、河津、東賀の野猿対策もテレメトリーでは限界があるんですよ、追いかけるのに。

この中で紹介されている高木直樹さんという獣害総合研究所の、これは猿がほとんど専門なんです。捕殺じゃなくて捕獲をして、それを入念な調査で猿の群れをきちんと分けて、その中の猿を、中心になる猿を捕獲をして、お仕置きをして、それはテレメトリーで、あるいはアンテナですね、テレメトリーほどのお金じゃなくて発信器と手動のアンテナで群れの調査と捕獲をして、滋賀県の中で7,000頭いるという猿の状態を見て、これ詳しくはこの質問の中では言い切れませんから、そういう状況をつかんでですね、7,000頭ですね。イノシシは出ないのかイノシシは不明なんです、滋賀県は。猿はとにかく多いということで、それでその群れごとに計画をして一定の成果を上げているということがあります。ぜひ、詳しくはここで述べ切れないので、一定の経験則と、ここまでの対策を今まで決めてくれた意欲は買いながらも、もっと深い取り組みを県と進めてやっていただきたいということなんです。

農業振興会の会合なんかにも係長が猿を追い払うロケット花火の発射装置なんか持ってきてもらって、それ自身は今までなくていいことなんです。それをさらに、もっと総合的に科学的にやる取り組みを、これは単なる現場と農林、現場だけじゃなくて、現場というか担当個人というよりは、全体としてこの南伊豆の地域を守っていく大きな重い位置づけで取り組んでいただきたいというふうに思うんですが、県を越えても、あらゆる対応を求めていただきたい。

ちなみにこの獣害総合研究所の高木さんという人は参議院の国会の公聴会でも意見を述べている方です。第一人者の意見あるいは指導も仰ぎながらですね、この人は猿を殺さず被害を減らしていくという実績を上げている方なんです。捕殺だけではこれは被害はむしろ拡大していくということですので、ぜひ参考にしながら。

もう一つ、こうしたことを県レベル、そして県を超えたレベルでの最先端の情報と指導を仰ぎながら、各地区単位で、先ほど言われた猿の行動パターンを把握されるということがありましたが、行動パターンの中でも、先ほど出しました滋賀県でもこれは高木先生の指導のもとによる猿の加害レベルですね、これは田を荒らすから住宅に入ってやるなど10段階の行動パターンがあるらしいです。さまざまな評価を当てはめながら対応を進めていくと、そういうことなので、ぜひこうしたことも参考にさせていただきたいと思いますが、最後にご答弁を。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 先ほど申し上げましたのは、私が経験したことを申し上げたわけであって、あれでいいということではありません。誤解しないようにしてください。

ですから、先般も有害鳥獣対策協議会をすぐ開催をしました。そして、猿害であるとかイノシシ被害について対策を協議したわけですが、メンバーは農業委員会、それから農業振興会、伊豆太陽農協、猟友会、伊豆森林組合、それから株式会社波勝崎苑、あるいは県、町であります。そして、行政の役割としましては、有害鳥獣対策協議会を中心としまして抜本的な対策を生み出すとともに、賀茂農林事務所の協力を得て補助事業の取り込み、あるいは住民の皆さんの協力を得た対策を展開してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

12番（横嶋隆二君） これで一般質問を終わります。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで2時まで休憩します。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時00分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

谷川次重君

議長（藤田喜代治君） 4番議員、谷川次重君の質問を許可いたします。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） それでは、通告に従いまして、ただ、通告と順番を変えさせていただきます。通告の4番から逆に質問をさせていただきます。

初めに、通告で4番目になっておりますが、地方税の課税・徴収一元化の取り組みについて質問をいたします。

行政の基本の一つは、税金のこの課税と徴収であることは言うまでもないことでありますし、少しでも力を抜けば、気を緩めればたちまち徴収率の低下につながり、多くのまじめな納税者に不平等感をもたらすものであり、その意味からも私は前々からこの越後湯沢方式が効果的であると訴えてきました。3月の議会でも質問をしまして、その折、町長から前向きに取り組んでいきたいとの回答をいただき、その実現を楽しみにしておりました。

ところが、前々から話に出ておりました静岡県の地方税の課税・徴収一元化がいよいよ本格化し、平成20年代初頭の県税と市町税の課税・徴収義務の一元化へ向けた県地方税一元化連絡会議が設置されたと新聞報道がありました。静岡県は、一元化されると現在、自動車税などの県税は県財務事務所が、固定資産税などの市町村税は各市町が担当していて、この別々に徴収しているという不効率が解消され、滞納者へのノウハウが必要な業務では職員数が限られている市町では徴収が難しい面があったがこれも解消できる。この一元化にすることによって年間最大400億円の効果が見込まれるというふうに説明しております。

ただ、これを設置するに当たっては、静岡県のすべての市それから町長の合意を得ることが必要であるということで、その各市町の参加意向を10月下旬をめどに確認したいというようになっておりますが、鈴木町長、この県の一元化制度に参加するのかどうか、その制度の説明を含めてお聞かせください。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

地方税一元化の目的ですが、静岡県及び県内の市町が参加し静岡地方税機構を設立をいたしまして、地方税の徴収体制の強化及び課税事務の一元化を図り、人員及び経費の削減を図ることを目的としておるところであります。

機構組織につきましては、機構本部を中心に現在県内に8カ所の財務事務所がありますが、

それぞれが機構の各税務事務所となることを検討をしております。当然、機構への数人の職員派遣がされるわけですが、税務に関する証明事務等が必然的に出てまいりますことから、町役場は支所として人員を配置することを検討をしております。計画につきましては、平成20年度より滞納整理部門を行い、平成23年度より課税を含めた完全一元化を目標としております。しかしながら、この機構の設立に伴いメリットとされる人員削減数や電算化導入等の費用負担が未定のため、今後近隣市町の動向を見ながら検討していく所存です。

今、谷川議員の申されました湯沢方式との兼ね合いですが、一元化の中に湯沢方式に近い案で実施の検討をすることになっておりますことから、下田市、賀茂郡下での湯沢方式の実施の検討は現在保留をしております。

詳しい内容につきましては窓口税務課長より説明をさせます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（石井 司君） ご説明申し上げます。

地方税の一元化の構想ですが、県税と市町の税を県下統一して業務を行う、課税徴収を行うものです。そのメリットとしましては、徴収率が上がること、また税の仕事の規模が大きくなる、効率が図られまして、人員の削減が図られるということでございます。また、納税者としても1つのところで処理ができるというメリットがございます。これは全国の初めての制度です。県では40市町に対し説明会を2回ほどしております。

今後の進め方ですが、急に一元化というには困難があります。それで、平成20年より各市町が滞納整理困難事例、滞納整理に行き詰まっているものを請け負いましてとりあえず進めるということでございます。この滞納整理部門につきましては、先進地がございまして、全国では茨城県、三重県、愛媛県、和歌山県が機構を設立しております。和歌山県の事例ですが、この4月に県へ移管するというアナウンス効果がありまして、この4月末前に駆け込み納付が10億円あったという事例もございます。

それで、先ほど申しましたように、滞納整理部門は24名で発足いたします。事業費の歳入ですが、各県・市町の負担が静岡県が3,000万円、各市町が10万円、それで滞納で1件当たり20万円を徴収するというので、年に1,300件を処理する構想です。初めに当たり滞納整理部門の共同設置に向けた準備の参加意向をこの10月末までにすることになっており、県から10月上旬、さらに説明会があるとのことで、それらにより検討していくものと考えております。

なお、湯沢方式の兼ね合いですが、滞納整理につきましては、滞納整理部門は以前より検討課題であった湯沢方式と重なりますので、賀茂郡下での協議は保留させていただきます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 私も形としては望ましい方向だと思いますが、コンピューターシステムの統合、開発などの問題点も多いと聞いていますけれども、この点の対応はどのようなふうにご検討されておりますか。これは担当でも結構です。

議長（藤田喜代治君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（石井 司君） まだそこまで実際行っていないんですが、一番そこが問題になってはおります。現実に36億円程度かかるというようなことで一応案がありますけれども、各市町についての負担額はほとんどまだ決まっていないような状況です。参加市町の数において決まることも、そういうことになっておりますので、まだ検討段階に入っておりません。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 再度町長にお聞きしますけれども、これを踏まえた上で参加の意思はあるのか、ないのかお尋ねします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） やはり基本的にはこういった県下一斉の一元化ということですので、参加していきたいというふうにご検討しておりますけれども、やはりいろいろまだ問題点等もあるようですので、今後近隣の市町ともよく連携をとりながら、担当の者とのよく説明を聞いた上で検討していきたいというふうにご検討しております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 湯沢方式はこれを見た上で保留ということで、わかりました。もともとこれを進めております石川知事は元来がこの国税、地方税一元化論者でありますので、どうか町長もしっかりこれを勉強して問題点はしっかりただして、しっかりと対応するように要望して次に移ります。

次に、この私の通告3番目の子育て支援についてお尋ねいたします。

今、国もこの少子化対策を重大施策の一つとして今いろいろな施策を打ち出しております。この10月からは出産後に受ける出産育児一時金を出産費用の支払いに充てる方式にかえ、出産時にお金を準備しなくてもいいようになるということでありまして、来年度予算要求には幼稚園児の保護者への助成、育児休暇の取得促進事業、学生奨学金の貸し出し枠拡大等の対策費を本年度より10%上回る1兆6,000億円の概算要求をしていると聞いております。

鈴木町長はかつて私どもと同じように町議として席を並べて、種々の懇談する折がありましたけれども、そこで私も意見を同じにし心強く感じていた点にこの子育て支援ということは大事だという町長の考えがありました。そこで、町長になってこの子育て支援について今の町長の認識はどうか、そしてまた、町長となってどのような手を打ってきたのかをお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えいたします。

私も今、谷川議員が申されましたように、この少子化についてはもう町長就任前から、ある意味では関心を持つというか、何とかしなければという思いでございましたし、そういう中でたまたま国では少子化担当大臣を置いて、そしていよいよ本腰を入れて少子化対策に取り組むことになり、そのあらわれとして今いろいろと対策がなされておるところでありますけれども、今言われるように少子化社会において、国ではそのための対策基本法、そして次世代の育成支援対策推進法を制定するなどさまざまな取り組みがなされておるわけであります。

そして、そういった中で本町においても子供と子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応すべく具体的な取り組みを行うため、平成17年度を初年度とし平成21年度までの5年間を計画期間とする南伊豆町次世代育成支援行動計画というのが策定をされております。これは、子育て支援に対する取り組みは既に各分野において実施しておりますが、保健、福祉、医療、教育が連携して、地域の理解を得て町民共通の課題としてとらえ、官民協働して取り組むことが必要であると考えます。

今後、次世代の育成支援対策推進法で定められた7つの基本施策に次世代の親の育成を加えた8つの基本施策、1、地域における子育て支援、2に母性並びに乳幼児の健康確保、3、子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、4つ目に子育てを支援する生活環境の整備、5番目に子育てと仕事の両立支援、6つ目に子供の安全確保、7つ目に要保護児童へ

の対応の推進、8つ目に次世代の親の育成、というふうに非常に広い分野にわたって掲げてあります。これらに基づきまして、児童手当等の支給、それから乳幼児医療費の助成、相談業務、母子保健事業等、継続事業については国・県の動向を注視し、見直しを行い、子育て家庭支援として課題であります保育サービスの充実、学童保育等新事業につきましては、厳しい財政事情の中、ニーズを的確に把握して個別施策の展開を検討していきたいというふうに考えております。

それから、町営住宅の建設と子育て支援カード等の計画もございますけれども、これにつきましては、既に実施されている自治体もあるわけですが、現段階では公営住宅法にも定める住宅困窮度や所得制限があり、子育て世代に対する効果は限られたものとなっております。

また、子育て優待カードについてであります。子育てを地域企業と行政が一体となって支援する機運の醸成等を目的として、県企画部調整室がしずおか子育て優待カード事業として平成18年度から推進しているものであります。賀茂圏域では東伊豆町が今月から導入、下田市が来年の2月から導入を計画しております。本町におきましても、地元での消費問題等もあり、先行導入市町の動向や商工会等と協議しながら検討をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 私が聞く前にすべてを答えていただいたような感じですが、先ほど言われました住宅建設の件ですが、今、町長もご存じのとおり企業というのは大きいところも小さいところも、もう毎日生き残りをかけて必死の戦いをしております。先日、北越製紙というところが王子製紙にTOBをかけられましたけれども、会社の内容がいいから大丈夫かというんじゃなくて、会社の内容がいいがゆえに買収をかけられているような時代において民間は今やっておりますが、自治体もまたそういう時代を今迎えようとしていることは町長が一番感じていることだと思います。

その中で、今言いましたこの子育てということを表看板に掲げてまちづくりをして成功しているところは幾つかあります。

1つは、山形県に東根という市が、人口約4万5,000人ほどありますが、ここは山形県全体の人口が、日本もそうですが減り続ける中、この5年間で、去年までの5年間で2.3%も

人口がふえたと。これは子育てということをもう市を挙げて、町を挙げて取り組んだ結果、若い人たちがここは暮らしやすい町だということで評価ができて集まってきているというように聞いております。

また、徳島県の美波町の伊座利という地区では、最盛期には400人も超えた人口が、ここ10年前に100人を切ったと。そこで、6年前に、これでは大変なことだということで住民がこの伊座利の未来を考える推進協議会というのをつくって、そして職場や家を用意して都会からの家族の受け入れを始めた、そして、今では100人を切ったところが130人まで盛り返したというようなことになっております。

南伊豆では、先ほども町長はやらないような話をされましたけれども、上賀茂に、これは菊池町長の時代かと思えますが町営住宅をつくられましたよね。そして、そこに今若い世帯で埋まって子供も大勢になって、祭り等の地域行事も大変なにぎわいを見せるというふうに地元の人たちは大変に喜んでおります。このようなことを考えると、ある意味では先のことを考えて投資するのも政治の一つだと思うわけでありませう。

それで、私はこの町営住宅を建てる等の、建てるというんじゃないですが、そういうふうな施策を考えていないかどうか、再度お聞きしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 先ほど町営住宅につきましてはお答えをしましたがけれども、今のいわゆる入所、入居するための審査会というのはいろいろな所得制限であるとか、いろいろ調査が行われてましてなかなか即、じゃ子育て支援にということになりますと難しい面もあるかと思えます。しかし、今、谷川議員が申されますように、いわゆる住居を確保してやるという点からは、やはり子育て支援という面からこれは考えていくことでありますし、そういったことを含めて今後町営住宅については、やはり今後人口のいわゆるこの町の形態であるとか、あるいは今後の見通し等をよく推測しながら検討していきたいというふうに考えております。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） もう一点、先ほど先に町長が何かさらりと答えられておりましたけれども、この子育て支援の一つであります子育て優待カード事業について再度お聞きいたしますけれども、先ほど言われましたように4月1日に県が開始しましたよね。そして、東伊豆

町。下田市も近々実施を予定しているということで、9月1日現在、静岡県で25の市町がこれに取り組んでいると、こういうふうになりました。もう一回、ちょっと私先ほど聞きそびれたものですから、町長はこれにどのような今取り組みをされているかお聞かせください。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） これにつきましては、先ほどお答えしましたように地元での消費問題等もあり、先行導入市町の動向、既に実施している町ですね、これらをよく調べながら、商工会等と協議をして検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 先ほど町長は、町長になる前からこの子育て支援が大事だということとは十分認識していたし、そういうふうに思っていたと、そういうふうにおっしゃいました。これは4月1日にもうスタートしましたよね。今からよそを見て検討しようという、そういう姿勢じゃなくて、私は町長にこの子育てが大事だという気持ちがあったならば、もっと早く手が打てるというか、対応ができていたと、こういうふうに思うんです。

先ほどの言葉じりを使ってあれですが、先ほどの質問の中で庁議を云々という話がありましたときに、私は気がついた点を言って注意しているというふうな話はされましたけれども、私は、組織というのは目がとても行き届かないから、やはり月に1回なりは全体を集めて町長が今考えていることをきちっと指示すべきだと思います。そうしないと、町長は何をやろうとしているのかということは、私はわからないのじゃないのかなというふうに、こう思うんです。

ちょっと話を変えますけれども、静岡新聞に政経プラザという、真ん中あたりですか、小さいコラムというか、静岡県の著名人のお話が載っているところがありまして、非常に私も楽しみに読ませてもらっているんですが、これに今まで町長は3度ほど登場されたと思います。2005年11月9日面に町長が登壇というか、記事が出まして、次のように載っておりました。「伊豆市の狩野ドームで行われた障害者のスポーツ大会に来賓として出席、最初は賀茂地区の大会なのになぜ伊豆市が会場かと不可解だったそうだが、雨天などの天候対策、トイレなどの面で適当な施設が賀茂地区にないとの説明を受け納得した。観光地と言ってもユニバーサルデザインはおくれている。自分自身の視点も改めたいと反省」とこういうふうな記

事が載っておりました。私はこの記事を読んだときに、そのときの感動が今も忘れないんですが、自分自身の視点も改めたいというこの町長の感性といいますか、優しさに胸を打たれたわけであります。こんな優しい気持ちを持っている町長なら、こんなすばらしい感性を持っている町長なら、この子育ての支援の施策をきっと実行するだろうと、こういうふうに期待しておりました。

政府は少子化対策の一環として、子育て世帯が買い物の際に割引など特権が受けられる制度の全国展開を目指して来年度からモデル事業を始める方針を決めたそうであります。今、県内単位で行われておりますけれども、それを全国どこでも買物をすれば特権が受けられるようにしようというふうになっております。ですから、どうか町としても早急にこの子育て優待カード支援事業を検討すべきと、再度町長にその認識をお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） このことにつきましては、前向きに検討してまいります。実施の方向で検討してまいります。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） じゃ次の森の力再生事業に移らせていただきます。

私は、この南伊豆町は観光業と並んで建設業というのが基幹産業の一つであるというように考えておる一人であります。長年私も建設業でお世話になっておりまして、この先の昨今の建設業の状態を見たときに、どういうふうになるのかなと憂いている一人でありますし、そして一方で、周りの山を見ますと大変に荒廃している。この建設業の、特に今若い人が大変ふえてきております。この建設業のパワーを荒廃した山づくりの、山の再生へ向けられないものだろうかと前から考えておりました。ことしになりまして、県の方で森林（もり）づくり県民税というのを導入いたしまして森の力再生事業が始まることになりました。私としてはこの事業に大変に期待するところであります。初めに町長のこの森の力再生事業への見解をお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えいたします。

森の力再生事業ですが、森林所有者ではどうにもならない荒廃をした森林を森林組合ある

いは林業事業体等が整備して、土砂災害の防止、水源涵養などの本来持っている森の力を回復させる事業で、本年度から実施された新しい事業であります。また、この事業は静岡県、森林の所有者、森林整備事業者の3者の協定により荒廃した森林の整備を行い、整備後10年間、森林の所有者と森林整備者により管理することが義務づけられております。なお、森林整備に係る費用は全額静岡県から支出され、財源は森林（もり）づくり県民税となっております。新しい事業でありますので、まだまだ不透明な部分もございますが、今後この事業には前向きに取り組んでまいりたいと、現時点では考えております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） この事業は、平成18年から平成27年の10年間でして、県の対象面積は約1万2,000ヘクタールを予定しているというように聞いておりますが、町としてどれぐらい対象面積を考えているのか、年間計画等はできているのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 計画についてであります。町の約70%を占める森林のうち公有林等を除き対象となる人工林1,194ヘクタール、里山林133ヘクタール、風倒木林が49ヘクタールあります。現時点では森林所有者、森林整備者との協議により36ヘクタールを整備をする予定であります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 36ヘクタールというのは10年間ですか。ことしで言っているんですか。

先ほどの町長の説明にありましたように、事業主体は県であります。荒廃した森の再生ということは非常に大事なことだと思いますし、建設業の新分野の拡大にもつながるかなというように思いますけれども、新しい事業で、例えば書類を一つつくっても大変難しい面もありますけれども、町としてそういうことに対して応援をしてこの事業を成功させて、軌道に乗るよという考えはおありかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えいたします。

当町は先ほど申し上げましたように非常に広い森林を有しております。こういった中で、谷川議員もご存じのとおり今、後継者は高齢化で、林業等は特に後継者不足ということで荒廃をしてきております。そういった中でこういった新しい事業ですので、私はこれが何といたってもぜひ取り組んで目的達成ができるようにいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 町長の力強い答弁をいただきました。これをしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、10年間で県として84億円の事業費を見込んでおりまして、大体1年8億円ということでございます。そして、それを7つか8つですか、各農林事務所に予算配分されるそうではありますが、聞きますとその実績に応じた形で予算がとられると。言いかえれば積極的に推し進めたところに予算が来る、やったところに予算が来るという話でありますので、どうかしっかりと町も挙げて業者を応援、今度整備したというんですか、業者を応援して、この町の森の再生事業がどこよりも早く軌道に乗りますようよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、最後の町長のまちづくりの方針について質問をさせていただきます。

この要旨の中に幾つか書いてありますけれども、1点だけお聞きいたします。

鈴木町政になりまして1年半ですか、非常に、見ておりますと町長は精力的に外へ外へと出られておりまして、外に出るということは、私も時々出ますけれども非常に疲れるもので、体は大丈夫かなと心配している面もあるんですが、先ほどもずっと答弁を聞いておりまして、非常に安定というか、安心して聞かれる、非常に見識の高い町長だなと思っておりますが、失礼であります。あえて言わせていただければ、私には町長がこの町をどういう町にしようというのかな、どういう町に持っていこうかなということが非常にわからないのであります。

例えば、例を出してどうかと思いますけれども、隣の河津町は、いい悪いは別にしまして、新聞紙上で見ておりますと、あそこの町長がやりたいことはとにかく観光を中心としたまちづくりだなというのがうかがえるわけですが、町長はどのような南伊豆町をつくっているおつもりなのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 一言で言いますと、いわゆる安定した、そして希望の持てる将来に向けたまちづくりということになると思います。そんな中で私も就任早々にいろいろ課題は山積はしておるけれどもなお一層の行財政改革を進めて、そして中長期的見通しによる各種事業の厳選、推進を図っていきたいということを申し述べました。

先ほどの一般質問にもございましたけれども、そういった中で今まで取り組んでまいりましたけれども、何といってもやはり今非常に大きい問題が山積をしております。

そういう中でやはり、他の市町と比較するのももちろんこれは重要ですし、それぞれのやり方もあるわけですから、しかし、我が町の場合を考えますと、なかなかほかでという、やったからというわけにはいかないこともあるわけですし、私はやはりこの町に合ったやり方をしていかなければならない。そして、町民が安心して暮らせるようなまちづくりを今進めていかなければならないということをまず基本に考えております。

ですから、なかなか正直言って目に見えてこないということもあろうかと思っておりますけれども、これはやはり長い目で見ていただいて、そしてできることから粛々と進めていくしかないというふうに思っております。それにはやはりここにおります私以下職員一丸となって、そして議会の皆さんの協力をいただきながら、町民の皆さんにもご支援ご理解をいただきながらまちづくりを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 安心して、希望の持てる町、確かにそのとおりだと思いますし、ただ、それを言葉じゃなくて、こういうものだという旗を、リーダーというのは旗を掲げる必要があると思うんですが、例えばそれを具体的に、例えばですね、石廊崎の再生を図るのが私のやることだとか、そういうお考えはまだ固まっていないということですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 個別に事業を挙げてということのようではございますけれども、私は今自分が一番やりたいことというか、何をと言われると私はやはり今やらなければならないことが一番やりたい事業であります。と申しますのは、やはり我が町は継続事業であり、そしてまた

ほかの福祉の面でもそうですし、医療の面でもそうですし、もう避けて通れない問題が多くあります。やはりそれを優先的に取り組んで対処していかなければならないという考えでありますので、個々にあそこをやりたい、ここをやりたいということよりも、私は基本的にはそういう考えであります。そして、その中で優先順位を、先ほど申し上げましたようにつけながら、それぞれの財政の許す範囲で取り組んでいきたいという考えであります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 優先順位をつけてやっていきたいという考えで、今優先順位の1番は何なんですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今、個別に申し上げますと、やはり継続して行っております下水道の問題、あるいは漁業集落環境整備事業、これらも継続で進めております。それからあと、懸案となっておりますけれども病院の問題、これは我が町だけではありませんけれども、これもやはりもう本気に何とかして方向づけをしたいというふうに思っております。あと、今これはふるさとづくり推進委員会をお願いしておりますけれども厚生省の跡地の問題、それから今申されましたような石廊崎の全体的な再生の問題、さらには道路網、これはもう当然のことですけれども整備、いわゆる社会資本の整備、生活基盤の整備等々ありますけれども、そういったことで今考えております。

それから、ソフト面ではやはり、先ほどから出ておりますけれども子育て支援の問題、これも難しい問題で、国や県に準じてやれることと、そして町独自でやっていく先ほど申し上げましたようなこと、やれることからもちろんやらなければなりませんけれども、ただ言えるのは、今非常に厳しい財政事情のもとであれもこれもといって私がここで申し上げてもなかなか計画どおりには進められないこともあるわけでありましてけれども、そういったことでまちづくりを総合計画あるいは過疎計画等を基本に進めていきたいという考えであります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 今言った下水道とかいろいろな継続事業というのは当然これはやって

いかなくてもいけないことだと思えます。でも、町長としてどうか、その中でよく練ってですね、私は小泉さんがやられた、もう郵政民営化一本、こういうふうなものを早く打ち立て、鈴木町長としては町をこういうふうに持っていくんだという、早く私は旗を掲げて町民をそこに向かわせることが大事じゃないかなというふうに思います。

南伊豆コンピューター空港建設期成同盟会というのがあります。町長も一緒に行かれましたけれども、その会合の折に、ある人が、このコンピューター空港そのものも非常にいいことだし大事だが、このように官民挙げて一つの目標へ向かって進んでいく、この姿勢がすばらしいというような話をされておりました。

私は今の時代、与党だ野党だと言っているときではないでしょうし、町がまさに生き残れるかどうかの時代であります。どうか町長が方向性をしっかりと示して、それを議会に投げかけしっかりと議論して、それに向かってみんなで力を合わせていく時代だと思っております。そういう意味で町長の強いリーダーシップが必要だと訴えるものであります。

きのうだかおとといの新聞に、今自民党の総裁選挙が行われておりますが、安倍さんが次の総理大臣だろうということですとずっと言われておりますが、その人が打ち出した地方交付税改革ということで次のように述べておりました。安倍総理になった場合は、交付税総額を抑制する一方で、1つは出生率や就業率が向上した町、2つ目に地域活性化策が成功して税収がふえた町などの自治体による政策努力の成果に応じて交付税を積みますと。交付税にメリハリをつけ、自治体間の競争を促す、これがねらいだというような話が載っておりました。

まさに先ほども言いましたように、企業も息をかけた戦われておりますけれども、同じように自治体も今そういうふうな戦いを強いられている時代であると思っておりますので、どうか町長がしっかりと、その安定し希望が持てるまちづくりの大きな目玉としてこれをやるんだということを早く打ち立てて、町民をそこに引っ張っていただきたいということを強く要望いたしますので私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君の質問を終わります。

ここで2時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

清 水 清 一 君

議長（藤田喜代治君） 2番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） それでは、一般質問させていただきます。

まず最初に、1つ目、町内における鳥獣害対策でございますが、先ほど答弁のございましたように、町長も議員の時代、有害鳥獣対策について質問も大分なされておられました。しかし、今もイノシシ、また野猿、あるいはシカの被害は農作物だけでなく、また今では人里へ出てきて家の中にも入るということになっております。まして、イノシシとか野猿については国道を手を挙げるでなくて、イノシシについては鼻を上げて群れで横断すると。あるいは、野猿については国道まで横断して歩いているという状況では、町内の農作物の被害というのは大分大きくなってくるでしょうし、また民家の方も網戸だけでなく、網戸も破られてしまうという野猿の被害もあります。これらの状況を町長は今どのように把握しておられて、またどのような対策をしてきておられるのかをお伺いいたします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この有害鳥獣等の被害につきましては、先ほどから一般質問がございましてお答えしているとおりであります。被害の把握状況でありますけれども、先般、先ほどの一般質問でも答えましたとおり、ここ二、三カ月の間に1頭で行動するいわゆるはぐれ猿、離れ猿といいますが、それと群れで行動する猿、こういった苦情が多く寄せられております。そして、今、清水議員も言われましたけれども、もう人家まで入っておるとい、いわゆる野菜や果物等でなくて人的被害すらも心配される、そういう状況にもなっておるといことも聞いております。いわゆる新しい被害といいますが、こういう実態も出てきておるようであります。この有害獣の出没状況につきましては、住民からの通報によりまして7月10日から8月31日まで延べ19回に及ぶその都度、産業観光課職員1名から2名で現場に出向いて聞き取り等対

応をしておるところであります。

被害対策の効果ということですが、被害対策の効果につきましては、現場に職員が出向いても有効な手段がないという現状ですが、即効性のある取り組みとして考えられるのは猿等の、先ほど申し上げましたように箱わなあるいはくくりわな、こういったものを購入して、有資格者の協力をいただきながら猟友会へ依頼して駆除の方針で臨んでいきたいというふうに思っております。

先ほど申し上げました長期的な取り組みにつきましては、猟友会あるいは各地区の区長と住民の協力ということ、それから、いわゆる出没パターンであるとか主な農作物被害の種類をできる限り把握した上で、事前に出没地域を察知して地域ぐるみで山に追い払うというようにしなければならぬのではないかとこのように思っております。

それから、鳥獣被害対策協議会ですが、これは先ほど申し上げましたようなメンバーで開催をしております、今後賀茂農林とも連携をとりながら、補助事業等の申請についても検討していきたいというふうには思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 野猿のはぐれ猿とか、あるいは群れで回ると、そういうこともあるんですけども、このパターンあるいは農作物は、どういう作物が被害があるかと考えましたけれども、イノシシが食べたいものについては野猿あるいはシカが、あるいは猿が食べたいものについてはイノシシが食べるという形で、農作物でまず被害に遭わない作物はないんじゃないかなと思います。まして、野猿については一応家の中まで入ってきたことがあるわけですから、それについてもまた対策も考えなければならぬと思うんですけども、町長の言われました野猿対策協議会、今答弁にありましたけれども、その鳥獣害対策協議会については、ことしに入って8月ごろ行われたと思うんですけども、これも年にやっぱり二、三回、3回か4回は開くようなパターンをこれから産業観光課の方でも考えていただいて、しゅっちゅう開くようお願いしたいと思いますが、それについて産業観光課の方では……。町長でもいいですけども、よろしく願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（外岡茂徳君） 過去を見てもみると、有害獣対策協議会というのは大体年に1回ぐらいしか開催されていませんでした。ご指摘のあったいわゆる年何回もということで

ございますけれども、つい先日、8月31日にいろいろな被害があるというようなことで早速招集させていただきまして、その中でやはりいろいろな、猿だけでなくイノシシ対策等々の話が出ました。そういった中で、いろいろな広報等も通じて今後お知らせするようなことを言っておりますけれども、その辺に、今後何回もというご指摘ですけれども、その辺を十分考えながら今後予算との兼ね合い等も見て検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） これからの対策としては協議会によるところも多いと思うんですけれども、このおりと囲い、箱わなとかあるいはくくりわなとかありますけれども、これについては、町としてでも箱わなをある程度用意して、狩猟免許を持っている方に貸し付ける形でもいいですけれども、昔、今から2年ほど前にありました、イノシシが非常に出没したときに箱わなを、町長も議員時代買いなさいという形でイノシシに対する箱わなを買ったということがございます。ですから、町としてもやっぱり猿の専門家でございます波勝崎苑の方の協力を得ながら、箱わなを町としても数個あるいは10個以上買って、波勝崎苑と相談しながら猿の捕獲も考えてみたらどうかと私は考えます。

そういうことをするについてでも、町民あるいは各、波勝崎苑なんかの協力も必要なんですけれども、そういうことをするについても、やっぱり賀茂郡一円でこういう鳥獣害対策については考えなければいけないと思うものですから、賀茂郡である首長会議とか、そういうところで野猿等の、あるいは鳥獣害対策に対しての話は出てきておられるのか、それとも出てきておられないのかを町長にお伺いいたします。なければならないでいいんですけれども。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 首長会議の中では正式な議題としては上がっていないように記憶しております。ただ、雑談の中ではやはり困るなという話は出てきております。ですから、このことはやはり今言われますように、我が1町だけでなく、せめてこの賀茂地域、賀茂農林あたりが、できれば音頭を取っていただくかして、そういったことで広域的にできれば取り組むことの方がより効果が上がるんじゃないかなという思いがしておりますので、そういうことでひとつ今後検討してまいりたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） この野猿あるいはイノシシあるいはシカの対策、やはり農産物、畑が荒らされてしまうということは、そこをつくっている農家の方々あるいは家庭菜園の方々がそこを放棄してしまう、そして作物つくるのをやめてしまう、ということは草ぼうぼうになってしまう。この伊豆半島で農業をやって田畑がきれいだ、あるいは草を刈ってあるという形があればこそこの伊豆半島は観光地であると考えます。その観光地を維持するためにもやっぱりこういう鳥獣被害対策はきちんとやっていかないといけないと思うわけです。これも私も2年ほど前に構造改革特区でどうだろうか。県で、伊豆農林でやってみてもらったらどうかという質問をしましたが、それで終わってしまったんですけれども、それに近い形のをこれから伊豆農林と相談して、賀茂郡あるいは伊豆半島で検討してみる必要があると思いますので、その辺をよろしく願いまして、鳥獣害対策についての質問は終わりにさせていただきます。

2つ目の医療、福祉についての質問をさせていただきます。

町民の医療確保、充実ということでございますけれども、町内旧村で医療機関がない地区が三坂、南崎、三浜、南上と4地区ございます。これらの町民のことを考えますと、この町民の旧4村の地区の方々には病院がないということは、その医療確保のためにこれまでどのように考えてきておられて、どんなふうに対策を行ってきたのかということ、質問としては簡単なんですが、答弁をお願いしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまのいわゆる旧村単位での無医地区という表現ですけれども、これにつきましては午前にもそういった、患者輸送バスですと行ってきております。ですので、これはもちろん今、代送として行っておりますけれども、やはりそれぞれの地域というのは、言ってみれば医療僻地地域でありますし、そういう意味からも私は共立湊病院の問題になりますけれども、やはりより近いところでそういった病院があることの方がベターではないかなという思いがしますし、やはりこういった地域のことは私としても考えていかなければならないというように思っています。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） やっぱり私はいつも考えるんですけども、旧村単位で考えたときに、賀茂郡全体としても考えたときにも、やっぱり医療機関がないのはこの南伊豆町内だけです。ほかの地区は旧村単位で考えたときに医療機関が皆さんあるわけです。やっぱりこの南伊豆町、医療過疎地区に入っていないというけれども、その理由としてはこの患者輸送バスがあるから県の中では南伊豆町内の旧村の4村については医療過疎地区としては含まれておられないと。それはなぜかという、共立湊病院があって、それでそこに患者輸送バスで送っているからであるというふうに私は考えます。ですから、そういう形があって、町民の各旧村に本当だったら診療所をつくらなければいけないところを、共立湊病院があるおかげで医療過疎じゃないという形になっておるといふふうに私は考えますが、それについて私の考えでよろしいのでしょうか。それとも違うんでしょうかね、町長。県はどう思っているかわからないですけども。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今申し上げましたようなことで対応しているということの中で清水議員の発言でよろしいかと思えます。言われたとおりです。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） ありがとうございます。

やっぱりだからこそ共立湊病院が必要だといふふうに私は考えます。そのためにもぜひとも共立湊病院をあそこで充実させるような形を町長も考えていただくようお願いいたします。

続きまして、2つ目の温泉を利用しての高齢者福祉という形の質問に移らせていただきます。

先ほどもほかの議員が質問されておりましたが、銀の湯を、月、金に高齢者にとっては300円であるということ答弁がありました。私も毎日同じだったんですけども、ちょっと違うところは、ここ9月1日、4日、8日の3日間営業してきたわけでございます。それについてのある程度の数字はもう課長の方に毎日上がってくるという話を聞いていますので、課長の方には来ていると思うんですけども、それが上がってきてから高齢者の利用状況、どのくらいふえているのか。あるいは最初で試験的だから極端に多いのか、少ないのか、あるいは周知期間が短くて足りなかったのかどうなのか、そこをお伺いいたします。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（外岡茂徳君） 具体的な数字は聞いておりませんが、私が聞いたところだと、いわゆる広報に出したわけですが、その周知がよくされていないのかわかりませんが、ほとんど普通の、今までのとおりというふう聞いております。したがって、月曜日と金曜日が非常に高齢者の方が入館者が多かったというふうには聞いておりません。先週あるいは先々週と同じ。また、今後そういうことが人づてあるいは、こういうことで伝わればよいであろうと、こういうふう思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 銀の湯の利用者の高齢者福祉というのは大変いい話で、こういうことはやっぱりたくさんやっていかなければならないし、この3日間でそれほど変動がないということでしたら、逆にやっぱり考えたときに、平日を通してしまってもいいんじゃないかなというふうに私も考えるわけで、この数字を1月間でも1回見てみた状況でいいですけども、それによっては平日、先ほどほかの議員も言われましたけれども、午後3時あるいは4時までオーケーという形はとれるのではないかなと思いますが、答弁をもう一回お願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（外岡茂徳君） 先ほどの保坂議員のときもちょっと言い忘れたんですけども、現在銀の湯は公債費だけで年間約5,100万円ほどございます。そういった中でいわゆる減価償却費等々を入れますと当然大きな赤字になります。町営温泉ですからその辺の赤字等々は考えなければいいという意見もあるでしょうけれども、とりあえず、もう何回も言っているように、試行的な措置として月曜日と金曜日やってみたと。ずっと通してと、あるいは無料等いろいろな意見があろうかと思っておりますけれども、その辺を暫定的にとって今後そういう形で検討させていただきたいと、このように思っています。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） そういう形で検討していただくようお願いいたします。

それで、3つ目の老人福祉法による老人会と団塊の世代の新たな取り組みという形で質問書には書いてありますけれども、これは、老人福祉法による老人会とかというのは、おおむ

ね60歳以上の方々が老人会へ入るという形になっております、法律上はね。ですけれども、今、町内高齢化の中、70歳あるいは75歳にならないと老人会に入らない人がたくさん出てきているわけで、この南伊豆町内高齢化の中、高齢者がまた高齢者を支えるという形が必要になってくるのではないかなと考えます。

これから団塊の世代が第一線を退いて年金をもらうようになってくると思います。そうしますと、その方々が老人会へ入るまでの5年から10年間あるいは15年間というものは、何もなくなるという形があると思うんですけれども、この60歳から70歳あるいは75歳までの間の方々を老人福祉法で言う老人会の中の新たな組織として壮年部、あるいは社会教育法で言う社会教育の中の一つとして何かそういう壮年部みたいな形を考えられていけばいいんじゃないかなと思って私は考えるんですけれども、そういう取り組みをこれから考えてみることを町長はどういうふうに考えていかれることを考えておられますかどうか、ご質問いたします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） まず、本町の年齢別の構成を見ますと1歳児は62人と一番少なく、少子化を反映しております。また、一番多い年齢は58歳の263人であります。ご指摘の団塊の世代であるかと思えます。高齢化率ですけれども33.6%、県下3位で、65歳以上の人口が3,425人を数えております。そのうちいわゆる老人会の会員というのは1,267人で、加入率はおおむね37%であります。

このような状況の中で少子高齢化対策は本町の喫緊の大きな課題としてとらえておるところではありますが、年齢構成で大きな位置を占める団塊の世代の組織づくりを図り、本町を活性化する提言として受けとめました。団塊の世代が定年により退職をいたしましてもまだまだ心身ともに若く、培ってきた経験、知識を地域社会のために生かし、新たなスタートととらえ活躍していただきたいと考えておりますので、シルバー人材センター等もありますが、その方策について皆様もお知恵をいただきながら検討してまいりたいというふう思います。

今、清水議員の申されましたいわゆる老人の皆さんの年齢別な、段階的に階層を持つてという考えについては今のところ特に考えておりません。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 今、町長答弁の中で、シルバー人材センターとか使ってという形もご

ございましたけれども、一生懸命仕事をしてもらいたいよという形だと思います。そうでなくて、それも必要ですし、社会教育みたいな形でスポーツやあるいは趣味の形で歩こう会とか、そういうもの、老人会でないんですけれどもそれに近い壮年会みたいな形で歩こう会みたいなやつを創設するとか、あるいはそれは社会教育でも使えますし、どちらでもいいですけれども、あるいはボランティア組織も、観光ボランティアガイドにつきましても大体60歳以上の方々がほとんどであるということを考えてときに、やっぱりそういう形の中でのくめて、活動の一つとして考えていただければ、かえって会員がふえて、かえって町の活性化になるんでないかなと。趣味のサークルでもいいし何でもいいんですけれども、そうやって出てもらうことが町の中の人と人との触れあいが町の活性化になってくると思いますので、ぜひともそういうことを進めていただくようお願いして、この3番目については終わりにいたします。

次に、町の貸借対照表の公表についてお伺いいたします。

町の財政状況がわかるためのバランスシートでございますけれども、貸借対照表のことですけれども、平成13年、総務省で各町村の財政全体のバランスシートの作成についての作成マニュアルができて、県下もある程度の市町村でつくっておられます。全国でもつくってきておられます。町全体の資産と負債と、そういうものがわかることにおきまして、財務分析ができるという形で、町の資産の管理あるいは税政についてつながってくると考えますけれども、このバランスシートの作成については、公表についてはどのように考えておられますでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

平成18年5月の時点で政令指定都市である静岡市を除いた県内41市町中27団体が既に作成済みであるというふうに聞いております。公表につきましては、県内で作成済みの市町27団体内17団体が公表済みとなっております。このような中で、不確定ではございますが、国・県においても今後数年のうちに自治体にバランスシート作成の義務づけを検討しているという情報もございます。

行政の不透明さが問題となっている昨今、財政状況を住民の皆様には明らかにすることは、行政の説明責任を果たすという意味でも当然のことであり、今までさまざまな形でお知らせをしてまいりましたが、よりわかりやすい形で住民の皆様には情報を提供することは意義深

いことと思います。

しかしながら、バランスシート作成には町所有の土地、建物等の資産価値評価が不可欠であり、現状では600万平方メートル強の土地の資産価値を把握できていない状況であります。この作業にある程度の時間と労力が必要かと思いますが、現在、他市町におくれをとらぬよう義務化までには作成できるよう鋭意努力してまいり所存でございますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） このバランスシートを、町長もつくりたいというふうな形を言っておられますけれども、つくるのには1年ぐらいいは大変ですけれども、つくるまでは大変ですけれども、1回つくってしまえば毎年の更新は非常に楽です。私も自分でやってみてわかったんですけれども、1年目は非常に難しく何が何だかわからないけれども、1回つくることによって覚えてしまうと次からの年は非常に簡単である。もう単なる更新みたいな形で簡単にできてしまうという形がありますので、つくるまでは大変ですけれども、ぜひともつくっていただきたい。

なぜかと申しますと、北海道の夕張市が今度財政破綻だと。その中で一時借入金の問題が明らかになった。これは複式簿記でやっていた場合はうそを言わない限りは確実にその数字は出てくる数字なんです。ですから、一時借入金の数字もきちんと出てくるという形になってくるわけですから、財政的な数字としても確実な数字が出てくると思います。そういうことを考えたときに、一時借入金を必ずバランスシートでは載せなければいけない。項目はないんですけれども、新たな項目をつくってそこへ入れなければならない、なってくるということになりますので、財務状況が非常にわかりやすくなってくるということだと思いますので、ぜひともこういうバランスシートはつくっていただくようお願いいたします。

それで、2番目の行政コスト計算書、民間でいいます損益計算書でございますけれども、これもバランスシートをつくれれば必然的についてきますので、バランスシートをつくと、貸借対照表をつくと損益計算書も簡単にできるという形でございますから、それをつくった段階でこれも公表していただければ、町の行政コストあるいは人的サービス、あるいはいろいろ施設の維持管理とかコストの面が非常にわかりやすくなってくると思います。これを町民1人当たり幾らかかっていますよと、あるいは利用者1人につき幾らぐらいかかっている

ますよという数字が出てくることによりまして、行革の一つの助けになると思うんですが、この損益計算書の作成と公表についての予定はどうなっておられますか、質問いたします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） まず、平成18年5月の時点での政令指定都市であります静岡市を除いた県内の41市町中13団体が既に作成済みであります。公表につきましては、県内で作成済みの市町13団体内中9団体が公表済みとなっております。なお、賀茂地区におきましては、平成18年5月の時点では作成済みの団体はございません。

当町におきましては、現在行政コスト計算書もバランスシートも未作成でございますが、住民の皆様への説明責任を果たすべく、バランスシート作成後速やかに行政コスト計算書の作成に向けての検討に入れるよう鋭意努力していく所存でありますので、いましばらくのご猶予をいただきますようご理解、ご協力をお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 私は今の答弁ではつくつていただけるなという、時間はかかるけれどもつくつていただけるというふうにとりました。こういう行政コスト計算書あるいはバランスシートをつくることによりまして、他の市町村と比較ができる、その比較できることによりまして、南伊豆町はどの行政サービスがすぐれているとか、あるいはここは足りないよとかという数字が簡単にわかると思います。そのことによりまして、これからの町の運営についても新たな方向が出てくるのではないかなと、あるいはこれから言われます市町村合併についても、どんな話の中でもその数字を使つての話もいっぱいできると思います。ですから、このコスト計算書あるいはバランスシートは、つくつていただけるのを楽しみにしてお待ちしておりますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君の質問を終わります。

散会宣告

議長（藤田喜代治君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時23分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 藤 田 喜 代 治

署 名 議 員 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 石 井 福 光

平成18年9月南伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成18年9月12日(月)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第60号 南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 4 議第61号 南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議第62号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会の設置について
- 日程第 6 議第63号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会の設置について
- 日程第 7 議第64号 平成18年度南伊豆町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議第65号 平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議第66号 平成18年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議第67号 平成18年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議第68号 平成18年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議第69号 平成17年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議第70号 平成17年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議第71号 平成17年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議第72号 平成17年度南伊豆町介護特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議第73号 平成17年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議第74号 平成17年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議第75号 平成17年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 19 議第 76 号 平成 17 年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 議第 77 号 平成 17 年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 21 議第 78 号 平成 17 年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 22 議第 79 号 平成 17 年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 23 議第 80 号 平成 17 年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 24 議第 81 号 平成 17 年度南伊豆町水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 24 まで議事日程に同じ

出席議員（10 名）

1 番	保 坂 好 明 君	2 番	清 水 清 一 君
4 番	谷 川 次 重 君	6 番	梅 本 和 熙 君
7 番	藤 田 喜代治 君	8 番	漆 田 修 君
9 番	齋 藤 要 君	10 番	渡 邊 嘉 郎 君
11 番	石 井 福 光 君	12 番	横 嶋 隆 二 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	鈴 木 史鶴哉 君	助 役	小 針 弘 君
教 育 長	渡 邊 浩 君	総 務 課 長	鈴 木 博 志 君
企画調整課長	高 橋 一 成 君	建 設 課 長	奥 村 豊 君
産業観光課長	外 岡 茂 徳 君	窓 口 税 務 課 長	石 井 司 君
健康福祉課長	小 島 徳 三 君	会 計 室 長	佐 藤 博 君
教育委員会 事務局 長	谷 正 君	水 道 課 長	小 坂 孝 味 君

生活環境課長 大年 清一 君 総務係長 松本 恒明 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山本 正久 主 幹 栗田 忠蔵

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（藤田喜代治君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより、9月定例本会議第2日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（藤田喜代治君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

10番議員 渡 邊 嘉 郎 君

11番議員 石 井 福 光 君

開議宣告

議長（藤田喜代治君） これより、議案審議に入ります。

議第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第60号 南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） おはようございます。本会議2日目、よろしくお願いを申し上げます。

す。

それでは議第60号議案の提案理由を申し上げます。

本年3月3日、人事院規則が改正され、休息時間の廃止や休憩時間の見直し等が国家公務員については7月1日から施行されています。

本県においては、総務部長名等により人事院規則の改正、通知等を踏まえ、条例規則の改正等、必要な措置を講ずるようにとの要請があり、賀茂郡町長会においても、9月定例会において条例改正案を上程すべく、合意済みであります。

改正内容は、第7条 休息時間の削除に伴い、第6条第1項において、休憩、昼休みを45分から1時間に改正し、第2項において、第1項による職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、休憩時間を45分以上1時間未満にすることができるというものですが、詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは議第60号議案の内容説明を申し上げます。

公務員の休息時間は勤務中における軽度の疲労を回復し、公務能率の増進を図る趣旨から、昭和24年に設けられたもので、勤務時間中に職員が一斉に休憩することなく、リフレッシュを図るなど弾力的に能率増進を図るしくみとして一定の役割を果たしてまいりました。しかしながら近年、公務員の勤務条件について民間準拠が一層求められているという状況下で、休息時間は、民間企業、事務、管理部門においてほとんど普及していない制度であることから、有給の休息時間は民間にない、公務員優遇ではないかとの批判もございます。また、勤務時間管理の適正な実施が求められる中で、休息時間と休憩時間が合体した形の昼休み時間についても適切な仕組みとする必要があります。これらの点を考慮いたしまして、休息時間を廃止して、民間の労働時間ペースと同様の休憩時間で一本化することが必要であると判断をいたしました。国県及び近隣自治体の状況並びに改正の内容は、先ほど町長が申したとおりでございますが、当該条例の関係規則の改正により勤務時間については、現在、午後0時から15分間を休息時間とし、0時15分から1時までを休憩時間としていたものを、午後0時から1時までを休憩時間とすることにより、終業時刻を午後5時15分から5時30分に変更するものでございます。また、第2項に規定する職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼす時

は、人事院通知により、要介護者を介護する職員が要介護者を介護する場合、小学校就学の始期に達するまでの子あるいは、子のある職員が当該子を養育する場合など、5項目に限定をさせてもらいました。施行は本年10月1日を予定しておりますが、当該改正により適正な勤務時間を確保しつつ、より一層の住民サービスの向上を目指すものでございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第60号 南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第60号議案は原案のとおり可決されました。

議第61号の上程、説明、質疑、採決

議長（藤田喜代治君） 議第61号 南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第61号の提案理由を申し上げます。

本案は、国民健康保険法の改正に伴い、出産育児一時金を30万円から35万円に改正したく、提案申し上げる次第であります。

詳細につきましては窓口税務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

窓口税務課長。

窓口税務課長（石井 司君） 本案は、出産一時金、いわゆる出産に関する給付を現行30万円を35万円にする国民健康法の改正に伴う案です。出産にかかる費用は、45万ともいわれております。少子化対策の一環として、出産費用の負担の軽減を目的とします。参考までに17年度の実績を申しますと、国保13名に対し合計390万円支払われました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第61号 南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第61号議案は原案のとおり可決されました。

議第62号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第62号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会の設置についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第62号の提案理由を申し上げます。

本案件につきましては、昭和45年制定の障害者基本法第9条3項により、市町村は障害者のための施策に関する基本的な計画、障害者計画を策定するように努めなければならないと定められております。また、平成17年11月に制定された障害者自立支援法第88条第1項により、市町村は身体・知的・精神障害者児に対する障害福祉サービス相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画、障害福祉計画を定めることとする規定がされており、平成18年度中の策定が求められております。これらによる計画を賀茂地区6市町で共同策定し、施策の実施に関する事務の連絡調整を行う協議会を設置する規約の制定を提案するものであります。内容につきましては健康福祉課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（小島徳三君） それでは規約の内容を説明する前に、提案の捕捉の説明をさせていただきます。今回提案の協議会につきましては地方自治法に規定する協議会でございます。法準則に従い、賀茂地区6町村で検討し、県市町村行政室に届ける必要があるため、事前に協議するものであります。本協議会と民間専門業者との策定業務委託契約がなされております。町長が申しあげましたとおり、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の2計画を6町村で検討、研究、策定し、賀茂地区における障害福祉の推進をはかるための協議会を設置したいものであります。障害者計画の内容につま

しては市町村の障害者等の状況を踏まえ、障害者の施策に関する基本的な計画で、基本目標、基本理念、そして生活支援、啓発、教育及び保健、医療等の政策目標を掲げるものでございます。これは平成19年度から23年度までの5カ年度でございます。障害福祉計画については、障害者計画の施策目標の具体化、特に生活支援等でございますが、そして、昨年制定された障害者自立支援法により障害福祉サービスに加え、新たに市町村の業務となりました相談支援事業及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画で、平成18年度から20年度までの3年間の、年度ごと、またサービスの種類ごとの必要な見込み量、その確保のための施策や、方策や実施提供体制等を検討し、定めるものでございます。これらの計画策定、推進を6市町村で共同処理し、圏域でのサービスの統一、向上や、経費の軽減を図るためのものでございます。

それでは規約の内容につきまして説明をさせていただきます。

賀茂地区障害者計画策定・推進協議会規約、第1章、総則でございます。目的、第1条、この協議会は、障害者基本法第9条第3項に規定する障害者計画及び障害者自立支援法88条1項に規定する障害福祉計画を共同で策定し、当該計画等に基づく施策の実施に関する事務の連絡調整を行うことにより、賀茂地区における広域的な障害福祉サービスの向上をはかることを目的といたします。

名称といたしまして、第2条、協議会は、賀茂地区障害者計画策定・推進協議会という。

構成市町でございます。第3条、協議会は、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下関係市町という。）で構成する。

担任する事務。協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務を担当する。

（1）障害者計画等の策定に関する事務、（2）障害者計画等の実施について、関係機関との連携、調整及び情報交換に関する事務、（3）前2号に掲げるもののほか、障害者計画等を策定し、及びこれらに基づく施策を推進するために必要な事務。

事務所でございます。第5条、協議会の事務所は、会長の属する関係市町の市町庁舎内に置く。

第2章 協議会の組織。組織でございます。

第6条、協議会は、関係市町の長をもってこれを組織する。2項でございます。協議会の運営は関係市町の障害福祉行政主管課長（以下「委員」という。）が行う。これは別に要綱を制定する予定でございます。

役員。第7条、協議会に、次に掲げる役員を置く。会長1人、副会長1人、監事1人。

2項でございます。会長、副会長及び監事は、関係市町の長が協議して定めた市町村長をもって充てる。

3、役員は、非常勤とする。

4、役員の任期は2年とする。ただし、補欠により専任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

5項、役員は再任されることを妨げない。

役員職務でございます。第8条、会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2項、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

3、監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

第3章、協議会の会議。会議でございます。

第9条、協議会の会議（以下「会議」という。）は委員によりこれを行う。会議は、会長が招集する。この場合において会長は会議の場所、日時及び会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。会議の議長は、会長の属する関係市町の委員をもって充てる。

5項、会議の議事は、出席した委員の半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6項、会議の議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

7項、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

幹事会でございます。第10条、協議会の事務の管理及び執行に関する事項で、会議で定めるものを処理するため、協議会に幹事会を置く。

2項、幹事会は、関係市町の障害福祉行政主幹係長をもってこれを組織する。

3項、幹事会の議事その他幹事会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って会長が別に定める。これも要綱を制定する予定でございます。

事務局について。第11条、協議会の事務局は、会長の属する関係市町の障害福祉行政主管課に置く。

第4章でございます。協議会の任務。

経費の支弁の方法。第12条、協議会の担任する事務に要する経費は、関係市町の負担金その他の収入をもってこれに充てる。

2 項、前項の規定により関係市町が負担すべき負担金（以下「負担金」という。）の額は、均等割及び予算の属する年度の前年の10月1日現在における障害者手帳所持者の割合により、次に掲げる基準の定めるところによる。均等割が4割でございます。これは6分の1になります。

それから、2 項、障害者手帳所持者割、6割でございます。

3 項、関係市町は、前項の規定による負担金を、事務所を置く市町に交付しなければならない。負担金の交付の時期については、会議で定める。

歳入歳出予算。第13条、協議会の歳入歳出予算は、前条第3項の規定により交付される負担金その他の収入をもってその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要すべき経費をもってその歳出とする。

2 項、前項による予算は、事務局を置く市町の一般会計に計上するものとする。

歳入歳出予算の調製等。第14条、会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に会議を経なければならない。

2 項、協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度による。

3 項、第1項の規定により、歳入歳出予算が会議を経たときは、会長は、当該歳入歳出予算の写しを速やかに関係市町に送付しなければならない。

出納及び現金の保管。第15条、協議会の出納は、会長が行う。協議会に属する現金は、会議を経て定める銀行その他の金融機関にこれを預け入れなければならない。

出納員。第16条、協議会に出納員を置き、会長の属する関係市町の収入役の事務を行う者をもって充てる。

2 項、出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を掌る。

決算。第17条、会長は毎会計年度終了後2月以内に協議会の決算を作成し、会議の認定を経なければならない。

契約。第18条、協議会の予算の執行に伴う請書又は契約書の作成を必要とする契約は、会議を経なければ、これを締結することができない。

その他の財務に関する事項。第19条、この規約に特別の定めがある場合を除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める地方公共団体の財務に関する手続及び会長の属する関係市町の財務に関する手続の例による。

監査。第20条、協議会の監査委員は、監事の属する関係市町の監査委員をもって充てる。

2 項、協議会の監査委員は、毎月例日を定め、協議会の出納を検査することができる。こ

の場合において、監事は、検査の結果に関する報告を会長、副会長その他関係市町の長に提出しなければならない。

3項、会長は、第17条の規定により作成した協議会の決算を、協議会監査委員の審査に付さなければならない。

第5条、補則でございます。解散の場合の措置。第21条、協議会が解散した場合においては、関係市町が、その協議によりその事務を承継する。この場合において、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2項、前項の規定による決算は、事務を承継した関係市町の長においてこれを監査委員の監査に付し、その意見を徴しなければならない。打ち切り予算ということでございます。

補則。第22条、協議会は、その会議を経てこの規約に定めるものを除くほか、協議会に関し必要な規定を設けることができる。

附則でございます。施行期日は、平成18年10月1日から施行する。ただし、協議会に必要な手続きその他の行為は、この規約の施行日前においてこれを行うことができる。

任期の特例でございます。先ほどは2年間となっておりましたが、初回の役員の任期は、平成20年3月31日までとする。1年半とする。

読みかえ規定でございます。この規則施行後最初に開かれる協議会の招集等に関しては、「会長」とあるのは「西伊豆町長」と読みかえる。監事長、会長他、現在、西伊豆町に事務局があります。

4条であります。平成18年度における障害者手帳所持者割については、予算の12条第2項中「予算の属する年度の前年の10月1日」となっておりますが、これを「平成18年4月1日」と読みかえる、一番新しい数字を使うということになります。

5、平成18年度中に係る協議会の歳入歳出予算に関しては、第14条1項中「年度開始前に」とあるのは「この規約施行後速やかに」と読みかえるものとする。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔11番議員 石井福光君〕

11番（石井福光君） 2点ばかり、ちょっとおうかがいしたいと思います。第4章、協議会の財務でございますが、賀茂地区における障害者手帳の所持者の、わかりましたら数、それと当町における該当者の数、この2点。次にこの負担金の割合が均等割4割、障害者手帳

所持者が6割になっていますね。この根拠について。2点目、それと額についてまだわからないのですが、交付金の時期、負担金の交付の時期については会議中で決めるということになっているのですが、予算的に、総額的にいくらぐらいの、概略で結構ですが、まあこれから会議で決めるのでしょうけれども、概略でいくらぐらいになるのか、この3点についてちょっとお聞きしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小島徳三君） それでは手帳の所持割でございますが、まず身体障害者これ、児も入っていますが、6市町の合計で3,600名。南伊豆町が494人でございます。13.7%ですね。

11番（石井福光君） 委員会付託であれば、その時、また説明すれば。もう説明、いっしょにやってください。委員会で説明する必要はないですから。そして。

健康福祉課長（小島徳三君） 知的障害の関係でございます。6市町村で444人。それから南伊豆町が47人、10.6%です。それから精神が210人。全体で210人。南伊豆町が41人で19.5%でございます。これらを合計いたしますと、これ、18年4月1日の数字でございますが、4,254人。南伊豆町が582人で、合計しますと13.68%です。それから、通常であります利用者割という考え方もあるのですが、あとはふれあい等の関係でありますと、下田市があるいは南伊豆町が、利用者割だと、当然、率が高くなります。これを入れないで、障害者の皆様方が均等に相談なりあるいはサービスを受けられるようにとの考え方の中で、これは他のこういった類の協議会の利用者割6割を参考にして決めさせていただきました。概略でございますが、この協議会で53万6,000円、今回は補正もさせていただきますが、53万6,000円です。

11番（石井福光君） ありがとうございます。

議長（藤田喜代治君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 他に質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって議第62号議案は、第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第63号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第63号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会の設置についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第63号の提案理由を申し上げます。

本案件につきましても、前号議案同様に平成17年11月に障害者自立支援法が制定され、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行う相談支援事業が市町村の業務として本年10月から施行をされます。現状は3障害のうち、身体障害の相談業務については、身体障害者福祉法により4市4町で構成する伊豆地区障害者生活支援事業運営協議会を平成15年に設置し、限られた専門施設である中伊豆リハビリテーションに業務委託をしているところであります。知的障害につきましても静岡県が伊豆つくし学園に委託し、そして、精神障害については国・県が運営費を補助し、民間施設である南伊豆病院の生活支援センター、ふれあいにより実施されてきましたが、10月から市町村が実施主体に変わる大きな改正となります。つきましては町が実施主体となる相談支援業務については身体障害は従来通りの委託とし、知的及び精神障害については身体障害者の相談支援に準じ、賀茂圏域6市町で相談支援事業に関する業務を共同処理する協議会を新たに設置し、圏域内の限られた指定相談支援事業者に委託する方法により実施し、従前のサービスを6市町負担により引き続き提供したいため、提案する次第であります。内容につきましては健康福祉課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（小島徳三君） 提案について補足説明をさせていただきます。長くなって申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。前号議案でも触れましたが、障害者自立支援法によりこの10月から障害者がサービスを利用し、能力、適性に応じ自立した日常生活、社会生活を営むことができるようにとする地域生活支援事業が市町村の業務、必須事業として新たに定められ施行されます。

この地域生活支援事業につきましては、この別紙で、ちょっとわかりにくいと思いますので、別紙の表、一番初めの右側にあります図面を見ていただきたいと思います。ここで17年度11月に制定された障害者自立支援法は総合的な自立支援システムの全体像として自立支援給付、これは、あとから障害福祉サービスという言い方もいたしますが、自立支援給付と地域生活事業、これで構成されております。この中で自立支援給付につきましては、介護給付、それから訓練給付、それから自立支援医療、これらにつきましては18年4月から施行されておりますが、施設の関係が当然ありますものですから、施設については5年間の経過措置、その移行するについて経過措置がございます。それから補装具については1割負担になるのが18年10月、やはり10月でございます。

それからその下の地域生活支援事業、これも10月からでございます。町長が提案理由に申し上げた地域生活支援事業の中身としては、相談、支援と、それからコミュニケーション支援、コミュニケーション支援というのは、意志伝達、意志を伝えるための手話通訳の派遣であるとか、そういった事業でございます。それから日常生活用具の給付または貸与、それは、一部は補装具から移っておりますストマー、これ蓄便器ですが、これらがイコールされておりますが紙おむつ、これらについての給付、貸与。それから移動支援、外出支援のための移動支援。それから地域活動支援センターというようなところで新たに設置されております。これについては創作的ふれあいをイメージ、南伊豆病院のようなふれあいをイメージしてもらえばあれなんです、創作的活動とか生産活動の機会の提供、社会との交流促進、これにはまた後から述べますが、これらをやるのが基礎事業となります。それから機能強化事業等、ふたとおりでございます。それから自立のほうは今回はないと思いますが、福祉ホーム、居宅支援、その他日常生活又は社会生活を営むものとなります。

これらの事業につきましては、身体・知的・精神の3障害の専門的な相談事業、精神障害の地域活動の支援センター事業につきましては、賀茂地区6町村で運営を静岡県から指定を受けた民間法人に委託する方法で実施したいと考えております。そして、他のコミュニケーションだとか、移動支援であるとか、こういった事業は本町直営で実施する考えでおります。

この財源についてですが、相談支援事業と基礎的事業である地域活動支援センターの事業は、普通交付税に算入されているということでございまして、町単で行う必要がございます。他の直営で行うコミュニケーション事業等につきましては、今までの4分の3の国県負担金でありました。これが予算の範囲内で交付する4分の3の統合補助金に改正となります。

さらに補正予算との関連もございまして、説明させていただきますが、精神障害者の相談場所あるいは居場所としての南伊豆病院のふれあいは地域にとって重要な位置を占めております。この10月から、都府県の運営補助が全額廃止となります。このふれあいは相談支援事業と合わせ、地域活動支援センター事業の事業も行っており、さらに加え、専門医3人を配しまして、精神障害に対する理解促進、普及啓発等を行う地域活動支援センターの機能強化事業も実施してございまして、新しい制度にも当てはまります。利用者人員が、実人員が、1日当たり20人以上とか、条件がございまして、これに該当するというございまして、この制度として新設された機能強化事業については、4分の3の国県補助金があります。これは対象額が600万円でございます。ですから、225万円は補助ということでございまして、この残りでございますが、6市町村で運営費を負担しあい、本事業、本議案の相談支援事業運営協議会と同じ負担割合、利用者割はなく、均等割が40、手帳所持割が60%で負担をして、南伊豆町を通した中で補助金として支援をいたしたいと考えております。現在、他の5市町についても、9月定例会に諮っていただいております。相談支援事業、これについて運営は協議会をつくった中で委託料を払うこととなります。相談事業と相談支援事業を委託料と補助金をもって現在のふれあいを存続、維持したく考えておりますので、ご理解をお願いいたします。なお、所在市町村である南伊豆町には補助金の内示が来てございます。

それでは規約案の内容を説明させていただきますが、前号議案と重複する部分が多いため、相違部分のみご説明させていただきます。

賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約でございます。

第1章、総則でございます。第1条。目的でございます。第1条。この規約は、障害者自立支援法第77条第1項第1号に規定する相談支援事業を共同して実施し、障害者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用及び社会性活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、これは、障害者同士の相談というようなことになっています。介護相談、情報の提供等を総合的に行うことにより、障害者及びその家族の地域における生活を支援し、賀茂地区における広域的な障害福祉サービスの向上をはかることを目的とする。

名称でございます。それから構成市町についても変わりございません。

担任する事務、第4条。協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務を担当する。

1号、相談支援事業の適正な運営に関する事務。

2号、相談支援事業に係る情報の提供・交換に関する事務。

3号、前2号に掲げるもののほか、相談支援事業を実施するために必要な事務。

次から、5条から9条までは変わりございません。前号議案では、このあと10条としては幹事会というのがございましたが、この協議会は幹事会を置く必要はないと考えます。

それから11条でございますが、負担割合についても変わりございません。

あと21条まで変わりございませんで、附則でございます。附則の変わっているのが、読みかえ規定の3号であります。この会長の所在を今、東伊豆町にお願いしたいと考えておりますので、東伊豆町長に読みかえていただきたいと思っております。後については変わりございません。どうかよろしく願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって議第63号議案は、第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第64号 平成18年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） それでは議第64号の提案理由を申し上げます。

本案は平成18年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出予算の総額に1億5,354万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出、それぞれ43億1,608万円とするものであります。補正の主なものは、ブロードバンド基盤整備事業補助金1,500万円、バッチ処理委託料475万9,000円、焼却施設補修工事費2,400万円、道路維持排水路補修工事費700万円、道路河川等災害復旧事業現年災工事費5,240万円、単独道路河川等災害復旧事業現年災工事費780万円をそれぞれ追加し、合わせて1億5,354万7,000円を増額補正するものであります。

これらの財源としての歳入につきましては、諸収入が519万6,000円減額になりますが、地方特例交付金108万7,000円、地方交付税1,440万1,000円、分担金及び負担金461万1,000円、国庫支出金3,920万6,000円、県支出金321万4,000円、町債3,060万円、一般財源として繰越金6,562万4,000円を追加したいものであります。内容につきましては総務課長から説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは議第64号 平成18年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）の内容説明をさせていただきます。

初めに21ページをお開きください。

歳出から説明をさせていただきます。

2款総務費、項、総務管理費、一般管理事務です。871万3,000円を補正し、2億3,124万4,000円としたいものでございます。2節、3節、4節、給料、職員手当、共済費。人件費でございますけれど、今回の人件費の補正につきましては、すべて人事異動に伴うものでございます。これ以降の人件費、人事異動に伴うものについては説明を省略させていただきますというふうに思います。

財産管理事務でございます。91万円を補正し、604万5,000円としたいものです。工事請負費、町有建物補修工事91万円でございます。これは社会福祉協議会、社会福祉センターが台

風7号等で建物が雨漏りがしたというので、これは老朽化に伴うものもありますけれど、屋根とか雨どい等の補修をしたいものでございます。

企画調整事務です。1,563万2,000円を補正し、2,532万1,000円としたいものでございます。役務費です。通信運搬費11万3,000円。この通信運搬費ですけど、役場の本庁以外の施設、9カ所でございますけれど、保育所、生活環境課の清掃センター、下水道課、中央公民館、幼稚園、水道課等でございますけれど、そこの通信というか、パソコンの、今、ISDNでやってございますけれど、どうもその容量が小さくて常にウイルスチェックをするために回線がつなぎっぱなしになっているというので、これをADSL化にしたいというものでございまして、これは役場の本庁分として通信回線の使用料として11万3,000円を計上させていただいています。続きましてパソコン設定料の31万5,000円ですが、これもADSLグループの導入に伴う初期設定料でございます。18節の備品購入費につきましても情報系LANの機器を購入したいというものでございます。19節負担金補助及び交付金です。ブロードバンド基盤整備事業補助金1,500万円でございます。これは行政報告でも報告してございましたけれど、蛇石の64局、妻良の67局、この2局ですけれど、この基地局整備に対する補助金でございます。全体事業費では2,000万円。1局につき1,000万円。2カ所で2,000万円でございます。町からは1,000万円、県からは500万円、事業費、事業者負担が500万円ということでございます。

次のページをお開きください。22ページ、基幹業務電算事務、委託料でございます。バッチ処理委託料475万9,000円でございます。基幹電算業務を計算センターからTKCに移したわけですけど、昨年から各分野ごとに移行、精査しておりました。いざ平成18年に移行いたしますと、データ作成あるいは帳票、印刷代等々が不足するというので、今回475万9,000円を、補正をしたいということであります。

公害対策費でございますけれど、これは財源区分の変更でございます。

24ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費です。社会福祉総務事務23万1,000円を補正し、4,660万4,000円としたいものでございます。ここで12節の役務費です。通信運搬費12万3,000円。これは障害福祉計画のアンケート郵送代でございます。

社会福祉事業です。871万4,000円を補正し、1億3,184万6,000円でございます。負担金補助交付金です。ここの2番目の障害者相談支援事業費負担金(身障分)とあります。43万円です。これは下の扶助費の部分の障害者生活支援センター事業負担金43万円です。これは扶

助費からの支出科目の変更でございます。4市4町で維持している中伊豆リハビリテーションに委託をしている負担金でございます。次の障害者相談支援事業費負担金（知的・精神分）57万8,000円でございます。先ほど健康福祉課長からの説明がございましたけれど、障害者支援法に基づくものでございまして、知的分がつくし学園の部分で19万2,000円、精神の分としてふれあいの部分が38万6,000円でございます。地域活動支援センター事業費補助金790万円です。これは地域活動支援センターに対する補助金でございます。精神障害者の居場所等の事業でございまして、先ほど健康福祉課長からの説明がございましたとおりでございます。20節の扶助費でございます。身体障害者補装具給付費30万円の減と重度身障者等日常生活用具給付費50万円の増、これにつきましては法改正に伴う支出の組みかえによるものでございます。若干20万円ほど増になってございます。

次のページ、25ページです。

老人福祉事業106万9,000円を補正し、4,351万6,000円としたいもので、償還金利子及び割引料、国県支出金返還金106万9,000円でございます。

次のページをお開きください。

2項児童福祉費です。3番目の差田保育所から南上保育所まで4園ございます。これ4保育所の運営事務費につきまして、すべてそれぞれ12節の役務費8万5,000円の増額でございます。これは先ほど説明しましたA D S L化に伴う通信回線使用料、それぞれ8万5,000円を増額したいものでございます。

次のページです。

4項介護保険費です。介護保険特別会計繰出金72万2,000円を補正し、1億862万2,000円としたいものでございます。介護保険特別会計事務費繰出金72万円でございます。新予防給付包括支援センター事業620万円の減をしまして189万9,000円としたいものでございます。委託料で、ケアマネージメント事業委託料620万円の減でございます。これは要支援の1、2の人が対象になりますけれど、対象件数の減あるいは当初の委託を予定していたものを職員直営でしているという分がございまして、620万円の減としていただきたいものでございます。

次のページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、保健衛生総務事務です。備品購入費です。保健備品が28万9,000円。高圧蒸気滅菌器を購入したいものでございます。次の母子衛生費と環境衛生費につきましてはそれぞれ財源区分の変更によるものでございます。老人保健医療事業です。65

万1,000円を補正し、500万6,000円です。老人医療、老人高額医療費支給処理システム改修に関する委託料です。65万1,000円で、制度改正に伴うものでございます。。

次のページ、29ページです。

2項清掃費です。清掃総務事務、49万4,000円を補正し、5,305万8,000円としたいものでございます。1節の報酬費用弁償分ですけれど、清掃対策審議会委員報酬、これは2回分をしたいのでそれに伴う費用弁償の2回分でございます。12節の役務費につきましては通信運搬費でADSL化に伴う通信回線使用料でございます。ごみ収集事務です。31万円補正し、6,543万円としたいので、需用費の消耗品費31万円、ごみ箱10箱分でございます。焼却施設維持事業2,400万円を補正し、1億114万1,000円としたいもので、焼却施設補修工事費でございます。2,400万円です。これ2号炉内のレンガの積みかえ、バーナーの補修、消臭機殺虫液の噴霧ポンプ取りかえ、排ガス分析計の取りかえ及び点検、脱水機の取りかえ等の補修工事を2,400万円計上させていただきました。

次のページをお開きください。

農業振興費につきましては財源区分の変更でございます。

31ページに移って、2項林業費です。

林業振興事業60万円を補正し616万8,000円としたいもので、重機借上料60万円です。台風7号による林道の崩土処理のための費用でございます。3カ所でございます。

次のページをお開きください。32ページでございます。

3項水産業費。水産業振興事業、20万円を補正し、412万8,000円としたいもので、負担金補助及び交付金です。日本の渚全国協議会開催地の負担金20万円です。10月5日に開催されます全国渚サミットにおけるパンフレット、ポスター等々の費用でございます。漁業集落排水事業特別会計繰出金21万4,000円を補正し、2,939万8,000円としたいものでございます。子浦漁業集落排水事業特別会計繰出金21万4,000円でございます。

次の33ページでございます。

6款商工費、1項商工費です。2目の商工振興費は補正額での、財源区分も何も記載がございませんけれど、これの経緯は、たまたま国県支出金のところにプラス1万3,000円とマイナスの1万3,000円がございまして、プラマイゼロになったものですから財源区分は変更なかったということで、たまたま空白のゼロということでございます。

観光振興事業です。230万5,000円を補正し、6,390万5,000円としたいものでございます。需用費で施設修繕料24万円です。弓ヶ浜の公衆便所修繕等でございます。13節委託料です。

石廊崎地区観光施設設計監理委託料36万円です。これにつきましては石廊崎の灯台、石廊崎灯台の通年開放のための管理棟と便所等の概略設計費でございます。36万円でございます。19節負担金補助及び交付金です。伊豆早春フラワーウォーキング負担金160万円でございます。1市3町で実施してございました伊豆早春フラワーウォーキングですけれど、下田市が脱退いたしまして下田市を除く3町で実施することとなりました。これによる予算の計上をさせていただきました。ちなみに南伊豆菜の花ツーディーマーチは来年の3月の10日から11日の予定だそうでございます。

次のページをお開きください。34ページです。

銀の湯会館運営事業です。20万4,000円補正し6,557万5,000円としたいものでございます。賃金で臨時事務員賃金20万4,000円です。繁忙期におけるアルバイト代でございます。

次のページです。

7款土木費、1項土木管理費、土木総務事務で518万3,000円減をし、4,442万5,000円としたいものです。ここで給料、一般職給518万3,000円の減でございます。これは人事異動に伴う以外の部分の人件費の移動でございます。今回の災害のため建設課職員3名分、6カ月分の部分を災害復旧費の方、補助対象の方の事務の方に移すということで518万3,000円減額させていただきました。

次のページです。

2項道路橋梁費、道路維持事業です。815万4,000円を補正し3,377万9,000円としたいものでございます。工事請負費、排水路の補修工事費700万円でございます。道路維持補修事業の部分がさきの台風7号で南伊豆中学校の排水路が壊れまして、それを保全するための入札を行いましたけれど通常の道路維持事業の予算、それに伴う、少なくなったために補正をさせていただきたいと思うものでございます。原材料費です。路面補修用材料費115万4,000円です。町道成吉吉祥区内9号線他3路線でございます。生コン50立米分でございます。地方特定道路整備事業130万円補正し、994万5,000円としたいもので、測量調査委託料で130万円でございます。成吉線の物件調査委託料でございます。

次のページです。

5項都市計画費。都市計画総務費です。これにつきましても財源区分の変更でございます。公園管理事務105万円補正し、153万円としたいもので、工事請負費です。中木記念公園のフェンス改修工事30万円です。これにつきましてはフェンスが古くなって危険だということで、確か6メートル分を改修するというものでございます。中木記念公園維持補修工事です。75

万円です。台風7号によりまして公園の石垣が壊れたために、補修をしたいものでございます。

公共下水道事業特別会計繰出金319万6,000円補正し、2億5,756万1,000円としたいものでございます。公共下水道事業費の繰出金でございます。

38ページでございます。

6項住宅費です。町営住宅管理事務です。177万3,000円で352万4,000円としたいもので、施設修繕料178万3,000円です。上賀茂住宅の浄化槽の修繕費用でございます。

39ページです。

8款消防費。1項消防費。常備消防費と消防施設費につきましては財源区分の変更でございます。

災害対策事務428万4,000円を補正し、1,597万円としたいものでございます。需用費で消耗品費487万9,000円でございます。これにつきましてはさきに、7月に各地区に防災ラジオの注文を受けまして、当初予算で1,000台を見込んでございましたけれども、それが1,730台ぐらい申込みがございました。予備の部分も含めまして800台分を補正をしたいということでございます。これにつきましては一般家庭の負担が実際1,500円ということでございます。役務費で消火器薬品取替手数料59万5,000円の減でございます。消火器の薬品取りかえの部分を12月の防災訓練で予定していましたが、取りかえる金額と新品購入の金額と同じだという部分で、この59万円減額しまして、ひとつの消耗品費の487万9,000円の中に59万5,000円が入ってございます。購入にしたいというものでございます。

防災施設管理事務です。216万7,000円を補正し、680万6,000円としたいものでございます。備蓄医薬品保守点検費委託料216万7,000円でございます。救護所用医療セット、これ、町内6カ所でございますけど、これを滅菌・交換・研磨したいというものでございます。

次のページでございます。

9款教育費、1項教育総務費です。一番下の英語教育事業でございます。24万円を補正し、557万1,000円としたいものです。旅費で、普通旅費が22万円の減で特別旅費が42万2,000円でございます。今年、英語教師、ALTが7月に交代をいたしました。当初、普通旅費で計上してはいたけれども、海外渡航費が特別旅費という形で、また当初予算で計上した分がすべて団体割引分で計上してきたために、今回42万2,000円増額したいものでございます。修繕費につきましてはALTのアパートの修繕でございます。

次のページです。

小学校費でございます。小学校管理費28万9,000円を補正し、1億597万2,000円としたいものであります。ここで7節の賃金でございます。臨時調理員賃金が57万円の増で、臨時用務員賃金が44万8,000円の減という形で、職員の調理員が病気休暇に伴う76日分を計上させていただきました。それと臨時用務員賃金につきましては、用務員が介護休暇でございまして、休暇を取ったところ、利用したという部分で44万8,000円を減額したいものでございます。

次のページをお開きください。42ページです。

3項中学校費です。中学校管理事務80万9,000円を補正し、1,782万円としたいものでございます。需用費の施設修繕料です。南伊豆中学校の浄化槽の水中ポンプを取りかえの費用でございます。工事請負費で中学校維持補修工事費60万円ですけど、南伊豆東中学校のトイレの壁、タイルの補修工事でございます。

次のページです。

4項幼稚園費です。幼稚園事務8万5,000円を補正し、3,547万9,000円にしたいもので、これもADSL化に伴う通信回線使用料でございます。

44ページでございます。

5項社会教育費でございます。公民館管理運営事務、下から2番目でございます。役務費で、これもADSL化に伴う通信回線使用料でございます。

下の文化財管理費は財源区分の変更でございます。

45ページです。10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費です。単独農地及び農業用施設災害復旧事業です。120万円を補正し、245万円としたいものでございます。重機借上料120万円です。水路の土砂除去3カ所、農道の崩土除去3路線等々でございます。単独漁港施設災害復旧事業、重機借上料30万円。これは石廊崎港、漁港の浚せつのための借上料でございます。

46ページになります。2項公共土木施設災害復旧費です。道路河川等災害復旧事業6,370万8,000円を補正し、2億25万6,000円としたいものでございます。これも給料につきまして518万3,000円、先ほど土木総務費からここに移行をいたしました。需用費の消耗品費、燃料費あるいはその使用料、賃借料、これらにつきましては災害時の補助対象事務費として計上させていただきました。13節測量設計委託料310万円です。測量設計委託となっていますけれど、設計についてはすべて職員が直営で行うという形で、測量部分のみでございます。次が工事請負費、現年災工事費5,240万円です。今回の公共災22件分でございます。

単独道路河川等災害復旧事務1,555万2,000円です。1,791万1,000円としたいものでございます。使用料及び賃借料で、機械器具借上料775万2,000円です。40件分を計上いたしました。工事請負費で現年災工事費が780万円です。現年災工事53件分を計上させていただきました。

続きまして9ページをお開きください。

議長（藤田喜代治君） 総務課長、ちょっと待って。

内容説明の途中ですけれども、ここで5分間、休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時45分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは引き続き歳入を説明させていただきます。

9ページでございます。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金でございます。108万7,000円を補正し、1,498万7,000円としたいものでございます。地方特例交付金の減税補てん特例交付金、児童手当特例交付金、56万2,000円、52万5,000円、それぞれ交付金額確定によりまして補てんをしたいものでございます。

次のページ、10ページでございます。

地方交付税でございます。1,440万1,000円を補正し、18億2,440万1,000円としたいものでございます。普通交付税を1,440万1,000円としたいものでございます。平成18年の交付で確定が17億643万4,000円でございます。

次のページでございます。

13款分担金及び負担金、2項負担金。1目民生費負担金461万1,000円を補正し、5,833万7,000円としたいものでございます。社会福祉費負担金でございます。地域活動支援センター事業費負担金でございます。賀茂圏域5市町からの負担金、461万1,000円でございます。

次のページでございます。12ページです。

15款国庫支出金、1項国庫負担金。民生費国庫負担金を15万円減し、6,033万8,000円としたいものでございます。社会福祉費負担金で身体障害者保護費負担金の15万円、減額をしたいものでございます。これも障害者自立支援法改正によるものであります。衛生費国庫負担金29万5,000を補正し、282万3,000円としたいものです。老人医療費適正化対策事業費負担金29万5,000円でございます。災害復旧費国庫負担金です。公共土木施設災害復旧費負担金が3,707万1,000円でございます。台風7号の22件分の公共災の3分の2でございます。

次のページでございます。民生費国庫補助金です。199万円補正し、300万5,000円としたいものでございます。社会福祉費補助金で、地域生活支援事業費補助金です。199万円で、地域活動支援センター等の補助金でございます。そのうちふれあい分は300万円の2分の1、150万円でございます。

次のページでございます。14ページです。

16款県支出金、1項県負担金、民生費県負担金を7万5,000円減額し、6,413万9,000円としたいものでございます。社会福祉費負担金でございます。身体障害者保護費負担金でございます。7万5,000円の減で、これも障害者自立支援法改正によるものでございます。

次のページです。

16款県支出金、2項県補助金です。総務費県補助金で500万円補正し、3,204万円としたいものでございます。総務管理費補助金です。ブロードバンド基盤整備事業費補助金500万円です。64、67局の基地局に1局250万円の2カ所で500万円でございます。

民生費県補助金です。99万5,000円を補正し、2,427万8,000円としたいものでございます。社会福祉費補助金です。地域生活支援事業補助金99万5,000円です。地域生活支援センター等補助金でございます。

消防費県補助金です。313万5,000円減額し、563万5,000円としたいものでございます。大規模地震対策等総合支援事業費補助金でございまして、消防ポンプ車の補助金が廃止になりました。この分が539万9,000円の減額となっております。それに防災ラジオの補助金800台分ですね、それが154万2,000円。防災倉庫備蓄医薬品の点検委託の分の補助金が72万2,000円、合計で313万5,000円の減額ということでございます。

次のページです。

16款県支出金、3項委託金です。権限委譲事務交付金でございます。権限委譲交付金の交付額確定によりまして、右のとおりで精算をしたいというものであります。42万9,000円で

ございます。

次の17ページです。

20款繰越金、1項繰越金でございます。前年度繰越金を6,562万4,000円としたいものでございます。今回の2号補正の充当財源としたいものでございます。

次のページでございます。18ページ。

21款諸収入、4項雑入でございます。雑入が529万7,000円減額し、8,161万4,000円としたいものでございます。ごみ収集箱等の負担金15万円です。これが1個当たり1万5,000円の補助負担でございまして、10個分でございます。介護予防サービス計画費収入、これが664万7,000円の減額でございます。介護報酬の単価の減、対象人数の減等でございます。防災ラジオ購入者負担金は120万円でございます。800台分の1,500円の負担でございます。

5目、過年度収入の10万1,000円を補正し、10万4,000円としたいものでございます。伊豆斎場組合負担金過年度収入の10万1,000円です。17年度決算によりまして過年度還付金という形で、過年度分収入でございます。

次のページでございます。

次に町債でございます。まず土木債です。90万円を補正し、9,510万円としたいものでございます。道路橋梁債です。道路改良整備事業債90万円です。臨時地方道路整備事業債、町道成吉分です。

災害復旧費です。1,850万円を補正し5,740万円にしたいものでございます。公共土木施設災害復旧費です。1,850万円で道路河川災害復旧事業債でございます。台風7号の道路10件分、河川12件分、22件分の起債でございます。

減税補てん債を10万円補正し600万円としたいものであります。これは数値確定によるものでございます。

下の臨時財政対策債につきましても数値確定によるものでございます。

消防債490万円を補正し1,490万円としたいものでございます。消防施設整備事業債、過疎債ですけど、100万円の減でございます。県の要求額の確定によるものでございます。消防施設整備事業債590万円です。先ほど消防ポンプ車の分が補助金削減されましたけれど、この施設整備事業債のほうに取り込みまして590万円です。これにつきましては補助金部分の代替りの部分でございまして、交付税算入率100%となっております。

続きまして8ページでございます。

今回の補正額1億5,354万7,000円でございます。予算総額43億1,608万円としたいもの

でございます、補正額の財源内訳です。特定財源で国県支出金が4,242万円、地方債が2,430万円、その他の財源が83万6,000円の減ということで、一般財源で8,766万3,000円ということでございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

2番議員、清水清一君。

2番（清水清一君） 33ページでございますけれども、伊豆フラワーウォーキング負担金が組んでいるわけでございますけれども、すべて悪いわけではないんですけれども、これは下田市がやらなかったからと発言されましたけれども、もともと下田市の負担金はどれくらいあったのかということと、それをどのように割り振ったのかということをお伺いします。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（外岡茂徳君） この伊豆フラワーウォーキングの負担金でございますが、当初予算で、我が町は計上をしませんでした。というのは実施するかしないか、わかりませんでしたものですから、それぞれ松崎町、河津町、南伊豆町、下田市、それぞれ160万円負担する予定でございました。したがって、ふえたのではなくて、下田市が中止して他の2町についてはそれぞれ当初予算で計上したと、今回、下田市を除いて3町で実施するということでございます、急遽、160万円を我が町の負担分として計上したということです。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 他に質疑ありませんか。

質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第64号 平成18年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第64号議案は原案のとおり可決されました。

議第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第65号 平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第65号の提案理由を申し上げます。

本案は7月の本算定実施により、歳入では普通調整交付金、療養給付費交付金、国民健康保険法改正による保険財政共同安定化事業交付金の創設、繰入金及び繰越金の増額等、国民健康保険税の減額であります。

歳出では総務費、国民健康保険法改正による保険財政共同安定化事業拠出金の創設及び保健療養給付費交付金確定による返納金の増額と介護納付金の減額が主な内容であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,820万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億4,074万8,000円とするものであります。なお、詳細につきましては窓口税務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

窓口税務課長。

窓口税務課長（石井 司君） それでは説明申し上げます。

ページ13をお開きください。

歳出。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費50万4,000円増、計623万5,000円。13節委託料50万4,000円。これは国保の高額医療費の支給処理のシステム改修の委託料です。

では、次のページをお願いします。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付金。これが6,145万8,000円で

すが、財源内訳の変更です。

次のページにいきまして、2款保険給付費、3項移送費、1目一般被保険者移送費30万円増、45万円です。これは負担金補助及び交付金、一般移送費30万円です。これは病院間の移送でございます。

次に退職被保険者等移送費5万5,000円増、13万5,000円。19節負担金補助及び交付金。これは退職移送費。これも病院間の移送費になります。

では次のページへ。

3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金15万6,000円、2億4,705万5,000円。19節負担金補助及び交付金15万6,000円ですが、これは老人保健の医療費の拠出金が確定したことによるものです。

4款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、補正額349万9,000円減、8,931万6,000円。19節負担金補助及び交付金。介護納付金で支払基金に支払うものです。

次のページ。

5款共同事業拠出金、1共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金7,549万1,000円、負担金補助及び交付金7,549万1,000円で、これは先ほど町長が申し上げましたとおり、保険財政の、保険というようなことで納付するもので、その事業によってできたものです。この事業を申しますと、市町村国保被保険者の安定的な財政運営をはかるため。そうすると1件当たり30万円以上の事業費に係る給付金のすべてについて各市町村国保被保険者から拠出金の財源として都道府県単位で費用調整を行い、県内の市町村下における保険料の標準化をはかることを目的としています。

次のページにいきまして、9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、補正額50万円、計100万円。償還金利子及び割引料。これは過年度保険税の還付金です。社会保険に今、入っていて、そして国保を還付する、国保でダブルで払っていた、そういうものの還付です。3目償還金2,469万9,000円、計2,470万1,000円。23、償還金利子及び割引料。療養費給付費等負担金償還金です。これにつきましては南伊豆町の場合は、一般の、退職者が一般のものに入っていましたので、それを退職者のほうに移動しました。それで136名が増になりまして、それによりまして償還するものであります。また、その代わり、退職者が療養給付交付金としてこれに近い数字が入ります。

次にページ、7ページを開いてください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額1

億3,752万9,000円、3億176万8,000円。医療費給付分現年課税分、1億2,494万4,000円減。実際6月の本算定で税額を算出した場合、こうなりました。次、介護納付分現年課税分1,258万5,000円減です。

次に、2.退職被保険者等国民健康保険税950万5,000円、6,506万7,000円。1.医療費給付分現年課税分885万4,000円、医療費給付分の現年課税分です。2、介護納付分現年課税分65万1,000円。介護分の納付分です。

次のページにいきます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、補正額6,145万8,000円、1億4,321万6,000円。普通調整交付金6,145万8,000円。これは昨年の実績から推計して出しました。

次に4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金2,134万2,000円、2億49万7,000円。過年度分2,134万2,000円。これは先ほど退職者の一般から退職者へ移ったということ述べましたけれども、それに代わるものでございます。

では次のページお願いいたします。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、2目保険財政共同安定化事業交付金7,549万1,000円、計7,549万1,000円です。これは新たに創設した保険、保険のようなものです。

次、9款繰入金。2項基金繰入金、1目支払準備基金繰入金。補正額3,999万9,000円、計4,000万円。支払準備基金からの繰入金です。

次に10款繰越金。1項繰越金2,794万円、8,794万円。これは前年度の繰越金で、8,794万円当初予算が6,000万円計上していましたので、その差額2,794万円を計上するものです。

次に6ページをお願いいたします。

歳出合計ですが、13億4,254万2,000円ですが、9,820万6,000円増額しまして、14億4,074万8,000円。国庫支出金が6,145万8,000円、一般財源が3,674万8,000円です。

以上で内容説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第65号 平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第65号議案は原案のとおり可決されました。

議第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第66号 平成18年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第66号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては歳入歳出予算総額にそれぞれ歳入歳出1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億9,150万5,000円とするものであります。

主な内容につきましては、歳出では平成17年度の保険給付費の確定に伴い、国県及び社会保険診療報酬支払基金の法定負担金の精算により、それぞれ返還が生じたため、1,167万5,000円の償還金を追加するものであります。歳入につきましては、前年度繰越金が確定し償還金等の財源とするため、繰越金1,167万5,000円を追加するものであります。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長より説明させますのでよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（小島徳三君） それでは内容説明させていただきます。10ページをお願いいたします。

歳出でございます。総務費、総務管理費でございます。132万5,000円の補正増でございます。9旅費でございますが1万7,000円でございます。これは主任介護専門員の研修旅費でございます。それから委託料でございますが、120万8,000円。介護保険システムの改修、第4次改修委託料でございます。これはTKCに委託したものでございますが、激変緩和措置であるとか特別徴収の補助対象の増とか、そういったシステムの改修のためです。

保険給付費の介護サービス等諸費でございます。居宅介護サービス計画給付事務でございますけれど、650万円の増でございます。負担金補助及び交付金の居宅介護サービス計画給付費負担金を650万円増したいものでございまして、要介護者のケアプラン作成費を更正増したいものでございます。

次のページにいてもらいまして、介護予防サービス計画給付事務でございます。650万円の減でございます。これは要支援の介護予防サービス計画、ケアプランを過大に見積もったため、制度移行期の18年4月で見込めなかった、不明の分がありまして、その辺が過大見積りであったため、更正減をさせていただくものであります。

次に介護予防特定高齢者施策事業、35万円の減でございますが、中身的にはヘルスアップ教室、要するに特定高齢者というのは、65歳以上の要支援、要介護に至る前の病弱老人、介護予防したい方、介護予防し、介護あるいは要支援の状態にならないようにする対象者でございます。これにつきましては、特定高齢者になる対象者がいなかったために一般高齢者、次の介護予防一般高齢者施策事業のほうへ移行するものでございます。金額的には同じ35万円減して35万円増ということでございます。

次のページ14ページをお開き願います。

償還金でございます。償還金利子及び割引料1,167万5,000円でございますが、17年度の給付費の法定額の確定に伴いまして法定額の負担金の返還でございます。国それから県社保基金へ返還するものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。介護保険事業補助金でございます。国庫補助金でございます。60万3,000円、これは保険料の激変緩和であるとか特別徴収の補足回数等のシステム改修費に関する国庫補助金でございます。おおよそ2分の1予定しておりまして60万3,000円です。

次のページをお願いいたします。

その他一般会計繰入金でございます。これは事務費の繰入金でございます。ただいまのシステム改修費の一般、町負担分の2分の1額と、それから主任ケアマネの研修費の旅費分を一般会計から繰り入れるということで72万2,000円でございます。

繰越金でございます。1,167万5,000円の前年度繰越金を繰り越すものでございます。繰越金で歳入としたい分でございます。17年度決算が2,726万7,000円からの繰り越しが出ておまして、今回、1,167万5,000円を使いますと残金が、繰越残が1,159万2,000円。これは次回の補正財源と保険給付費の状況により、繰り越したいものでございます。

6ページでございます。

今回の補正額は1,300万円でございます。歳出合計が7億9,150万5,000円でございます。その財源内訳でございます。特定財源の国庫支出金が60万3,000円、その他が60万3,000円でございます。一般財源が1,179万4,000円でございます。

以上で説明を終わります。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

11番議員、石井福光君。

11番（石井福光君） 単純な質問で申しわけないのですが、13ページの介護予防の特定高齢者と介護予防一般高齢者のこのプールの借上料というのが、これで減になって、これでふえているのですが、このプール借上料というのは、あれですか。そこの借上料と言っているのは、高齢者がいる程度負担をするわけでしょ。しないのですか。もう無料で借上料が入ったから、無料で、というわけではないわけでしょ。そうしたら借上料として27万5,000円を出したということで、特定と一般の差別というのは、介護1、2、3、4の中でちょっと、高齢一般と高齢の区別を、ちょっと説明していただきたいのですが。

議長（藤田喜代治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小島徳三君） これにつきましては、プール借上料はメールクラブの借り上げで、通常、ヘルスアップ教室と言われているものの中で、シニア層でございます。介護予防の特定高齢者施策事業の中の特定高齢者は65歳以上の要支援でもない、要介護でもない、病弱老人。要支援とか要介護にならないようにする対象の虚弱老人を特定高齢者と言っていますが、これは医師の診断等もございすものですから、ある程度病弱老人と認められたものが、制度の発足から、まだ4月からの発足なものですから、これも地域包括支援センターでやっている業務でございます。これを対象者が、病弱老人のほうが、これ、特定高齢者

のほうがなかったよということで、現在のところ。これを一般のほうの高齢者に移して介護が必要な状態にならないように、介護予防をやっていきたいということです。

議長（藤田喜代治君） 他に質疑がありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 他に質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第66号 平成18年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第66号議案は原案のとおり可決されました。

ここで11時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時29分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第67号 平成18年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長(鈴木史鶴哉君) 議第67号の提案理由を申し上げます。

平成18年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ319万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,715万7,000円とするものであります。また、事務機器リース契約に伴う債務負担行為補正を行うものであります。歳出の主な内容といたしましては、人事異動に伴う人件費と下水道管移設工事に伴う配管運搬処理委託、施設の修繕等、319万6,000円を追加するものであります。歳入につきましては一般会計繰入金を319万6,000円追加するものであります。

詳細につきましては建設課長より説明させますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長(藤田喜代治君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

建設課長(奥村 豊君) それでは内容説明をさせていただきます。

歳出、8ページをお開きください。

1款下水道費、1項下水道建設費153万3,000円を追加し1億6,120万2,000円にするものでございます。

公共下水道建設事業、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、これらは人事異動に伴う増額でございます。13節委託料94万5,000円の増額、これは管渠築造工事に伴い発生する、埋設されている古い廃管の運搬処理分の委託料です。14節使用料及び賃借料、6万3,000円の増額。これはパソコンの賃借料です。

次のページをごらんください。

2項業務費、1項業務費88万7,000円を追加し、907万7,000円にするものでございます。

下水道総務事務、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、これらは人事異動に伴う増額でございます。12節役務費8万5,000円の増額。これはインターネット通信回線ADSLの初期設定と定額の回線使用料です。

下水道賦課徴収事務、27節公課費、8万2,000円の増額。これは消費税の確定によるもの

です。

次に10ページをごらんください。

2項施設管理費、77万6,000円を追加し、1,929万円にするものでございます。

下水道施設管理事業、11節需用費、73万5,000円の増額。これはクリーンセンターの好気槽流入管配管修理、1階管廊配管修理に要するものでございます。12節役務費4万1,000円の増額。これは消火器の消火剤の取りかえ手数料です。

それでは歳入、7ページをごらんください。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、319万6,000円を追加し、2億5,756万1,000円にするものでございます。これは一般会計の繰入金でございます。

次に4ページをごらんください。

債務負担行為補正。パソコンの新規リース契約分です。限度額を25万9,000円増額し、52万5,000円にするものでございます。

次に6ページをごらんください。

1款下水道費。補正前の額1億5,966万9,000円。補正額153万3,000円。計1億6,120万2,000円。補正額の財源内訳、一般財源153万3,000円。

2款業務費、補正前の額2,841万5,000円。補正額166万3,000円。計3,007万8,000円。補正額の財源内訳、一般財源166万3,000円。

歳出合計。補正前の額4億1,396万1,000円。補正額319万6,000円。計4億1,715万7,000円。補正額の財源内訳、一般財源319万6,000円。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第67号 平成18年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長(藤田喜代治君) 全員賛成です。

よって、議第67号議案は原案のとおり可決されました。

議第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(藤田喜代治君) 議第68号 平成18年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長(鈴木史鶴哉君) 議第68号の提案理由を申し上げます。

本案は歳入歳出それぞれ42万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,873万1,000円とするものであります。主な内容といたしましては、施設修繕料42万8,000円を追加するものであります。

詳細につきましては建設課長より説明させます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長(藤田喜代治君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

建設課長(奥村 豊君) それでは内容説明させていただきます。

歳出、9ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、42万8,000円を追加し、647万7,000円にするものです。

総務管理事務、11節需用費、42万8,000円を増額し、これはファックス及び電話非常通話装置の修繕に要する経費でございます。

次に7ページをごらんください。

1款分担金及び負担金。1項分担金。分担金21万4,000円を追加し、39万4,000円とするも

のです。これは修繕に係る維持事業の受益者分担金でございます。分担割合は市町50%、受益者50%となっております。

次、8ページをごらんください。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、21万4,000円を追加し、1,276万7,000円にするものです。これは一般会計の繰入金でございます。

次に6ページをごらんください。歳出の合計でございますが、1,830万3,000円、補正額42万8,000円、計1,873万1,000円。補正額の財源内訳、その他特定財源21万4,000円、一般財源21万4,000円。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第68号 平成18年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第68号議案は原案のとおり可決されました。

議第69号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第69号 平成17年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について

を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第69号の提案理由を申し上げます。

本案は平成17年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額45億3,623万7,852円、歳出総額43億2,840万8,407円で、歳入歳出差引残額2億782万9,445円ですが、翌年度へ繰り越すべく、繰越明許費の財源が2,759万7,000円含まれますので、実質収支は1,823万2,445円となりました。

これを平成16年度決算と比較いたしますと、歳入につきましては2億6,575万6,841円、5.5%の減。歳出につきましても2億5,043万8,962円、5.5%の減となりました。

平成17年度の予算執行に当たりましては、厳しい財政状況に配慮し、歳出削減に努めつつ、第四次南伊豆町総合計画や過疎地域自立促進計画の具体化に努めますとともに、その執行に際しましては、計画的かつ効果的な執行を心がけてまいりました。

本決算は地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案を申し上げます。なお、決算の内容につきましては助役より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告を求めます。

漆田監査委員。

〔監査委員 漆田 修君登壇〕

監査委員（漆田 修君） 監査意見書を申し上げます。本日は代表監査が私用によりまして、議選監査委員より審査意見書を申し上げます。

監査意見書の14ページをお開きください。

監査意見書。

平成17年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算は法令に準拠して作成されており、関係帳簿及び証拠書類を照合し慎重に審査を実施した結果、計数に誤りがなく適正に処理されているものと認めた。

各年度の財政状況は3ページ、第1表、決算の推移は、4ページ、第2表のとおりである。審査にあたり従来のコンプライアンスの観点の正否から良否の観点への転換は、チェック着

眼としてまだ不十分であることは否定できず、経済性、効率性、効果性を満足した計画立案、執行、検索という管理循環サイクルの最適化の面については、審査時点でも不十分という感じは受けている。

一昨年、自立の町を選択したこともあり、さらなる種々の改革が望まれるところである。

以上の背景を踏まえ、平成17年度の決算審査を財務監査、業態監査ごとに述べると次のとおりである。

1 財務監査

(1) 総論

財政運営の適否を判断するマクロ分析として、計画性、弾力性、積極性の視点があり、以下個別に詳説する。

計画性

実質収支比率は平成15年度9.5%、16年度5.6%、17年度6.1%と推移し、平成16年度から改善されているが平成17年度も6.1%と標準最適率の3ないし5%に近い数値となっており、計画性面では収支の均衡のとれた、堅実にして計画的な財政運営であったと考えられる。

財政の弾力性

経常収支比率は平成15年度79.2%、16年度84.7%、17年度83.4%と推移し、経常経費充当一般財源を経常一般財源で除した値で、当比率は義務的経費を支出してなお、経常一般財源に余裕があるかという財政構造の弾力性の確保が十分に図られているかの指標である。

かつて国の指導により75%がひとつの目安であったが、普通建設事業費の恒常的事業枠として25%の余裕を持たせ、財政潤沢を背景に公共工事など地域活性化策としての機能付けを三位一体改革まで指導してきたという経緯があった。

近年、地方自治体財政の弾力幅は総じて僅少化傾向にあり、周辺自治体でも郡平均89ないし90%となっている。当比率を引き下げるためには、分母の経常一般財源である自主財源や交付税を高めるか、または、分子の充当一般財源である人件費、扶助費、公債費などの義務的経費を抑えるかのいずれか容易に理解できることであるが、現実に当てはめると議論としてはなじまない。

・公債費比率は平成15年度13.7%、16年度14.4%、17年度14.9%と推移し、元利償還金と標準財政規模との関係で公債費の財政負担の度合いを判断する指標で、通常は12ないし13%程度が良好といわれる。当町は県平均14.1%に近く、郡平均18%台に比較して良好といえる。

・公債費負担率は平成15年14.8%、16年15.8%、17年度16.2%と推移し、地方債の許可に

かかわる指標であり、公債費比率と同じ考え方であるが、基準財政需要算入の補正公債費を含むため、公債費比率よりやや高い値となる。

15%が管理、20%が制限の各対象となるが、限度という視点から見ると高い状態にはあるが、起債制限比率とあわせて判断するべきである。

・起債制限比率は平成15年度7.7%、16年度7.9%、17年度8.1%と推移し、地方債元利償還金に充当された一般財源の標準財政規模との比率で3年ごとの移動平均額で除している。

15%を超えると、特に地方債の管理に配慮する必要があるとされているが、3年間の比率推移は上記のとおりで、決して悲観すべきものではない。

次に、積極性

行政の本来の目的である高い行政サービスの提供とそれらを裏付けする行政水準の高さや維持向上を目指した積極的な財政運営という視点での指標である。財政力指数は平成15年度35.0%、16年度35.4%、17年度35.0%と推移し、基準財政収入額を基準財政需要額で除した比率で、各自治体の持つ財政力を意味し、当町も3割自治と言われるように、ここ数年3割台で推移している。自主財源の向上と、特に法定普通税とその源となる地道な産業振興策の継続や町づくりが望まれる。人口1人当たりの投資的経費は平成16年度5万2,600円、平成17年度5万2,900円で、普通建設事業費及び災害復旧費等の投資的経費は、経常収支比率の表裏一体の関係とはいえ、低いながらのやりくりであったと言えよう。

次に(2)平成17年度収支

、で歳出、歳入でそれぞれうたっておりますが、次に助役が個別の数字を申し上げますので、監査意見書としては、口述は述べません。これは掲載のとおりでありますので、ご参照していただきたいと思っております。

次は17ページでございますが、(3)基金の運用状況審査であります。

基金の運用状況は設置目的に従い、堅実かつ効果的に運用されているか、また、管理の適否及び計数について審査を行った結果、その状況は適切であると認めた。財政調整基金については平成17年度3億17万5,000円となり、残り少ない貴重な財源であるので、その使用については慎重を期されたい。また、ゼロ金利政策の解除に伴い、有利な基金運用に配慮されたい。

2 業態監査(組織や事務処理等)についてです。

(1)組織の統廃合について

一昨年、組織の統廃合がなされ職員個々には職責上のとまどいが種々見在されたが、時間

の経過とともに円滑化が見られる。統合の目的は効率化であり、その効果は今時点では測定不能であるが、今後、管理者の資質を含め職員の能力や専門性などの定性要因を定量化するなどの努力をし、住民自治の立場を満足させるような公共サービスの提供と職務の自己満足や資質アップを図られるよう諸施策に対するトップの決断と胆力が望まれる。

トップの方針の徹底や各課局に横断的にまたがる諸問題や特定課局の繁忙等の対応、庁議のあり方を含め、組織内の意思伝達手法や命令、統制のさらなる確立とジョブシェアリングの見直しを具体的に考慮されたい。決算審査の各課局のヒアリングにおいて、担当課局長は課局における短期の課題や問題点の認識についての的確に把握をしていた。

(2) 請負及び物品購入について

平成17年度は管理者及び担当者の経営努力の跡が随所に見られる。

発注等の原則は、同一自治体内の資金循環が望ましいが、より高い品質でより安価な経済性という、相反する条件を満足しなければならないことにより、担当課としては苦慮するところである。

庁内プロジェクト起案による外注管理の改革は、それなりに評価されようが、事務量の平準化のみで特定の課へ割り振るような判断は、発注内容の学習や専門性の確立という面では疑問視される。効果的な外注管理の確立のためには、さらなる改革が望まれる。

(3) 基幹電算業務処理の移行問題について

一部事務組合南伊豆総合計算センターの解散に伴う単独の基幹電算業務処理システムの導入は、計画どおり稼働している。

基本システム設計と従前のシステムとの整合性やより高度や機能付けを求め、委託事業者との折衝の続いた17年度であったと思慮されるが、決算統計のみならずトータルシステムとしての財務管理をメインに、将来の行政評価制度導入を含め、個別事業コードと金額表示による費目別、事業別マトリックスなど、要求される管理深度に対応できる形も考慮すべきである。

今後は想定外の費用発生も見込まれるため、担当部署のみならず関係部署は最大の関心と注意を払って対応されたい。

以上、決算審査の要点を述べてまいりましたが、当町も今後人口の減少と高齢化が急速に進むものと思われ、適切な財政運営、すなわち最少の経費で最大の効果を目指す新たな行政システム（集中プラン）に基づく財政運営と効率的な行政運営に一層努力されたい。

以上であります。

議長（藤田喜代治君） 監査報告を終わります。

監査委員に対する質疑を行います。

議長（藤田喜代治君） 10番議員、齋藤要君。

10番（齋藤 要君） 今日では代表監査がおられないものですから、同僚の我々から選んだ監査委員でございますので、質疑は皆さん、ないと思いますけれども。

議長（藤田喜代治君） 質疑をする者もないので、質疑を終わります。

内容説明を求めます。

助役。

〔助役 小針 弘君登壇〕

助役（小針 弘君） それでは決算書の1ページをお開き願います。

平成17年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算につき、ご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

朗読して説明させていただきますが、時間の都合上、款の収入済額を読み上げさせていただきます。また、不納欠損額、収入未済額につきましては、別冊の資料の決算審議資料にありますので省略をさせていただきます。

1 款町税、収入済額 8 億8,989万9,311円。

2 款地方譲与税 1 億1,571万3,000円。

3 款利子割交付金420万1,000円。

4 款配当割交付金171万5,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金314万6,000円。

6 款地方消費税交付金9,289万6,000円。

7 款ゴルフ場利用税交付金1,505万8,592円。

8 款特別地方消費税交付金、これはありませんでした。

9 款自動車取得税交付金5,307万7,000円。

10款地方特例交付金2,247万2,000円。

2 ページに移ります。

11款地方交付税19億7,296万7,000円。

12款交通安全対策特別交付金107万4,000円。

13款分担金及び負担金6,495万6,832円。

14款使用料及び手数料9,212万4,509円。

15款国庫支出金 1 億7,805万9,277円。

16款県支出金 2 億3,032万5,342円。

17款財産収入769万365円。

18款寄附金62万5,479円。

19款繰入金 1 億3,103万985円。

20款繰越金 2 億2,314万7,324円。

3 ページに移ります。

21款諸収入7,335万8,836円。

22款町債 3 億6,270万円。

以上、歳入合計、収入済額45億3,623万7,852円でございます。

それでは4ページに移ります。

歳出についてご説明申し上げます。歳出でも、款の支出済額のみを読み上げさせていただきます。

1 款議会費5,581万5,881円。

2 款総務費 5 億6,934万8,415円。

3 款民生費 7 億5,231万2,366円。

4 款衛生費 6 億1,809万6,712円。

5 款農林水産業費 1 億7,476万1,979円。

6 款商工費 1 億9,500万3,507円。

7 款土木費 5 億3,077万3,792円。

次のページに移ります。

8 款消防費 2 億3,195万3,205円。

9 款教育費 3 億6,494万7,737円。

10款災害復旧費 1 億8,219万6,630円。

11款公債費 6 億5,319万8,183円。

12款予備費、これはありませんでした。

歳出合計、支出済額43億2,840万8,407円。

次の6ページに移ります。

歳入歳出差引残額、2 億782万9,445円。うち基金の繰入金はございませんでした。これは全額18年度の一般会計に繰り越しをいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書と別冊の主要施策の成果を説明する書類及び決算審議資料に記載しておりますので、ご参照をいただきたいと思います。

また、財産に関する調書は、127ページから130ページに記載がありますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

平成18年9月11日提出。

以上で一般会計決算の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を各常任委員会に分割付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって議第69号議案は各常任委員会に分割付託することに決定いたしました。

ここで議長より訂正を行います。先ほど、9番議員齋藤要君を10番議員と言いましたので、議事録を訂正させていただきます。また、監査委員の監査報告にありましたところの17ページの諸問題の題が抜けておりましたので、これも改めて訂正させていただきます。

昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第70号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第70号 平成17年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第70号の提案理由を申し上げます。

本案件につきましても前号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げます。

平成17年度の決算額は、歳入決算額13億4,020万577円、歳出決算額12億5,226万8円、差引残額8,794万569円となりました。

詳しい内容につきましては、助役から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告につきましてはお手元に配布いたしました決算審査意見をもって報告にかえます。以下、各特別会計についての監査委員の決算審査報告も同様と省略します。

内容説明を求めます。

助役。

〔助役 小針 弘君登壇〕

助役（小針 弘君） それでは決算書の131ページをお願いいたします。

平成17年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につき、ご説明申し上げます。歳入から説明いたします。

一般会計に引き続きまして、款とそれから収入済額について、朗読させていただきます。

1 款国民健康保険税、収入済額 3 億7,751万3,387円。

2 款使用料及び手数料18万5,600円。

3 款国庫支出金 5 億1,151万1,321円。

4 款療養給付費交付金 1 億6,240万3,000円。

5 款県支出金5,860万3,143円。

6 款連合会支出金、これはありませんでした。

7 款共同事業交付金2,323万6,262円。

8 款財産収入8,094円。

9 款繰入金 1 億367万2,074円。

10款繰越金 1 億246万3,796円。

11款諸収入60万3,900円。

132ページに移ります。

歳入合計です。収入済額13億4,020万577円。

それでは133ページに移ります。

歳出につきましてご説明申し上げます。款と支出済額の欄を朗読いたします。

1 款総務費、支出済額568万7,373円。

2 款保険給付費 8 億6,914万9,298円。

3 款老人保健拠出金 2 億4,624万6,960円。

4 款介護納付金9,123万950円。

5 款共同事業拠出金2,782万7,728円。

6 款保健事業費353万6,936円。

7 款基金積立金はありませんでした。

8 款公債費につきましてもありませんでした。

9 款諸支出金858万763円。

10款予備費、これも支出はございませんでした。

次の134ページに移ります。

歳出合計、支出済額12億5,226万 8 円でした。

次の右側のページに移ります。

歳入歳出差引残額、8,794万569円。うち基金の繰入はありませんでした。これは全額、18年度国民健康保険特別会計へ繰り越しをいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書と別冊の主要施策の成果を説明する書類及び決算審議資料に記載しておりますので、ご参照をいただきたいと思います。

また、財産に関する調書は、155ページにありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

平成18年 9 月11日提出。

以上で国民健康保険特別会計の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろし

くお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって議第70号議案は第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第71号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第71号 平成17年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第71号の提案理由を申し上げます。

本案件につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げます。

平成17年度の決算額は、歳入決算額14億1,471万9,559円、歳出決算額14億659万8,980円、差引繰越額812万579円となりました。

詳しい内容につきましては、助役から説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

助役。

〔助役 小針 弘君登壇〕

助役（小針 弘君） それでは157ページをお開き願います。

平成17年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

1 款支払基金交付金、収入済額 8 億91万1,242円。

2 款国庫支出金 4 億1,052万2,048円。

3 款県支出金 1 億377万11円。

4 款繰入金9,882万8,004円。

5 款繰越金、これはありませんでした。

6 款諸収入68万8,254円。

歳入合計。収入済額14億1,471万9,559円。

158ページに移ります。

歳出についてご説明申し上げます。

1 款医療諸費、支出済額13億9,350万2,679円。

2 款緒支出金991万7,874円。

4 款繰上充用金317万8,427円。

歳出合計。支出済額14億659万8,980円。

次のページに移ります。

歳入歳出差引残額812万579円。うち基金繰入金はゼロでした。これは全額、18年度老人保健特別会計に繰り越しをいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書と別冊の主要施策の成果を説明する書類に記載しておりますので、ご参照をいただきたいと思います。

平成18年9月11日提出。

以上で老人保健特別会計の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

議長（藤田喜代治君） 2 番議員、清水清一君。

2番（清水清一君） 今の内容説明でございますけれど、詳しい内容というのは金額の朗読だけで、これまでの予算、決算、あるいは健康保険もございましたけれども、金額の朗読だけでは、ちょっとわかりにくいという感じがしますけれども、委員会審査のときに、詳しい内容は説明されるのですか。今のものでも詳しいとは思いますが、これ以上詳しい内容を説明されるのですか。

議長（藤田喜代治君） 助役。

助役（小針 弘君） 今までのものに基づきまして、本会議での説明は若干これに、先ほども申し上げましたけれども、不納欠損額、あるいは収入未済額がある場合には、そこまで朗読をしておりましたけれども、それを省略させていただいて、決算の審議資料が別についておりますし、それぞれの施策の主要説明もついておりますので、それで委員会で行わせていただく。そのようになっております。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

2番（清水清一君） 委員会でもいいのですけれども、担当委員以外の方はわからないということもありますので、金額だけではちょっと考えても無理じゃないかなと、そういうふうには私は考えます。それを考えて説明もこれからしていただくように、お願いいたします。以上です。

議長（藤田喜代治君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって議第71号議案は第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第72号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第72号 平成17年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第72号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても前号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定
をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げます。

平成17年度の決算額は、歳入決算額7億5,779万8,638円、歳出決算額7億3,053万756円、
差引残額2,726万7,882円となりました。

詳しい内容につきましては、助役から説明させますので、よろしくご審議のほどお願いを
申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

助役。

〔助役 小針 弘君登壇〕

助役（小針 弘君） それでは167ページをお願いいたします。

平成17年度南伊豆町介護保険特別会計保険事業勘定、歳入歳出決算につきご説明を申し上
げます。

歳入から説明いたします。

1 款保険料、収入済額1億44万6,814円。不納欠損額がありまして、38万342円。これは2
年で時効ということでございます。収入未済額135万9,050円。

2 款手数料、収入済額7万1,400円。

3 款国庫支出金、収入済額2億1,172万7,473円。

4 款支払基金交付金、収入済額2億3,977万9,357円。

5 款県支出金9,247万9,420円。

6 款財産収入17円。

7 款寄付金、これはありませんでした。

8 款繰入金9,752万3,163円。

9 款繰越金1,577万994円。

10款諸収入、これはございませんでした。

歳入合計。予算現額 7 億5,517万5,000円、調定額 7 億5,953万8,030円、収入済額 7 億5,779万8,638円、不納欠損額38万342円、収入未済額135万9,050円。それから予算現額と収入済額との比較、これが262万3,638円です。

168ページに移ります。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、支出済額739万7,243円。

2 款保険給付費 7 億2,157万6,163円。

3 款財政安定化基金拠出金65万1,800円。

4 款公債費、これはありませんでした。

5 款基金積立金、これもございませんでした。

6 款諸支出金90万5,550円。

7 款予備費、支出はございませんでした。

歳出合計。予算現額 7 億5,517万5,000円、支出済額 7 億3,053万756円、翌年度の繰越額は
ありませんでした。不用額2,464万4,244円。予算現額と支出済額との比較、2,464万4,244円。

次のページに移ります。

歳入歳出差引残額2,726万7,882円。うち基金繰入金はございませんでした。これは全額、
18年度介護保険特別会計へ繰り越しをいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書と別冊の主要施策の成果を説明する
書類及び決算審議資料に記載されておりますので、ご参照をいただきたいと思います。

また、財産に関する調書は、187ページにありますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。
思います。

平成18年 9 月11日提出。

以上で介護保険特別会計の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお
願いをいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって議第72号議案は第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第73号～議題75号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第73号 平成17年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第74号 平成17年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第75号 平成17年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいま、一括上程させていただきました3議案とも財産区特別会計歳入歳出決算でありまして、やはり地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して、ご提案を申し上げます。

議第73号 平成17年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額122万2,676円、歳出総額7万9,000円、差引残額114万3,676円となりました。

議第74号 平成17年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額12万6,897円、歳出総額5,000円、差引残額12万1,897円となりました。

議第75号 平成17年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額939万2,247円、歳出総額911万5,400円、差引残額27万6,847円となりました。

なお、それぞれの決算の内容につきましては、助役から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

助役。

〔助役 小針 弘君登壇〕

助役（小針 弘君） それでは189ページをお願いいたします。

平成17年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算について、ご説明を申し上げます。
歳入からご説明いたします。

1 款財産収入、収入済額 1 万6,431円。

2 款繰越金120万4,101円。

3 款諸収入2,144円。

歳入合計、予算現額107万1,000円、調定額122万2,676円、収入済額122万2,676円、不納欠損額はありませんでした。収入未済額もゼロでございます。予算現額と収入済額との比較は、15万1,676円でした。

190ページに移ります。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、支出済額 7 万9,000円。

歳出合計、予算現額107万1,000円、支出済額 7 万9,000円。翌年度繰越額はゼロでした。不用額が99万2,000円。予算現額と支出済額との比較が99万2,000円でありました。

右のページに移ります。

歳入歳出差引残額114万3,676円。うち基金繰入金はゼロでした。これは全額18年度南上財産区特別会計へ繰り越しをいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

また、財産に関する調書は、197ページにありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

平成18年 9 月11日提出。

以上で南上財産区特別会計決算の内容説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、199ページをお開き願います。

平成17年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算について、ご説明を申し上げます。

歳入からご説明いたします。

1 款繰越金、収入済額12万6,897円。

2 款諸収入、これはありませんでした。

歳入合計、予算現額12万7,000円、調定額12万6,897円、収入済額12万6,897円、不納欠損額はゼロです。収入未済額につきましても0です。予算現額と収入済額との比較が、マイナスの103円。

次に200ページに移ります。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、支出済額5,000円、歳出合計、予算現額12万7,000円、支出済額5,000円、翌年度繰越額ゼロ。不用額12万2,000円、予算現額と支出済額との比較が12万2,000円。

次の右のページに移ります。

歳入歳出差引残額12万1,897円、うち基金繰入金はゼロでした。これは全額18年度南崎財産区特別会計へ繰り越しをいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書をごらんになっていただきたいと思います。

また、財産に関する調書は、207ページにありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

平成18年9月11日提出。

以上で南崎財産区特別会計決算の内容説明を終わらせていただきます。

続きまして、209ページをお願いいたします。

平成17年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入からご説明いたします。

1 款財産収入、収入済額884万7,506円。

2 款繰入金、これはありませんでした。

3 款繰越金54万4,741円。

4 款諸収入はありませんでした。

歳入合計、予算現額939万2,000円、調定額939万2,247円、収入済額939万2,247円、不納欠損額はゼロ、収入未済額もゼロでございます。予算現額と収入済額との比較は247円。

次のページをお開き願います。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、支出済額911万5,400円。

歳出合計、予算現額939万2,000円、支出済額911万5,400円、翌年度繰越額はありませ

した。不用額27万6,600円、予算現額と支出済額との比較27万6,600円。

次の右側のページに移ります。

歳入歳出差引残額27万6,847円。うち基金繰入金はゼロでした。これは全額18年度三坂財産区特別会計へ繰り越しをいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書をごらんになっておいていただきたいと思います。

また、財産に関する調書は、217ページにありますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

平成18年9月11日提出。

以上で三坂財産区特別会計決算の内容説明を終わらせていただきます。

以上3議案、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第73号 平成17年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第73号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第74号 平成17年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案の

とおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第74号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第75号 平成17年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第75号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第76号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第76号 平成17年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第76号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても前号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案を申し上げます。

平成17年度の決算額は、歳入総額346円、歳出総額346円、差引残額ゼロ円となりました。

なお決算の内容につきましては、助役から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

助役。

〔助役 小針 弘君登壇〕

助役（小針 弘君） それでは219ページをお願いいたします。

平成17年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入からご説明いたします。

1 款財産収入、収入済額346円。

2 款繰越金、これはありませんでした。

歳入合計、予算現額2,000円、調定額346円、収入済額346円、不納欠損額ゼロ、収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較は、マイナスの1,654円でした。

次の220ページに移ります。

歳出についてご説明いたします。

1 款繰出金、支出済額346円。

歳出合計、予算現額2,000円、支出済額346円、翌年度繰越額ゼロ、不用額1,654円、予算現額と支出済額との比較、1,654円。

次の右側のページに移ります。

歳入歳出差引残額はゼロでありました。もちろん、うち基金繰入金もゼロでありました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書と別冊の主要施策の成果を説明する書類をごらんになっておいていただきたいと思います。

平成18年9月11日提出。

以上で土地取得特別会計決算の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって議第76号議案は第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第77号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第77号 平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第77号の提案理由を申し上げます。

本案件につきましても前号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案を申し上げます。

平成17年度の決算額は、歳入決算額4億127万9,048円、歳出決算額4億127万9,048円、差引繰越額ゼロ円となります。

なお、詳しい内容につきましては、助役から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

助役。

〔助役 小針 弘君登壇〕

助役（小針 弘君） それでは227ページをお願いいたします。

平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明を申し上げます。

歳入からご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、収入済額2,835万2,000円、収入未済額がありまして、617万9,400円。

2 款使用料及び手数料、収入済額3,344万2,426円。ここにも収入未済額がありまして、29万9,695円。

3 款国庫支出金6,000万円。

4 款県支出金、これはありませんでした。

5 款繰入金 2 億5,241万6,222円。

6 款繰越金、これはありませんでした。

7 款諸収入 6 万8,400円。

8 款町債2,700万円。

歳入合計、予算現額 4 億829万9,000円、調定額 4 億775万8,143円、収入済額 4 億127万9,048円、不納欠損額はありませんでした。収入未済額647万9,095円。予算現額と収入済額との比較は、マイナスの701万9,952円でした。

次の228ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1 款下水道費、支出済額 1 億5,001万2,806円。

2 款業務費、支出済額2,903万5,217円。

3 款公債費 2 億2,223万1,025円。

4 款予備費、これはありませんでした。

歳出合計、予算現額 4 億829万9,000円、支出済額 4 億127万9,048円、翌年度の繰越額はゼロです、不用額が701万9,952円。予算現額と支出済額との比較、701万9,952円。

次の右側のページにいかせていただきます。

歳入歳出差引残額はゼロでありました。うち基金繰入金もございませんでした。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書と主要施策の成果を説明する書類をごらんになっておいていただきたいと思います。

また、財産に関する調書は、241ページに記載してありますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

平成18年 9 月11日提出。

以上で公共下水道事業特別会計決算の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第2常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって議第77号議案は第2常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第78号 平成17年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第78号の提案理由を申し上げます。

本案件につきましても前号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案を申し上げます。

平成17年度の決算額は、歳入決算額2,192万192円、歳出決算額2,192万192円、差引繰越額ゼロ円となりました。

なお、詳しい内容につきましては、助役から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

助役。

〔助役 小針 弘君登壇〕

助役（小針 弘君） それでは243ページをお願いいたします。

平成17年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明を申し上げます。

歳入からご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、収入済額17万6,190円。

2 款使用料及び手数料518万3,480円。

3 款繰入金1,651万701円。

4 款繰越金、これはありませんでした。

5 款諸収入 4 万9,821円。

歳入合計、予算現額2,227万1,000円、調定額2,192万192円、収入済額2,192万192円、不納欠損額ゼロ、収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較、マイナスの35万808円。

244ページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、支出済額581万4,520円。

2 款公債費1,610万5,672円。

歳出合計、予算現額2,227万1,000円、支出済額2,192万192円、翌年度繰越額ゼロ、不用額35万808円、予算現額と支出済額との比較、35万808円。

次のページに移ります。

歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。うち基金繰入金もゼロでございます。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書と別冊の主要施策の成果を説明する書類をごらんになっておいていただきたいと思います。

また、財産に関する調書は、253ページにありますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

平成18年9月11日提出。

以上で子浦漁業集落排水事業特別会計の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどどうぞよろしくご願ひいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第78号 平成17年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第78号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第79号 平成17年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第79号の提案理由を申し上げます。

本案件につきましても前号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案を申し上げます。

平成17年度の決算額は、歳入決算額2,079万5,926円、歳出決算額2,079万5,926円、差引残額ゼロ円となりました。

なお、詳しい内容につきましては、助役から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

助役。

〔助役 小針 弘君登壇〕

助役（小針 弘君） 255ページをお願いいたします。

平成17年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

1 款分担金及び負担金、収入済額11万9,612円。

2 款使用料及び手数料489万3,120円。

3 款繰入金1,573万6,951円。

4 款繰越金、これはありませんでした。

5 款諸収入 4 万6,243円。

歳入合計、予算現額2,092万1,000円、調定額2,079万5,926円、収入済額2,079万5,926円、不納欠損額ゼロ、収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較は、マイナスの12万5,074円でありました。

256ページに移ります。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、支出済額517万8,586円。

2 款公債費1,561万7,340円。

歳出合計、予算現額2,092万1,000円。

支出済額2,079万5,926円。

翌年度繰越額ゼロ、不用額12万5,074円。予算現額と支出済額との比較、12万5,074円。

次の右のページに移ります。

歳入歳出差引残額はゼロ円であります。うち基金繰入金もゼロでございます。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書と別冊の主要施策の成果を説明する書類をごらんになっておいていただきたいと思います。

また、財産に関する調書は、265ページに記載してありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

平成18年9月11日提出。

以上で中木漁業集落排水事業特別会計決算の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

議長（藤田喜代治君） 6 番議員、梅本和熙君

6番（梅本和熙君） ちょっとお聞きしますけれど、漁業集落のあれは入出一体ですが、これに対する耐用年数と公債費の、あと残高ですね。ちょっと担当から、わかれば。わからなければいいです。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君

6番（梅本和熙君） 質問の目的は何かと言ったら、これ、減価償却的な部分の考え方がこういうものに残っていないわけですね。だから、ある意味ではそういう意味で基金的なものを積み上げていかないと将来的にまたつくりかえるとか、そういう事態が発生した時に、また町の負担が一気に出てくる。この辺のところも将来的に見て考えていったほうがいいのではないかと思います。これは町長に対して、要望で結構です。

議長（藤田喜代治君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 他に質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議長（藤田喜代治君） これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第79号 平成17年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第79号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第80号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第80号 平成17年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計

歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第80号の提案理由を申し上げます。

本案件につきましても前号議案同様、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案を申し上げます。

平成17年度の決算額は、歳入決算額9,181万2,395円、歳出決算額9,181万2,395円、差引残額ゼロ円となりました。

なお、詳しい内容につきましては、助役から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

助役。

〔助役 小針 弘君登壇〕

助役（小針 弘君） 267ページをお願いいたします。

平成17年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

1 款分担金及び負担金、収入済額886万6,000円。

2 款県支出金5,950万円。

3 款繰入金304万6,395円。

4 款諸収入、これはありませんでした。

5 款町債2,040万円。

歳入合計、予算現額9,244万2,000円、調定額9,181万2,395円、収入済額9,181万2,395円、不納欠損額ゼロ、収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較は、マイナスの62万9,605円でした。

268ページをお開きください。

歳出についてご説明申し上げます。

1 款漁業集落環境整備費、支出済額9,110万8,607円。

2 款公債費70万3,788円。

3 款予備費、これはありませんでした。

歳出合計、予算現額9,244万2,000円、支出済額9,181万2,395円、翌年度繰越額ゼロ、不用額62万9,605円。予算現額と支出済額との比較、62万9,605円。

次のページに移ります。

歳入歳出差引残額はゼロ円であります。うち基金繰入金もゼロでございます。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書と別冊の主要施策の成果を説明する書類に記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

また、財産に関する調書は、277ページに記載してありますので、後ほどごらんをいただきたいと思えます。

平成18年9月11日提出。

以上で妻良漁業集落環境整備事業特別会計の決算の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第2 常任委員会に付託いたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって議第80号議案は、第2 常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第81号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第81号 平成17年度南伊豆町水道事業会計決算認定についてを議

題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第81号の提案理由を申し上げます。

本案は地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成17年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算を認定いただきたく、監査委員の意見を付してご提案を申し上げます。

当期の事業実施収益は前年に比べ4.0%減の2億4,424万円となりました。これは給水収益等の減によるものであります。事業費用は前年度に比べ1.6%増の2億6,484万5,000円となりました。主に簡易水道等費の減少、職員1名減などによるものであります。この結果、当期の損益は、2,060万5,000円の純損失を計上することとなりました。資本的収入の決算額は1億5,202万3,000円、同支出額は2億5,783万6,000円の結果となり、不足額1億581万3,000円につきましては損益勘定留保資金他で補てんいたしました。

水道事業の経営成績、財務状況の内容につきましては、水道課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告を求めます。

漆田修監査委員。

〔監査委員 漆田 修君登壇〕

監査委員（漆田 修君） 南伊豆町水道会計の決算意見書を申し上げます。6ページをお開きください。

決算意見書

（1）財務監査

水道事業会計について、公営企業会計財務分析比率等計算式で構成比率、財務比率、回転率、収益率で判断すると別紙のとおりであります。次のページの別紙をお開きください。

まず、財務監査であります。構成比率は記載のとおりであります。

構成比率の個別評を申し上げます。他の自治体の公営企業に見られるように、設備、構築物及び設備建設仮勘定などの金額が高く、固定資産構成比率が高くなっている。一方、単年度費用としての減価償却費や他人資本償還のための支払利息率も高い状態となっている。財源調達のための自己資本や他人資本は資本的収支の会計処理であるが、同様に資本構成比率

は98.0%と高い値であります。

2番目が財務比率であります。これは記載のとおりであります。ご参照ください。個別評 であります。一般的に固定資産の調達、自己資本と固定負債の範囲で行うべきであるが、固定長期適合率は137.0%となっており、対自己資本比率も296.0%と極めて高い数値である。

逆に流動比率は300.0%と高い良好な比率を示しているが、資本的支出の建設改良費資金財源として過年度損益勘定留保資金としての調達財源となっているため、単純比率として鵜呑みにはできないであろう。

同様に酸性試験比率も同じことが言える。

一方、負債比率は負債を自己資本より超過させないことが健全経営第一義であるので、一般的には100.0%以下が理想であるが、121.0%となっている。

(3) 回転率です。比率は記載のとおりであります。

個別評の3番を申し上げます。固定資産回転率は企業の取引量である営業収益と設備投資に投下された資本との関係で設備利用の適否を見るためのものであるが、他の自治体の公営企業同様低い値となっている。

減価償却費も構成比率で述べたように営業収益対比で41.5%であるが、償却資産合計に対しても2.7%と高い比率となっている。これらの数値が示すように設備依存型の公営企業といえよう。

(4) です。収益率は記載のとおりであります。

個別評の4番を申し上げます。経常利益率はここ数年ほぼ同率で推移し、当年度も7.4%の利益率である。これが経常利益比率です。利子負担率も昨年度をピークに漸減傾向にあるものの、今後の建設改良事業の再検討材料にすべきものと思慮される。

一般的に主要償還財源である減価償却費及び当年度純利益の合計額は、企業償還額に見合うものであるが、92.8%と、100.0%を割っている。

以上のことから総合評を申し上げます。

個別評 ないし で表すように財務比率での流動比率と固定長期適合率の数値の突出がめだっている。

公営企業会計の持つ公共性、収益性という相反する二つのバランス調整が難しいところで、今後、財務分析の意見書取り込みだけでなく、企業の成長性、将来の動向を探る手がかりとするためには管理者の資質、実務に携わる職員の専門性や能力などの定性要因を定量化する

ことによって、この問題を解決し財務分析での指摘を補うことが必要と思われる。

また、企業が現在の損益状態をリアルタイムに把握し、さらに将来の利益計画を設定するためには、単年度予算でなく、売上、費用及び利益の関係を分析する必要がある。つまり、売上の変動とそれに伴う費用及び利益の増減を明らかにすることによって、その採算関係がとらえられる。

さらに言うなら、上水道、簡易水道別に一定の経常利益を獲得するために必要とされる売上げを知ることができる事になる。

このような三者間の関係を分析することをコストボリュームプロフィタルアナライズ、広義の損益分岐分析といい、収益と費用が等しく利益がゼロになる点を一般的に売上高または有収水量で示される。実態に即してみると、会計技術的には変動費をいかにとらえるのかという難しさはあるが、今後の検討、研究事項といえよう。

そして前へ戻っていただきたいのですが、6ページであります。

これらを参考に、以下要点をまとめてみた。

平成17年度水道事業会計は、2,060万5,000円の損失となっている。これは、給水人口、流動人口ともに減り続けているにもかかわらず、継続事業として浄水場拡張工事や石綿管敷設替工事を実施した結果で、平成18年度で区切りをつけたことは適切な判断であった。

事業収益の大部分を占める給水収益は、前年度比3.1%減の2億4,258万5,000円であり、過去10年間の有収水量、給水収益と比較しても平成17年度は最低となっている。企業債未償還残高は14億5,221万9,000円で、10年間で倍増している。給水人口、有収水量ともに今後の増加が見込めないとき、これ以上の借入れ、投資は危険である。

(2) 業態監査

事務事業全般については、一昨年、職員1名減の人的構成で各業務を適切に分担したことは、一応の業務処理努力が見られる。

平成17年度末の恒常的な未収金は4件、3,119万円であり、未収金対策は課内の定型システムとして督促システムを獲得するようにし、あわせて管理者(首長)の折衝分担を明示させる方向が望ましい。

CVP分析による利益管理への導入を検討されたい。

有収水量の検針に係る諸経費は、簡易水道、上水道ともに地域間ごと(下水道対象地域や簡易水道の行政区の移管地域)に特性があり、一概に断定できないが、測定、認識、請求、入金という一連のシステムに対して合理化の余地がないか検討されたい。

石綿管敷設替工事については、経営状態を考慮しながら実施し、工事費を最低限に抑える努力をされたい。また、毎月実施している検針について、2カ月に1度実施することにより、委託料などの事務的経費も削減できる。

工事関係は前年度の指摘の結果、相当の改善が見られた。

青野大師ダム関係では、平成17年度最終年次を迎え国庫補助、企業債、一般会計繰入の各3分の1の負担金は終結となり、浄水場事業の企業債負担も平成18年度で終了する。平成13年高度浄水事業が終結した頃の財政負担の達成感と安堵感が感じられる。今後、償還債支払利子等の減は会計上理解されるところであるが、第5次拡張事業、高度浄水事業及びダム事業のキャパシティコストの任意の単位当たりにとらえるなど、売上げのCVP分析と併せ研究するなど検討をされたい。

当町の将来を見通した水道事業の基本計画を確立し、水道事業の黒字化、健全化を図りたい。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 決算審査報告を終わります。

監査委員に対する質疑を行います。

10番議員、渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） ちょっと教えていただきたいのですけれども、毎月実施している検針について2カ月に1度実施することにより、委託料などの事務的経費が削減できるということは、これはどういうところから出たのですか。2カ月にいっぺん検針をして、2カ月にいっぺん請求を出すということなのですか。その辺とのからみ、ちょっと教えていただきたい。

監査委員（漆田 修君） 実は、委託料という科目がありまして、その中では一応、検針に関わる方々の労務費ですね、人件費、それを充当しているわけですが、それが毎月、発生しております。これも監査意見書でも申し上げましたが、下水道対象地域とか特定行政区、要するに下賀茂とか上賀茂とか、その区がやっている水道の検針とか、維持管理している地域がありますね。そこは従来、定型的というのでしょうか、1カ月に1度検針しているわけです。ですから、下水道対象地域は、なぜかと言いますと、上と下の水道が、上下水道が一對になってそれを認識、測定して請求するという従来の請求システムになっておりますので、そういうところがありますので、断定はできないが、という前提を監査意見書の中では申しております。お尋ねのその委託料の件は、委託料を節減する意味でその2カ月に一度、先ほ

ど申し上げていた2つの対象区を除いた分については、検討されたいかがでしょうという
監査意見書であります。

議長（藤田喜代治君） 渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） それはわかりましたけれども、私が心配されるのは、2カ月にいっ
ぺん、請求された方は、水道料の料金を、1万円払うのを2万円になって出てくるというこ
とが心配されたので聞いたわけです。

議長（藤田喜代治君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 他に質疑もありませんので、質疑を終わります。

内容説明を求めます。

水道課長。

〔水道課長（小坂孝味君）登壇〕

水道課長（小坂孝味君） それでは水道事業の内容説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。平成17年度南伊豆町水道事業会計決算報告書からご説明いた
します。

なお、この報告書は消費税を含むものでございます。

初めに（1）収益的収入及び支出のうち収入から説明いたします。

第1款水道事業収益は補正予算を含みました予算額2億7,110万8,000円に対しまして、決
算額は2億5,644万5,580円で、予算額に比べ1,466万2,420円の減となっております。収益の
内訳としまして、第1項営業収益2億5,612万1,546円、第2項営業外収益32万4,034円とな
っております。

次に支出であります。

第1款水道事業費用は、補正予算額を含めました予算額は2億8,559万6,000円に対しまし
て決算額は2億6,991万7,178円で、不用額は1,567万8,822円となっております。費用の内訳
としましては、第1項営業費用2億2,912万470円、第2項営業外費用3,947万4,899円、3項
予備費ゼロ、第4項特別損失132万1,809円であります。

次に2ページをお開きください。

（2）資本的収入及び支出のうち、初めに収入でございます。

第1款資本的収入は、予算額合計1億5,628万6,000円に対しまして決算額は1億5,202万
3,200円で、予算額に比べ426万2,800円の減となっております。第1項他会計繰入金3,800万

円、第2項国県補助金1,558万6,000円、第3項企業債8,870万円、第4項給水負担金193万2,000円、第5項建設改良工事負担金780万5,200円です。

次に支出でございます。

第1款資本的支出は、予算額合計2億6,849万8,000円に対しまして決算額は2億5,783万6,644円で、不用額は1,066万1,356円であります。支出の内訳としまして、第1項建設改良費1億8,280万8,095円、第2項企業債償還金7,502万8,549円、第3項予備費ゼロでございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億581万3,444円は、過年度損益勘定留保資金9,720万6,132円、減債積立金70万円、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額84万4,397円並びに当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額706万2,915円で補てんをいたしました。

次に3ページの平成17年度南伊豆町水道事業会計損益計算書についてご説明いたします。

なお、消費税抜きでございます。

初めに営業収益であります(1)の給水収益から(3)その他営業収益までの合計額、営業収益は2億4,392万5,759円となっております。

次に、営業費用は、(1)の原水浄水送水配水給水費から(7)その他営業費用までの合計額は2億2,591万5,171円で、差引営業利益は1,801万588円であります。

次に4ページをお開きください。

3、営業外収益は、受取利息及び配当金と雑収益で31万3,994円であります。

4、営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費3,767万799円で、差引営業外損益は3,735万6,805円のマイナスであります。

経常損失は、1,934万6,217円となっております。5、特別損失としまして、過年度損益修正損125万8,867円計上いたしましたので、当年度純損失は2,060万5,084円となります。前年度繰越利益剰余金は1,321万8,745円ありますので、当年度未処理欠損金は738万6,339円となります。

次に、5ページの平成17年度南伊豆町水道事業会計剰余金計算書についてご説明いたします。

初めに、利益剰余金の部であります。減債積立金につきましては、前年度繰入分は70万円、当年度処分額は70万円で、当年度末残高はゼロであります。

利益積立金につきましては、増減、残高ともございません。

、未処分利益剰余金につきましては、前年度未処分利益剰余金は1,391万8,745円で、減

債積立金に70万円を積み立てましたので、繰越利益剰余金前年度末残高は1,321万8,745円となりました。

当年度純損失は、2,060万5,084円でしたので、当年度末処理欠損金は、738万6,339円となります。

次に6ページをお開きください。

資本剰余金の部についてご説明いたします。

、国県補助金は前年度末残高3億8,166万8,358円、当年度発生高1,484万3,810円、当年度処分量1万4,772円、当年度末残高は3億9,649万7,396円であります。

、受贈財産評価額は、前年度末残高2億5,453万1,499円で、当年度末残高も2億5,453万1,499円であります。

、工費負担金は、前年度末残高4億8,272万3,796円。当年度発生高927万3,524円で、当年度末残高は4億9,199万7,320円であります。

、他会計補助金は、前年度末残高4,679万9,048円で、当年度末残高4,679万9,048円あります。

翌年度繰越資本金剰余金合計額としまして、11億8,982万5,263円となっております。

次に、平成17年度南伊豆町水道事業会計欠損金処理計算書についてご説明いたします。

1、当年度末処理欠損金は738万6,339円。

3、翌年度繰越欠損金738万6,339円となります。

次に、8ページの平成17年度南伊豆町水道事業会計貸借対照表についてご説明いたします。初めに資産の部であります。

1、固定資産のうち有形固定資産は、イの土地からトの建設仮勘定までの減価償却累計額を控除しました有形固定資産合計は、37億4,094万4,139円であります。

次に無形固定資産は、水利権と電話加入権で、無形固定資産合計は306万8,000円あります。

固定資産合計額は37億4,401万2,139円となります。

2、流動資産の現金預金は1億9,228万3,876円で、未収金は給水未収金3,806万3,693円となっております。貯蔵品は、流動資産合計は2億3,054万5,569円で、資産合計は39億7,455万7,708円あります。

負債の部です。

3、流動負債は未払金と預り金で、流動負債合計は7,680万6,097円で負債合計は同額の

7,680万6,097円であります。

次に10ページをお開きください。

資本の部であります。

4、資本金。

自己資本金は12億6,309万4,091円であります。自己資本金のうち、企業債は14億5,221万8,596円で、資本金合計は27億1,531万2,687円となります。

5、剰余金。

1、資本剰余金は、イの国県補助金から二の他会計補助金まで、資本剰余金合計は11億8,982万5,263円であります。

(2) 利益剰余金、当年度未処分利益剰余金合計は、738万6,339円で、剰余金合計は11億8,243万8,924円となります。

資本合計は38億9,775万1,611円であります。

負債・資本合計は39億7,455万7,708円で、資産合計と数字が一致します。以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第2常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって議第81号議案は、第2常任委員会に付託することに決定いたしました。

閉議及び散会宣告

議長（藤田喜代治君） 本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

各常任委員会に付託されました議案審議のため、あすより20日まで休会といたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 藤 田 喜 代 治

署 名 議 員 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 石 井 福 光

平成18年9月南伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

平成18年9月21日(木)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第62号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会の設置について
- 日程第 3 議第63号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会の設置について
- 日程第 4 議第69号 平成17年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議第70号 平成17年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議第71号 平成17年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議第72号 平成17年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議第76号 平成17年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議第77号 平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議第80号 平成17年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議第81号 平成17年度南伊豆町水道事業会計決算認定について
- 日程第12 まちづくり特別委員会中間報告について
- 日程第13 発議第 5号 道路整備の促進に関する意見書
- 日程第14 閉会中の継続調査申出書の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番 保坂好明君

2番 清水清一君

4番 谷川次重君

6番 梅本和熙君

7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	石井福光君	12番	横嶋隆二君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	助役	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	鈴木博志君
企画調整課長	高橋一成君	建設課長	奥村豊君
産業観光課長	外岡茂徳君	窓口税務課長	石井司君
健康福祉課長	小島徳三君	会計室長	佐藤博君
教委事務局長	谷正君	水道課長	小坂孝味君
生活環境課長	大年清一君	総務係長	松本恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本正久	主幹	栗田忠蔵
--------	------	----	------

開議 午前9時30分

開議宣告

議長（藤田喜代治君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより、平成18年9月定例会本会議第3日目の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（藤田喜代治君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

10番議員 渡 邊 嘉 郎 君

11番議員 石 井 福 光 君

議第62号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） これより議案審議に入ります。

議第62号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会の設置についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員会委員長。

〔第1常任委員長 保坂好明君登壇〕

第1常任委員長（保坂好明君） 第1常任委員会の報告を申し上げます。

開催月日及び会場。平成18年9月14日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後3時47分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席は記載のとおりでございます。

事務局。記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員。町長以下記載のとおりであります。

議事件目、付託件目、委員会決定。議第62号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会の設置について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。議第62号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会の設置について。

意見または要望。

1、自立支援制度が10月から施行されるが、支援体制はどのようになるのかとの質疑があり、今までは所得に対し負担が決まっていたが、今後は所得とサービス量による1割負担をお願いすることとなる。また、低所得者に対しては負担の上限が決められており、軽減を図られる仕組みとなっているとの答弁がなされた。

2、障害施設の支援費も約6,000万円弱出ているが、つくし学園の建てかえ見通しはどの質疑があり、一昨日、賀茂郡の首長、議長、施設の関係者等をつくし学園の建てかえの要望に行ってきた。老朽化が進む中で、施設の建てかえの窮状はよく理解していただきながらも、建設費を見直す点があるのではとの指摘もいただいたとの答弁がなされた。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第62号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会の設置については、委員長の報告のとおり原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第62号議案は原案のとおり可決されました。

議第63号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第63号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会の設置についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員会委員長。

〔第1常任委員長 保坂好明君登壇〕

第1常任委員長（保坂好明君） 第1常任委員会の報告を申し上げます。

開催月日及び会場。平成18年9月14日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後3時47分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は記載のとおりです。

事務局。記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員。町長以下記載のとおりであります。

議事件目、付託件目、委員会決定。議第63号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会の設置について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員会中にあった意見または要望事項。

議事件目。議第63号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会の設置について。

意見または要望。

特に意見要望はございませんでした。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第63号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会の設置については、委員長の報告のとおり原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第63号議案は原案のとおり可決されました。

議第69号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第69号 平成17年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員会委員長、第2常任委員会委員長。

〔第1常任委員長 保坂好明君登壇〕

第1常任委員長（保坂好明君） まず、第1常任委員会の報告を申し上げます。

開催月日及び会場。平成18年9月14日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後3時47分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は記載のとおりであります。

事務局。記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員。町長以下記載のとおりであります。

議事件目、付託件目、委員会決定。議第69号 平成17年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出、第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第8款消防費、第9款教育費、第11款公債費、第12款予備費、歳入全般は、原案について認定すべきものと決定いたしました。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。議第69号 平成17年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

意見または要望事項。

1、追加説明はなかったが、決算審議のあり方として説明資料は出ているが、年度内の主要な事業と財政状況については報告をお願いしたいとの要望があり、検討をさせていただきたいとの回答がなされた。

2、2006年から実質公債費比率が提示されるようになったが、その詳しい内容を求めるとの質疑があり、総務省から公営企業特別会計等への繰り出しを含めた公債費比率を求められ、来年度から当町も記載したいという。現在南伊豆町は10.8%、下田市20.5%、県平均14.1%、

町平均12.7%です。実質公債費比率が18%を超えると地方債の発行について知事の許可が必要となり、25%未満は公債費負担適正化計画の提出を求められるとの答弁がなされた。

3、南伊豆計算センター時代と独自の電算システム導入による負担の比較について質疑があり、計算センター当時は約2,800万円、TKCへ移行した状況は約6,600万円ほどかかり、大きな負担が強いられている。今後は基幹業務電算システム検討委員会を開催し、経費削減に努める。また、郡内TKC採用の町と連絡会を持って検討したいとの答弁がなされた。

4、ADSLの整備についての状況と光ファイバー整備を伊豆半島サミット会議で国や県に対して地域間格差の是正のためにも提案することの要望があり、ADSLについては本年度妻良局と蛇石局の整備を実施させていただきます。また、光ファイバー整備については、伊豆半島サミット等を通じて近隣市町村と共同し、国県へ強く要望しますとの答弁がなされた。

5、財産管理事務に関連し、緑の雇用担い手事業は、県が新しい事業を指導ということがあっても、事業の採択や町有林の管理は適正であったのか、また伐採した木材の売却数量と額はどうかとの質疑があり、各年度事業者と協定を結びほとんど手が入っていない一条地区の町有林の約40年生樹木を間伐したが、新しい林業スタイルで試みたため地元へは誤解を招いたと反省している。平成15年度208万3,964円、176.22立米、平成16年度390万7,352円、226.231立米、平成17年度321万6,991円、333.789立米。売却先は、富士の材木市場並びに賀茂材木組合、町内の製造業ですとの答弁がなされた。

6、路線バスの維持についての県補助金の見通しと路線バス対策協議会やその他の審議会等にも見られるが、その構成メンバーに業者、いわゆる受益者が入っているのはいかがか、また今後の自主運行バスのあり方を検討するために、路線バス対策協議会とは別に設置した方がよいのではとの質疑があり、県の予算状況は自主運行バスで平成17年221路線、3億3,200万円、平成18年度245路線、2億8,200万円であり、補助金は平成16年度まで自主運行バスの経費について2分の1補助でしたが、平成17年度から経常費用の20分の9、路線ごとに再計算する方法となりました。協議会その他については担当課と今後検討していきたいとの答弁がなされた。

7、今後の起債に当たっての考え方と財政運用の見通し、財政の現状と流れを町民に知らせよう質疑があり、財政計画に基づき運営がなされているが、今現在、各課ごとの財政計画策定に当たりヒアリングを準備している。その後財政運用を的確にするため財政見通しを立てたい。また大規模事業のヒアリングの際には内容を見極めながら順位制をもって進めた

い、財政公表の仕方等は総務課で検討しているところですのでとの答弁がなされた。

8、現在の公立湊病院の受託医療機関の地域医療体制に対する認識や状況をかんがみると、次の指定管理者委託契約時には受託医療機関について検討する必要があるのではとの質疑があり、救急体制、医師確保問題等さまざまな課題があり、建設検討委員会ではもちろんのこと、組合議会、全員協議会等で今後議論していかなければならないとの答弁がなされた。

9、教育費の工事請負費の内容について質疑があり、竹麻小学校は体育館のドア取りかえ、給食室床の水道給水管補修工事、南中小学校は体育館污水配管更新工事、ネットフェンスの改修工事、南上小学校は防火水槽の撤去工事であるとの答弁がなされた。

10、プール事故の対応について質疑があり、ふじみ野市のプール事故翌日に町内各小学校のプール排水溝について検査し異常のないことを確認した。なお、事故が発生したプールは排水構造が違うため危険度は少ないが、再度確認している状況であるとの答弁がなされた。

以上であります。

〔第2常任委員長 清水清一君登壇〕

第2常任委員長（清水清一君） 第2常任委員会の報告をいたします。

開催月日及び会場。平成18年9月15日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後0時01分。

委員会の出席状況及び委員会外の出席議員。記載のとおりでございます。

事務局。記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員。町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目。議第69号 平成17年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費、関連歳入について行いました。

委員会決定。原案のとおり決定するものと決定。

審議中にあった意見または要望。

議第69号 平成17年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出のうち第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費及び関連歳入。

1、伊浜漁港浚渫土砂成分分析調査委託料についての質疑があり、子浦漁港へ運ぶため分析したとの答弁がなされた。

2、有害鳥獣の駆除の賞賜金についての質疑があり、イノシシ84頭で84万円、猿が3頭で6万円であったとの答弁がなされた。

3、農山村総合施設管理運営事務の臨時管理人賃金と南上プール監視委託料についての質疑があり、プール監視人賃金及びライフセーバー委託料の雇い入れ関係であり、ことし3,400名の利用者があったとの答弁がなされた。

4、林道青野八木山線についての質疑あり、調査費であり次年度工事の着手予定であるとの答弁がなされた。

5、林道一条加増野線について質疑があり、国の補助基準の対応が難しく、条件が整うまで一時見合わせているとの答弁がなされた。

6、森林国営保険料及び分収林造林保育委託料についての質疑があり、山火事対策の保険及びクヌギやコナラ等の保育を行っているとの答弁がなされた。

7、港勢調査委託料についての質疑があり、全国漁港調査委託が毎年義務づけられており、船の調査と町内各漁港について調査しているとの答弁がなされた。

8、下流漁港高度化工事についての質疑があり、下流漁港の沖防波堤の整備のためテトラポットを設置し、平成21年度までの予定であるとの答弁がなされた。

9、県支出金の農業委員会関係についての質疑があり、県の補助金であるとの答弁がなされた。

10、決算説明資料についてわかりやすく記載するよう要望があった。

11、まき網漁業の違反行為に対する対策への取り組みについて質疑があり、平成18年度下田市漁協、南伊豆町漁協及び下田市、南伊豆町等各関係者との合同の上、対策協議を行っていきたいとの答弁がなされた。

12、下流県営工事だけでなく、町内漁港関係の未整備についての質疑があり、現在継続事業を優先し、その他の漁港については十分ではなく、把握はしているが早急には実施できないとの答弁がなされた。

13、森林振興について森林が荒廃してきている。国県に働きかけ、早急な整備の取り組みについて質疑があり、森の力再生事業等国県補助等で賀茂農林事務所に依頼し、本年度は町内山林36ヘクタールを整備する予定であるとの答弁がなされた。

14、一条分収林（町有林）について、県の指導要綱に基づいて行われたのかとの質疑があり、平成15年、16年については従来の間伐であり、平成17年度は列条間伐であった。今後は県の指導要綱に基づき指導していきたいとの答弁がされた。

15、伊豆早春フラワーウォーキング運営について質疑があり、平成18年度は下田市及びIKCの撤退があったが、河津町、南伊豆町、松崎町で開催し、事務局も3町の持ち回りで

い、今後は経費のかからない方法を検討しながら運営していきたい。なお、南伊豆町は3月10日、11日の予定であるとの答弁がなされた。

16、銀の湯温泉使用料と銀の湯会館使用料の違い及び今後の施設管理について質疑があり、弓ヶ浜温泉への分湯とお客様の入館料の違い及び施設管理については、老朽化が進み修繕工事等を行っている現状であり、今後の検討課題であるとの答弁がなされた。

17、銀の湯会館の高齢者入浴に対しての使用料及び曜日設定について質疑があり、高齢者については9月1日から月曜日、金曜日の割引を試行しているが、今後、利用状況により検討していきたいとの答弁がなされた。

18、南伊豆歩道運営協議会負担金について質疑があり、下田市、南伊豆町、松崎町と県及び各観光協会、休暇村からの負担金であり、遊歩道の草刈り等整備管理を行っているとの答弁がなされた。

19、歩道の草刈りについても質疑があり、年2回草刈りを実施しているが管理が行き届かないところについては、そのつど連絡してもらいたいとの答弁がなされた。

20、小口資金利子補給助成金について質疑があり、利用件数が17件あり、1件融資700万円の上限であり、町単独の利子補給であるとの答弁がなされた。

21、公共施設について検討会議はあるのか、また町有施設の有効利用について質疑があり、横の連絡はとっているが検討会議は実施していない、有効利用についても努力はしてきたが今後も検討課題であるとの答弁がなされた。

22、町有施設について、観光客利用のためプロジェクトチーム等で検討する必要があるとの要望があった。

23、弓ヶ浜や海岸でのキャンプについて、キャンプマナー条例の制定について検討が必要であるとの意見があった。

24、建設事業等で工事業者に対し仕入れ等について町内業者を優先するよう依頼しているのかとの質疑があり、指導しているがなかなか難しいのが現状であるとの答弁がなされた。

25、我が家の専門家診断事業の内容と成果について質疑があり、町内対象住宅1,660棟のうち122棟が診断済みであり、本年は5棟の予定であり、耐震補強30万円の補助については平成15年度に1棟であるとの答弁がなされた。

26、町道の橋梁維持管理について質疑があり、町内243の供用があり、緊急度の高いところから維持補修に努めたいとの答弁がなされた。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

12番議員、横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 賛成の意見で討論でございますが、よろしいですか。

17年度一般会計の決算認定に当たり、賛成の討論を行います。

平成17年度の予算は、前執行部の時代に編成されたものであります。その後、前岩田町長の辞職表明後、議会からの提案で若干の修正をして執行されたものであります。もちろん編成前には、起債と基金を崩して保健福祉センター建設をとりやめるなど多額の財政支出に歯止めをかけることをしてまいりました。しかしながら、全体としては財調1億2,500万を取り崩すなどの弱点もあったと指摘せざるを得ません。予算執行の直後に前岩田、稲葉執行体制が辞職、そして退任後5月の町長選挙後、現鈴木町長の執行体制が始まりました。

予算編成上の弱点はあったものの、執行の中では電算機器導入や工事等の入札で大幅な改善があり、税の節減が一面で図られてきております。

平成17年度決算に見られる実質的将来財政負担額比率、これは標準財政規模に対する起債残高と基金残高、この比率であります。これはピークの平成15年の150.1%、平成16年の149.2%に比して、平成17年度はこうした弱点もありながら142.3%に減少してきています。

ここ数年財政問題を理由に合併が押しつけられようとしてきていますが、まじめな財政運営を推進することにより、大変ではありますが、健全な自治体運営は可能であるという兆しは十分みられています。

この点から見た場合に、前岩田町長、稲葉助役の執行体制は、国の三位一体改革の影響はあったものの、それを上回る乱暴な財政支出等で実質的将来財政負担額比率を平成13年に73.4%であったものを平成14年には100%を超え、平成15年には150%と、意図したかのように財政困窮状況をつくり出して合併不可避の装いをした、こういうふうに指摘しても言い過ぎではありません。

現鈴木町長は平成16年度住民投票の結果を尊重する言明を表明し、それを実行する。マスコミ調査でも現在規模の自治体運営を主張しております。

監査意見では、町初め職員全体の組織のあり方にも言及されていますが、住民の生活を守

るという自治体本来のあり方を高めるとともに、南伊豆町の一層の発展のために住民とともに住民自治の強化をして、自立して輝く半島先端の町の振興に力強く進んでいくべきであるし、私たちもその立場でまちづくりに取り組む決意を表明して、決算に当たっての賛成の討論といたします。

以上です。

議長（藤田喜代治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は各委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第69号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第70号～議第72号、議第76号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） これより議案審議に入ります。

議第70号 平成17年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第71号 平成17年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議第72号 平成17年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第76号 平成17年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員会委員長。

〔第1常任委員長 保坂好明君登壇〕

第1常任委員長（保坂好明君） 第1常任委員会の報告を申し上げます。

開催月日及び会場。平成18年9月14日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後3時47分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は記載のとおりです。

事務局。記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員。町長以下記載のとおりです。

議事件目、付託件目、委員会決定。議第70号 平成17年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。議第71号

平成17年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。議第72号 平成17年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。議第76号 平成17年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。議第70号 平成17年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第71号 平成17年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議第72号 平成17年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第76号 平成17年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

意見または要望事項。

1、医療費の軽減策で保険事業での取り組みとこれまでの成果、そして国民健康保険制度そのものについての質疑があり、国の制度改正に基づき7月25日、国民健康保険の高齢者受給者証及び一部負担の変更について広報や回覧板を該当者に向けて行い、平成18年度より予防重視型の施策の変更に伴い、地域包括支援センターを柱に介護予防事業並びに新予防給付を行うようになったとの答弁がなされた。

2、国民健康保険の未収入金と不納欠損について質疑があり、保険証の更新により変更時には呼び出しをし、保険証の短期交付や資格証明の交付の措置で未収入金回収を検討しているとの答弁がなされた。

3、医療費や介護給付費の軽減のため医療予防や介護予防の事業は重要である。ヘルスアップ教室など進んだ事業を行っているが、医療機関とも連携し予防事業を推進すべきであるとの質疑があり、前向きに取り組むとの答弁がなされた。

4、町有財産の有効活用について質疑があり、より有効的な活用については前向きに検討したいとの答弁がなされた。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

12番議員、横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 討論は議70号、71号、72号に関連してですが、これは反対の討論です。

委員会の討論でも言及しましたが、これは現場の担当や行政の執行状況に対する反対の意見ではなくて、国保、老健、介護保険というのは国の制度改革によって大きく影響される事業であります。この間国保の制度改革、老健の制度改革や介護保険の制度改革がありました。いずれも高齢者も含めて負担が増しているという状況で、国が抜本的に国民皆保険制度の主旨をもって医療に取り組むべきことが、負担が高齢者にいつている。介護保険の問題でも同様であります。現場ではこうした点から非常に困難な状況に陥っているということがあります。こうしたことを国が先頭になって改善することなしには、この問題を解決することができませんし、一層高齢者に負担が進むと。こうした点から、抜本的な改善を要求して反対の意見とさせていただきます。

現場の担当の方々には、本当に敬意を表するものでありますが、以上で意見を述べさせていただきます。

議長（藤田喜代治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第70号 平成17年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 賛成多数です。

よって、議第70号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第71号 平成17年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 賛成多数です。

よって、議第71号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第72号 平成17年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 賛成多数です。

よって、議第72号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第76号 平成17年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第76号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第77号、議第80号及び議第81号の委員会報告、質疑、討論、
採決

議長（藤田喜代治君） 議第77号 平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第80号 平成17年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第81号 平成17年度南伊豆町水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

第2常任委員会委員長。

〔第2常任委員長 清水清一君登壇〕

第2常任委員長（清水清一君） 第2常任委員会報告をいたします。

開催月日及び会場。平成18年9月15日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後0時01分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員。記載のとおりでございます。

事務局。記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員。町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、委員会決定。議第77号 平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決定。議第80号 平成17年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決定。議第81号 平成17年度南伊豆町水道事業会計決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決定。

審議中にあった意見または要望。

議第77号 平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

1、加入状況についての質疑があり、湊地区59.34%、手石地区34.29%、全体で51.87%の加入率になっているとの答弁がなされた。

2、下水道利用料と浄化槽利用料での金額の比較はとの質疑があり、上水道が基本料金の家庭では、浄化槽より下水道の方が安く有利であるとの答弁がなされた。

議第80号 平成17年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

特に意見、要望はなかった。

議第81号 平成17年度南伊豆町水道事業会計決算認定について。

特に意見、要望はなかった。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第77号 平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第77号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第80号 平成17年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第80号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第81号 平成17年度南伊豆町水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第81号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

まちづくり特別委員会中間報告についての上程、報告、質疑

議長（藤田喜代治君） 日程第12、まちづくり特別委員会中間報告についてを議題といたします。

まちづくり特別委員会から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議なしと認めます。

よって、まちづくり特別委員会中間報告を受けることに決定しました。

まちづくり特別委員会委員長の発言を許可いたします。

まちづくり特別委員会委員長、清水清一君。

〔まちづくり特別委員長 清水清一君登壇〕

まちづくり特別委員長（清水清一君） まちづくり特別委員会報告。

「希望の持てる南伊豆町」まちづくりの提言。

基本的考え。

南伊豆町民は、2004年10月17日の住民投票で合併によらないまちづくりを選択しました。この過程の中で、わたしたち町民は「情報の共有」こそがまちづくり原動力であることに気がつきました。

まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え行動することが出発点であり、このことが自治の基本と考えます。

まちづくり特別委員会は、こうした観点を踏まえ、「希望の持てる南伊豆町」まちづくりの検討に当たり、以下の二点を柱に据えました。

- 1、情報共有や住民参加などの仕組みを検討する。
- 2、焦眉の課題である地域産業振興について検討する。
- 3、その他。

- 1、情報共有や住民参加などの仕組みについて。

まちづくり条例について。

考え方。まちづくりにおける情報共有と住民参加のあるべき姿を位置付ける。

条文案、骨子。別紙にて添付されてございます。

情報媒体。

C A T Vネットワークの構築。

町民誰もが容易に気軽に情報を得ることができる環境を構築する。

各地のC A T Vを連結させ町内情報の一本化、広域化を図る。

南伊豆町放送協会を設立し発信ポイントとする。

ブロードバンドの整備。

光通信網の早期整備。

インターネット配信と双方向通信の充実。

必要に応じて情報を得ることができるよう町ホームページの充実整備等。

- 2、焦眉の課題である地域産業振興について。

三位一体改革などによって作り出された地方財政の厳しい状況から、町民の創意・知恵を集めたソフト充実による方策が強く求められる。

産業振興。

南伊豆町の主要産業は観光業ですが、観光と一次産業との真に有機的な結びつき・連携を
作ることが必要です。このつながりの中で、あらゆる面での経済効果を追求し、かつ起業の
きっかけを絶えず追求することが求められます。

経済効果を生み出す中から、ハードの充実を身の丈に合わせて進めていくことがきわめて
重要です。

観光。

観光スポットの整備・見直し

石廊崎地区。石廊崎は黒潮文化が育んだ南伊豆町の観光原点であると同時に、伊豆半島全
体のシンボルだとの観点での構築が必要。

石廊崎灯台を参観灯台として年間を通して誘客。

ジャングルパーク、トイレの整備は緊急課題。駐車場確保とともに土地所有者との粘り強
い交渉が求められる。現在、各界各階層の関係者に相談を図りつつ検討を重ねています。行
政の果たす役割は大きいと考えます。

町有財産の活用。

遊休町有地の売却・賃借も含め、観光スポットとして活用。

バイクステーション「オートバイツーリングにおけるBIKE STATION」目的の
土地紹介依頼があった。

下賀茂温泉観望の丘。

青野川沿いに散在する温泉の湯煙は、季節条件により青野川の流水と外気のかかわりで濃
霧が発生し、段山から望む雲海は見事なものである。

段山の町有財産を展望化開発し、温泉の湯煙と雲海の見える場所として観光化することを
提案します。

差田グラウンド隣接町有地及び既存の体育施設の活用。

温暖な気候と温泉資源をアピールしたスポーツ合宿の誘致に積極的に取り組む。

商工。

特産品の開発と生産。

橙の砂糖づけ、きゃら蒨等。

竹の有効利用、炭の他、建材・殺菌材等の商品開発。

制度創設による地元業者の雇用創設。

リフォーム助成制度の創設。

地元農水産物を使った料理の開発。

公共投資が縮減傾向の中、多角経営支援・選択肢の拡大に取り組む。

農林。

湯の花広場活性化、その他の項に別記。

農産加工品の開発と生産。

遊休農地の定年帰農、Iターン農業への提供と貸農園。

マーガレットの宣伝。

マーガレットでは世界一の品種保持を維持し、地元の経済活動に大きく貢献している県農業試験場南伊豆分場との連携を深め、いっそうの振興を進める。

水産。

南伊豆ブランドの確立。

トラフグの種苗生産と稚魚放流による一貫した水産資源の管理・育成。

CASシステム等の活用による石廊崎沖で水揚げされるイカ・イサキ・キンメのブランド化。

流通システムの見直しと生産者価格の保障。

IT導入により生産者と消費者を直接結びつける（食の安全・安心）など、独自の販路開拓。

協同出荷。

適正生産者価格の保障。

水産資源の温床・保護の推進。

まき網漁業の違反行為に対する罰則と監視体制の強化及び操業規制を求める。

水産加工品の開発。

イカの沖付けや船干しで見られるよう生製品の付加価値をつける。

定住促進。

定年移住者の相談、空家・土地の紹介など。

町営住宅の建設。

ブロードバンドの整備。

その他。

行政事務及び政策選択の有効性。

行財政特別委員会最終提言を示す行政評価システムの一層の推進を望む。

導入検討委員会の早期立ち上げと決断が望まれる。

評価の視点として、

変化への対応

総合性の確保

簡素化、効率化

信頼性の確保

医療・福祉・環境衛生・教育。

温泉の利活用、地場農林水産物を活用したスローフード、アンチエイジングの視点を医療と連携し、予防医療の推進・寝たきり老人のいない町づくり。

計画的財政運営で、適正時期に一般廃棄物の自区内処理の計画。

旧厚生省薬用植物栽培試験場跡地活用について。

通称の早期決定。旧薬用試験場跡地と呼ばれ久しくなりますが、町民に親しめ温泉街下賀茂を想起させるような名称を早くつけるべきです。

旧厚生省薬用植物栽培試験場跡地活用について3月4日にフォーラムを行いました。ここに7名の方から積極的な提案がありましたが、そこに共通する内容は、

地元住民と観光客対応

直売所

食事何処

体験施設

展示

食品加工などです。

同所は、利活用できる平坦地が少ない南伊豆町において重要に土地であります。同時に早春の「みなみの桜と菜の花まつり」時の駐車場確保などとの関係から、その活用については各要求の検討が求められます。

その中でも、欠かせない要素としては、

1 インフォメーション

2 経済効果システム

3 地元と観光客のニーズ対応などがあげられます。

政府は三位一体改革で地方交付税額の見直しを進める中で依然町財政運営について厳しい見地が求められている今日、これまでのようなスクラップアンドビルドの考え方を転換し、

既存のものをいかに活用できるかにどれだけ知恵を絞れるかが問われています。

考慮すべき観点としては、

1、最小経費で最大効果（既存施設の活用をどこまで考えられるか。リフォーム等を含めて）

2、経済効果の試算

3、町民の各種生産活動とのタイアップなどが挙げられると思います。

各種団体の意見交流。

平成17年9月25日 南伊豆町観光協会。

平成17年9月29日 南伊豆町農業振興会。

平成17年10月14日 南伊豆町漁協・南伊豆町遊漁船組合。

平成17年10月26日 南伊豆町商工会。

平成18年3月4日 まちづくりフォーラム。

平成18年5月10日 まちづくり調整会議です。

以上、報告いたします。

議長（藤田喜代治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

以上でまちづくり特別委員会中間報告を終わります。

発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 発議第5号 道路整備の促進に関する意見書を議題といたします。

本案は清水清一君が提案者で、所定の賛成議員もあります。

提案説明を求めます。

清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） それでは、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

道路整備の促進に関する意見書。

道路は、豊かな国民生活や社会・経済活動を支え、文化振興や地域間交流を促進する最も基礎的な社会基盤であります。

本町において、伊豆縦貫自動車道は、観光・経済・医療の面で特に大きな影響が期待される道路であり、町民はもとより観光客の悲願となっており、早期完成の実現が強く求められています。

また、基幹道路の整備はかなり進められてきたものの、伊豆縦貫自動車道へのアクセス道路、伊豆横断自動車道等、町民が安全で安心して豊かに暮らせるために必要な道路整備は道半ばであり、渋滞対策や住民の生活と密着した生活道路の安全性、あるいは地形の急峻な中山間地との交通確保などを求める切実な声が町民から寄せられています。

さらに本町は東海地震等の発生余波が危惧されており、町民の生命・財産の安全を第一に確保するために、緊急物資を運ぶ輸送路などの整備を進め、災害に強い道づくりに取り組む必要があります。

よって、国においては、道路特定財源に関して一般財源化を基本方針とした見直しの議論がなされている中、こうした本町の実情を踏まえ、生活関連道路整備に必要な予算の確保に努めるとともに、長期的視点に立った道路整備が図れるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定によって提出します。

意見書提出先。内閣総理大臣、小泉純一郎、財務大臣、谷垣禎一、総務大臣、竹中平蔵、国土交通大臣、北側一雄、衆議院議長、河野洋平、参議院議長、扇千景。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔 「なし」と言う人あり 〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と言う人あり 〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第5号は原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査申出書の件

議長（藤田喜代治君） 日程第14、閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長、第1常任委員会委員長、第2常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長及びまちづくり特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付いたしました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉議及び閉会宣告

議長（藤田喜代治君） 本日の議事件目は終了しましたので、会議を閉じます。

9月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成18年9月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 10 時 27 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 藤 田 喜 代 治

署 名 議 員 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 石 井 福 光